

第2次 大分市商工業振興計画



大分市

OITA CITY



はじめに

わが国では、急速に少子高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎える中、産業を支える労働力の不足や消費市場の縮小が懸念されています。また、スマートフォンなどの情報通信機器やSNSなどのサービスの急速な普及に伴う情報通信技術の進歩、企業の国際的な競争の激化やインバウンド需要の高まりなどによる社会経済活動のグローバル化の拡大、市民の価値観やライフスタイルの多様化など、商工業を取り巻く環境は刻々と変化しております。

このような情勢に対応すべく、これまで本市においては、第1次大分市商工業振興計画に基づき、各種施策を計画的に推進するとともに、平成27年4月に「大分市中小企業振興基本条例」を施行し、中小企業の活性化に取り組んでまいりました。

また、本年6月には、大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」を策定し、基本的な政策の着実な推進に努めているところです。

今後、本市におきましても少子高齢化のさらなる進行と、人口が減少に転じることが予測されるなど、社会経済情勢の変化がさらに加速していくことが見込まれる中、本市のまちづくりを支える強い基盤を築くためには、商工業のさらなる振興が不可欠です。

こうした認識のもと、時代のニーズに即した施策の構築・展開を図るため、このたび「第2次大分市商工業振興計画」を策定いたしました。

本計画では、大分市中小企業振興基本条例や大分市総合計画の趣旨を踏まえ、「新たな産業の創出」「産業集積の推進」「企業の競争力の強化」「就労支援と勤労者福祉の充実」を基本施策に掲げ、新たな時代にふさわしい取組を定めました。本計画を着実に推進し、商工業のさらなる振興を図ることにより、総合計画に掲げる都市像「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」の実現をめざしてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心なご議論をいただきました策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました事業者並びに市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成28年12月

大分市長 佐藤 樹一郎



contents

第1章 計画の概要	
1. 計画の目的	6
2. 計画期間	6
3. 計画の位置付け	6
4. 計画の策定方針	7
第2章 本市の特性と取り巻く情勢	
1. 本市の特性	10
2. 本市を取り巻く情勢	13
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 計画の基本方針	18
2. 計画の基本施策	19
3. 計画の体系図	20
第4章 計画の推進について	
1. 計画の推進体制	22
第5章 基本施策	
1. 新たな産業の創出	
■ 現状とめざす方向性	27
■ 施策の方針 (1) 創業の促進	28
1 創業支援	28
(2) 成長産業の育成・振興	30
1 成長産業の育成	30
2 ツーリズムの振興と商業の活性化	34
■ 成果指標	35
2. 産業集積の推進	
■ 現状とめざす方向性	37
■ 施策の方針 (1) 企業立地の推進	39
1 企業立地の推進	39
(2) 流通拠点の活用促進	41
1 公設地方卸売市場の機能向上	41
2 大分港大在コンテナターミナルの活用促進	42
3 大分流通業務団地の活用促進	43
■ 成果指標	43
3. 企業の競争力の強化	
■ 現状とめざす方向性	45
■ 施策の方針 (1) 経営基盤の強化	46
1 高度化・効率化の促進	46
2 雇用の確保と人材の育成	47
3 販路拡大の支援	49
(2) 工業、商業・サービス業の活性化	51
1 工業の活性化	51
2 商業・サービス業の生産性向上	52
3 魅力ある商店街づくり	53
(3) 地域資源の活用促進と地場産業の育成	55
1 地場産業の育成	55
2 農林水産物の活用促進	57
3 ビジネスマッチングに向けた情報発信	58
■ 成果指標	59
4. 就労支援と勤労者福祉の充実	
■ 現状とめざす方向性	61
■ 施策の方針 (1) 就労支援	63
1 就労機会の拡大	63
2 技能習得の支援と若年者の職業観の形成支援	65
(2) 勤労者福祉の充実	67
1 福利厚生充実	67
2 労働環境の整備促進	68
■ 成果指標	69
成果指標一覧	70
1. 大分市産業活性化プラザの紹介	74
2. 各種支援機関の紹介	78
3. データで見る本市商工業の現況	92
4. 大分市中小企業振興基本条例	109
5. 参考資料	116



総論

第1章 計画の概要

第2章 本市の特性と取り巻く情勢

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の推進について



A night-time photograph of an industrial facility, likely a refinery or chemical plant, situated along a body of water. A prominent red and white striped smokestack is on the left, emitting a small plume of smoke. The facility is illuminated by various lights, and several tall distillation columns are visible in the background. The sky is a deep blue, and the water in the foreground is dark.

計画の概要

第 1 章



第 1 章

計画の概要

1. 計画の目的

本市は、平成 21 年に平成 28 年を目標年次とする第 1 次大分市商工業振興計画（以下、「第 1 次計画」という。）を策定し、商工業の振興を計画的に推進してきました。

第 1 次計画に掲げた「産業集積の推進」「中小企業支援」「商業の活性化」「農商工連携の促進」「安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実」の基本施策に基づき推進してきた「主要な取組・事業」32 項目については、31 項目で「目標を十分に達成している」又は「ほぼ達成している」という評価となりました。

その一方で、わが国においては、少子高齢化が進み、経済のグローバル化、消費者ニーズの高度化・多様化、情報通信技術の進歩など、商工業を取り巻く環境は劇的な変化を遂げています。

このような中、本市においては、平成 27 年 4 月に中小企業の活性化を図り、本市経済の持続的な発展と市民生活の向上を目的に「大分市中小企業振興基本条例」を施行しました。

また、平成 28 年 6 月には、大分市総合計画「おおいた創造ビジョン 2024」を策定し、めざす都市像として「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」を掲げ、市民福祉の向上、教育・文化の振興、産業の振興、都市基盤の形成などの基本的な政策の着実な推進に取り組んでいます。

本計画は、こうした状況を踏まえ、今後も加速する社会経済情勢の変化を見据えながら、条例や総合計画の趣旨に基づき、本市商工業のさらなる振興を図ることを目的に策定するものです。

本計画を着実に推進することにより、本市経済の持続的かつ安定的な成長を促し、地域の発展を図るとともに、産業振興の視点から総合計画に掲げられた都市像の実現をめざします。

2. 計画期間

計画期間は、平成 29 年（2017 年）1 月から平成 34 年（2022 年）3 月までとします。^{（※ 1）}

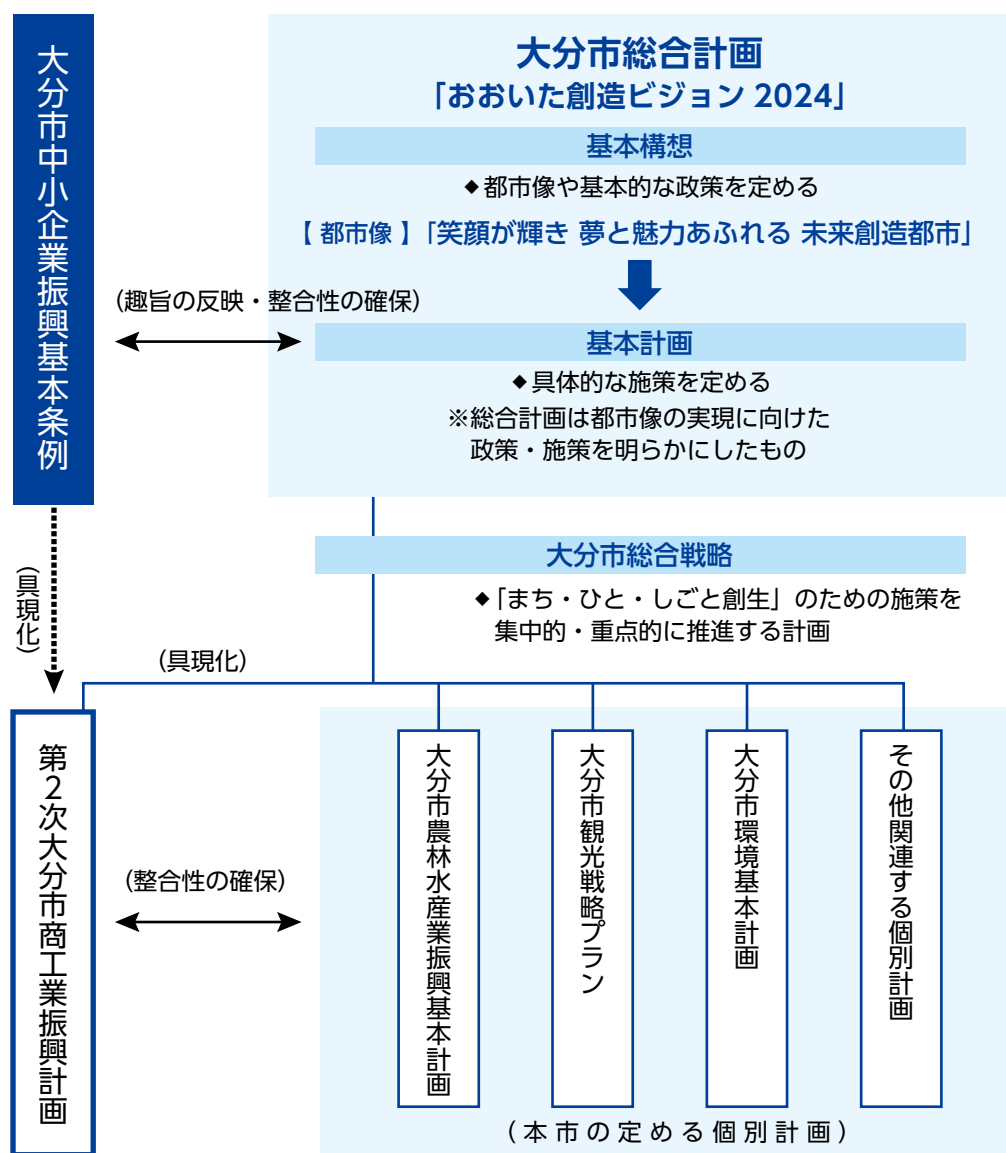
3. 計画の位置付け

本計画は、市政運営の最上位計画である「大分市総合計画」及び「大分市中小企業振興基本条例」に基づき、本市の商工業振興を総合的かつ計画的に推進するための具体的な指針を定めたものです。

本計画を推進するにあたっては、「まち・ひと・しごと創生」のための施策を集中的・重点的に推進する「大分市総合戦略」や個別計画である「（仮称）大分市農林水産業振興基本計画」「（仮称）大分市観光戦略プラン」などとの整合性に配慮しました。

1 第 1 次計画では、計画期間に「暦年」を採用していましたが、大分市総合計画の計画期間が「年度」単位に変更されたことに合わせ、本計画の計画期間でも「年度」を採用することとしました。

第2次大分市商工業振興計画の位置付けイメージ



4. 計画の策定方針

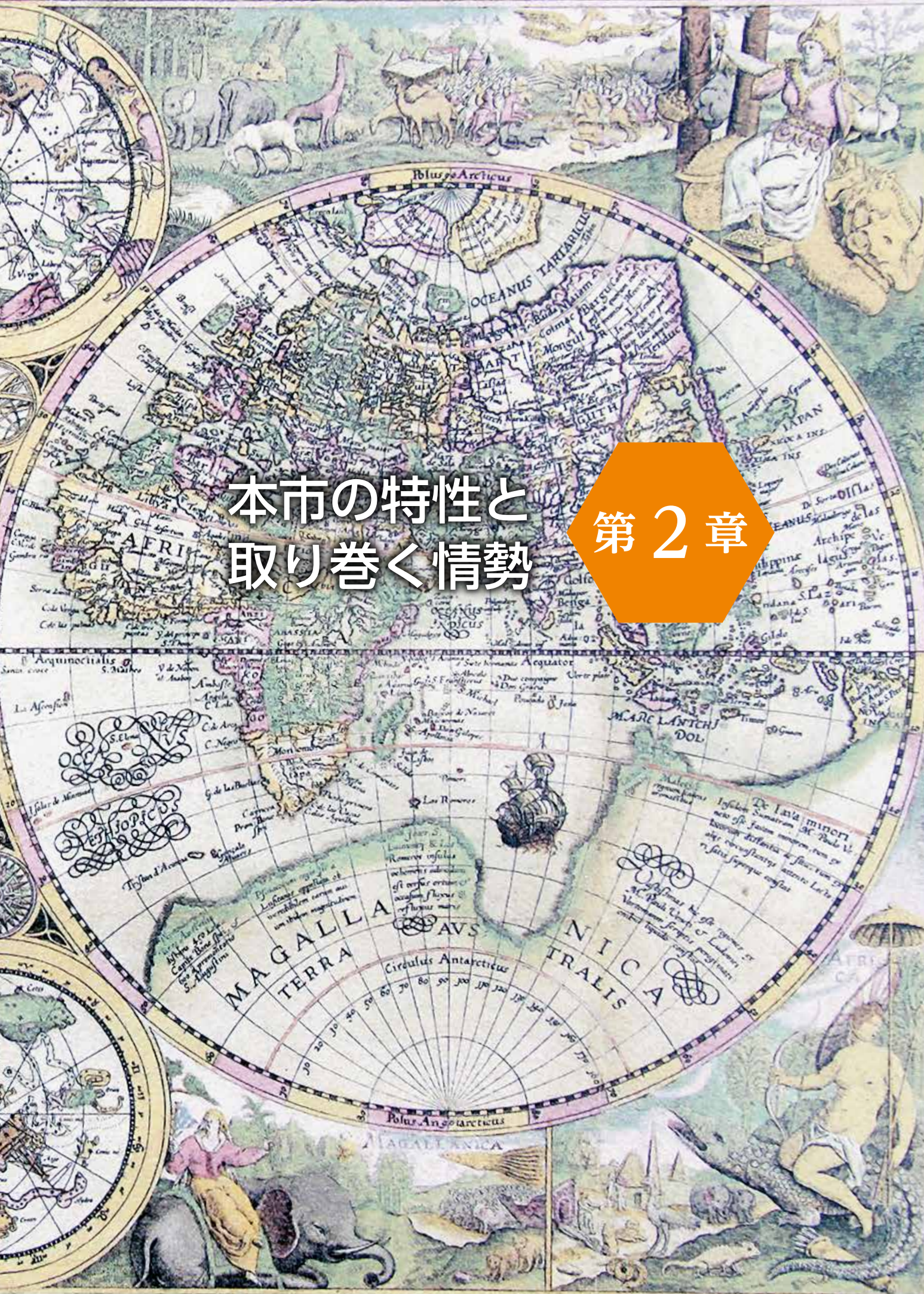
本市がこれまで取り組んできた第1次計画を検証するとともに、事業者や市民のニーズなどを把握・分析し、あわせて刻々と変化する社会経済情勢を見据え、本市の果たすべき役割は元より、国や大分県をはじめとするあらゆる主体との連携や新たな時代への挑戦などを明確に示しました。

策定方針のポイント

- ◆事業者・市民の意見を踏まえた計画
- ◆今後の社会経済情勢の変化を見据えた計画
- ◆本市の果たすべき役割を明確に示した計画
- ◆あらゆる主体との連携を明確に示した計画
- ◆新たな時代への挑戦を明確に示した計画

ORBIS TERRARVM TYPVS DE INTEGRO MU





本市の特性と 取り巻く情勢

第2章



第2章

本市の特性と取り巻く情勢

1. 本市の特性

(1) 位置・地勢

本市は、アジア太平洋諸国に近接し、九州の東端、東九州軸の北部、瀬戸内海の西端に位置し、大分県の扇状区域の要に当たり、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市及び竹田市に接し、九州でも有数の広い市域を有しています。

本市の地勢は、^{たかさきやま}高崎山をはじめ^{よろいがだけ}鎧ヶ岳、^{もみのきやま}縦木山などの山々が連なり、市域の約半分を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれています。

また、一級河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでおり、海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっています。

このように、海、山、川のすべてが揃い、自然と都市が共存する優れた都市環境を有しています。

(2) 歴史

縄文時代から現代まで、瀬戸内ルートを主幹にした「海の道」を媒介に歴史を刻んだ東九州の要地です。また、古代・豊後国府以来、現代まで1300年にわたり県都としての役割を担っています。

■先史～古墳時代

西日本屈指の縄文遺跡である横尾遺跡では、海を介した黒曜石の交易の跡が見つかっています。また、古墳時代の^{おおいだのきみえさか}大分は、県下最大級の前方後円墳・亀塚古墳や築山古墳などに代表される古墳が別府湾南岸沿いに数多く遺されていることから分かるように、豊後における古代勢力形成の中核となっていたことがうかがえます。

「壬申の乱」での勲功者・^{おおいだのきみえさか}大分君恵尺のものと推定される九州唯一の畿内型終末期古墳・古宮古墳に象徴されるように、東九州地域において畿内（中央）文化の影響が最も濃厚に及びました。

■古代・奈良時代

古代大分は「豊後国風土記」に広々とした^{おおきだ}美田・^{おおいだ}傾田の美称で記されているように、豊かな生産の地であるとともに、全国に建立された64か国の国分寺のうち3指に入る壮大な七重塔を持った豊後国分寺が造営されました。

■古代・平安時代

大分元町石仏、高瀬石仏、曲石仏などに代表される磨崖仏文化が大分川流域を中心に広く展開され、また、豊後一の宮が置かれ、^{こんこう}神仏混淆の精神文化が展開されました。



■ 中世・戦国時代

九州北部に大きな勢力を築いた戦国大名大友宗麟は、聖フランシスコ・ザビエルを豊後府内に招き、海外との貿易を積極的に進めました。府内のまちは海外の品々があふれ、異国の人々が行き交い、西洋の医学、天文学、音楽、演劇をはじめとする南蛮文化がいち早く花開き、日本を代表する国際色豊かな貿易都市として繁栄しました。

■ 近世・江戸時代

府内藩の城下町のほか、熊本藩の港町鶴崎・佐賀関や宿場町野津原、岡藩の港町三佐や宿場町今市、臼杵藩の在町戸次、延岡藩の代官所があった千歳、幕府領の高松など小藩分立のなか、独特の地域づくりが展開されました。

■ 近現代

明治4年に大分県の県庁が置かれて行政の中心となり、明治44年4月に市制を施行しました。その後、昭和10年代の周辺町村との合併を経て、昭和38年に6市町村合併により新大分市が誕生しました。翌39年には新産業都市の指定を受け、臨海部に鉄と石油を基幹とする一大工業地帯を建設し、飛躍的な発展を遂げました。

そして、平成9年の中核市指定を経て、平成17年1月1日の佐賀関町及び野津原町との合併により現在の大分市となりました。

その経緯から、旧市町村の拠点であった地区は現在も地区拠点としての機能を持ち、その地区拠点を中心に地域が形成されています。

（3）交通拠点

本市は、自動車道では、九州横断自動車道、東九州自動車道、現在整備が進む中九州横断道路が、鉄道では、日豊本線、豊肥本線、久大本線の三線が合流し、海上では、関西、四国に通じるフェリーや、中国、韓国、台湾への国際コンテナ船が就航するなど、豊後水道を経由して国内外に通じており、東九州における陸上・海上交通の要の地に位置しています。

（4）産業集積

本市は、昭和39年の新産業都市指定以後、日本を代表する大企業や関連する中小企業をはじめ、多種多様な企業の集積が進んでいます。

こうした大企業と中小企業が幅広い事業活動を展開することで経済発展を遂げてきており、本市の製造品出荷額は九州第1位と非常に高い水準となっています。

また、こうした経済発展は、人口の増大や市民生活の質の向上をもたらし、その結果、中心市街地に大型商業施設の進出が相次ぐとともに、商店街には多様な商品・サービスを提供する店舗が立ち並びました。さ

らに、平成10年代には本市東部、西部の郊外地域にもそれぞれ大型商業施設が進出しました。その後、中心部では大型商業施設の撤退もありましたが、平成27年にはJR大分駅ビルが開業し、市域の商業集積が進んでいます。



(5) 知的資源

優秀な人材の発掘・供給、産学官連携の推進などを行う、国公立大学、高等専門学校などの多様な教育研究機関と、企業の競争力強化や新規創業などを支援する大分市産業活性化プラザ（資料編「1. 大分市産業活性化プラザの紹介」参照）や（公財）大分県産業創造機構、大分県産業科学技術センターなど多くの支援機関があります。

このように本市には、地域産業を支える知的資源が豊富に存在しています。

(6) 都市機能

本市は、県庁所在地として、また、中核市として発展を遂げ、政治、経済のみならず情報、流通、教育、文化、福祉、医療など様々な都市機能の集積が進むなど、市民生活や企業活動の基盤が整備されています。現在の人口は約48万人^(※2)と大分県の総人口の約4割を占め、九州では5番目の人口規模を擁しており、県全体の産業を支えるとともに、九州における中核都市として広域的な発展を牽引しています。

2 平成28年11月末日現在の本市の人口は479,669人。（大分市住民基本台帳）

2. 本市を取り巻く情勢

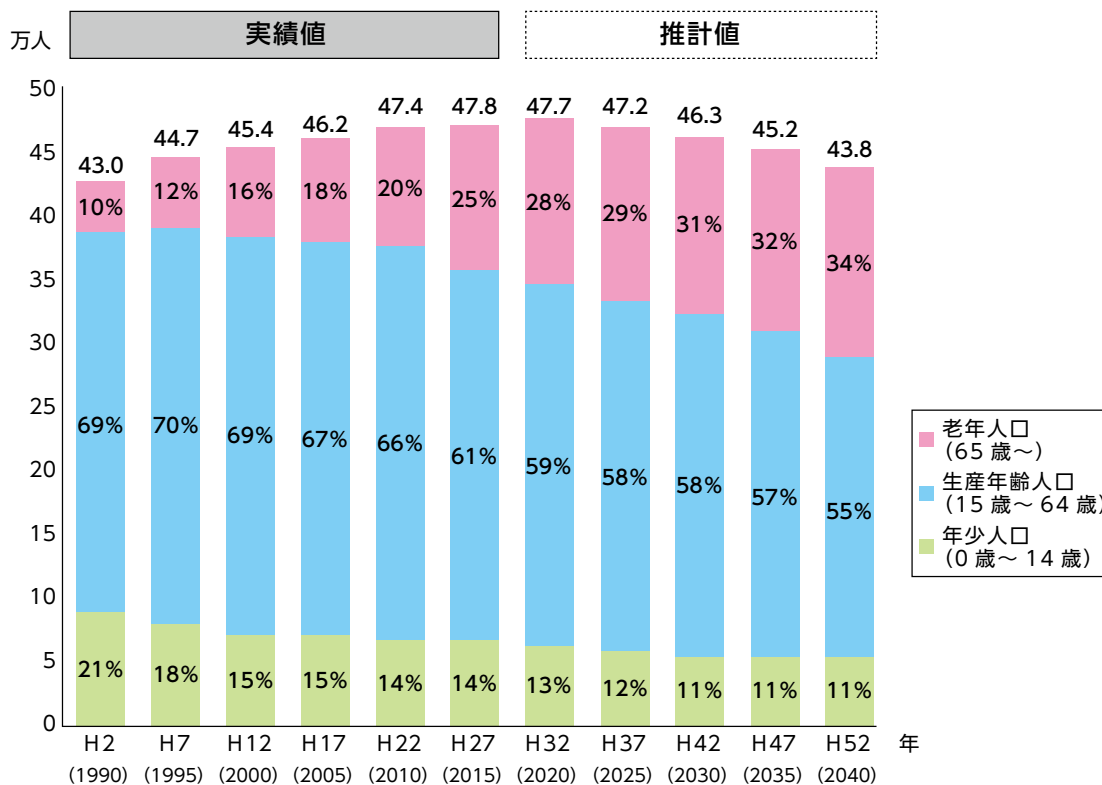
(1) 少子化の進行と人口減少社会の到来

わが国の総人口は平成20年をピークに減少し始め、昭和40年代後半から続く出生数の減少による少子化の進行で、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。加えて、地方と東京圏の経済格差の拡大等が、若い世代の地方からの流出を招くことにより、地方における人口減少が地域経済の縮小などの影響を与え、さらに人口減少を加速させるという悪循環の連鎖に陥るリスクが高まっています。(図表1)

本市においても、全国に比べ合計特殊出生率^(※3)はやや高く推移しているものの、人口置換水準^(※4)には及ばない状況であり、今後、人口が減少へと転じることが予測されています。

こうした少子化の進行と人口減少社会の到来は、生産年齢人口^(※5)の減少と相まって、産業を支える労働力の不足や消費市場の縮小をもたらすことが懸念されます。(図表2)

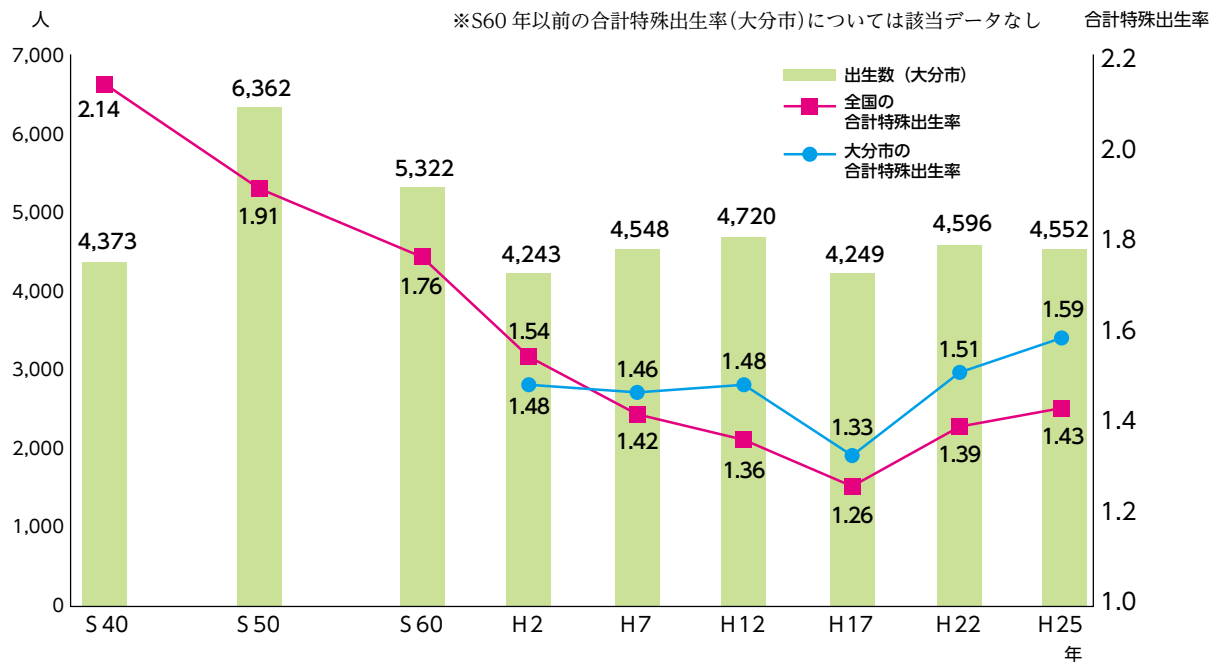
大分市の総人口・年齢3区分別人口構成の推移と将来推計 (図表1)



資料：H27年までは総務省統計局「国勢調査」、H32年以降は、H22年の結果を基にした国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に推計。H12年以前の人口は旧佐賀関町、旧野津原町の人口を含む。

- 「合計特殊出生率」とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
- 「人口置換水準」とは、(国際)人口移動がなく、かつ年齢別死亡率が変化しないとした場合に、長期的に人口が維持される合計特殊出生率の水準。(出典：平成27年版厚生労働白書)
- 「生産年齢人口」とは、年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口がこれに該当する。

大分市の出生数と全国・大分市の合計特殊出生率の推移（図表2）



資料：大分市「大分市統計年鑑」、厚生労働省「人口動態統計」、大分市保健所

（２）超高齢社会の到来

わが国の高齢化は世界に類を見ない速度で進展しており、本市においても、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者になろうとしています。このような超高齢社会の到来は、医療や介護などの社会保障関係費をさらに増大させるほか、地域コミュニティにおいては、担い手の高齢化や人材不足が深刻化するなど、自治体経営に様々な影響を及ぼす可能性があります。

（３）高度情報化社会の進展

「情報・知識の時代」という大きな社会の変化を迎え、わたしたちの日常生活においても、パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器が普及し、買い物や金融などの身近なサービスをはじめ、新たな交流手段としての役割を果たしているSNS^{（※6）}など、生活に密着した多くのサービスがインターネットを介して提供されるようになり、企業活動や市民生活、行政サービスなどの様々な場面で、情報への依存度がますます高まっています。

（４）グローバル化の進展

情報通信技術の急速な進歩と相まって、企業の国際的な競争の激化、外国人旅行者の増加によるインバウンド需要の高まりなど、社会経済活動のグローバル化が拡大しており、世界経済の動向が直接、地域経済に影響を及ぼす時代になっています。

6 「SNS」とは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。（出典：総務省「国民のための情報セキュリティサイト」）

（５）多様な主体との連携の推進

様々な課題や住民ニーズに対して、国、県や周辺自治体、大学等の多様な主体と連携した広域的な取組を進めることは、行政コストの抑制を含めた相乗効果が得られ、さらなる住民サービスの充実に寄与するものと期待されています。

（６）安全・安心への関心の高まり

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震を体験し、自然の猛威に大きな衝撃を受けました。近い将来には、南海トラフ地震が予想されるなど、わたしたちの生活に甚大な被害を与えるような自然災害の発生が懸念されるとともに、悪質で多様化する犯罪や国際テロ、さまざまな感染症の発生など、市民の日常生活の安全を脅かす事案が増大しており、人々の安全・安心に対する関心はますます高まっています。

（７）地球環境保全に対する取組の深化

20世紀の経済的な豊かさを支えてきた、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨などさまざまな環境問題を生み出しました。

また、東日本大震災を契機として、原子力依存度の低減や再生可能エネルギーの最大限の導入などを焦点にした電源構成についての議論が活発に行われ、新しいエネルギーへの転換が模索されています。



An aerial photograph of a coastal city, likely Yokohama, Japan. The city is densely packed with buildings of various heights, including residential houses and commercial structures. A large body of water, the Sagami Bay, is visible in the foreground and to the right. A long bridge with multiple lanes of traffic spans the water, connecting the city to the mainland. The sky is a clear, vibrant blue with a few wispy white clouds. In the center-right of the image, there is a large orange hexagon containing the chapter title. The overall scene is bright and sunny, suggesting a clear day.

計画の 基本的な考え方

第 3 章



第3章

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本方針

本市は、昭和39年の新産業都市の指定を機に、臨海部には鉄鋼、石油化学、銅の精錬など、内陸部にはITや精密機械などの企業が進出しており、このような進出企業に関連する中小企業も数多く集積し、工業分野の最先端技術を持つ多種多様な企業が活発な経済活動を展開することで、地域経済の成長を牽引してきました。

また、商業やサービス業等においても、昭和39年に比べ人口が倍増したことや個人の価値観が多様化・高度化したことに伴い、多彩な企業活動が展開されるようになっていきます。

しかしながら、近年、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来による地域経済の縮小や、経済のグローバル化による国際競争、都市間競争の激化など、企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした社会・経済構造の変化を受け、本市は、新規創業を促進するとともに、成長産業を育成・振興することで新たな産業の創出を図ります。

また、これまで以上に大分県や関係機関との連携を強化し企業立地を推進するとともに、市内の流通拠点の活用を促進することで産業集積の推進を図ります。

さらに、本市の経済を支える既存企業の経営基盤の強化を促進するとともに、工業、商業・サービス業全体の活性化及び、地域資源の活用や地場産業の育成に取り組み、企業の競争力の強化を図ります。

一方、雇用情勢については、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少や非正規雇用労働者の増加など、就労を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、リーマンショック直後の平成21年に比べ、有効求人倍率は大幅に改善してきましたが、産業・職種別でみると、求職者側と求人側との意向等が一致せず失業が発生する「雇用のミスマッチ」が顕著になってきています。

こうした雇用情勢を踏まえ、女性や若者、高齢者、障がい者などの多様な人材が活躍できる社会の実現に向けて、就労支援と勤労者福祉の充実を図ります。

本計画は、大分市総合計画に掲げた都市像である「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」の実現に向けて、市民・企業・支援機関・行政などの各関係主体が連携しながら、商業・工業分野における取組の方向性や、新たな時代へ挑戦する、中・長期的なビジョンを明らかにし、計画的に推進していくための指針となるものです。

本市の最上位計画である大分市総合計画の基本構想に掲げる6つの「基本的な政策」のうち「にぎわいと活力あふれる豊かなまち」を本計画がめざす都市のすがたと定めます。

～第2次大分市商工業振興計画の「めざす都市のすがた」～
「にぎわいと活力あふれる豊かなまち」



2. 計画の基本施策

計画の基本方針に基づき、めざす都市のすがた「にぎわいと活力あふれる豊かなまち」を実現するため、本市の商工業振興に特に重要な以下の4つの基本施策を掲げます。

(1) 新たな産業の創出

創業者のニーズを的確に捉えたきめ細かな支援を提供するなど、創業しやすい環境づくりを推進します。

また、市場の拡大が見込まれる成長産業の育成を図るとともに、ツーリズムの振興により、商業の活性化を図ります。

(2) 産業集積の推進

大分市企業立地推進条例に基づく助成制度を充実するとともに、これまで以上に関係機関との連携を強化し、積極的な誘致活動を行います。

また、大分流通業務団地などの市内の流通拠点の活用を促進します。

(3) 企業の競争力の強化

企業の技術や経営の高度化・効率化を促進するとともに雇用の確保と人材の育成、販路拡大などを支援することで経営基盤の強化を図ります。

また、工業分野で活躍する企業や団体とこれまで以上に連携を深めるとともに、設備投資や販路開拓の支援などを通じて、工業の活性化を図ります。

商業・サービス業の分野では、商品・サービスの付加価値を高め、業務の効率化につながる取組を支援することにより生産性の向上を図るとともに、商店街活動を支援し魅力と活力ある商店街づくりを促進します。

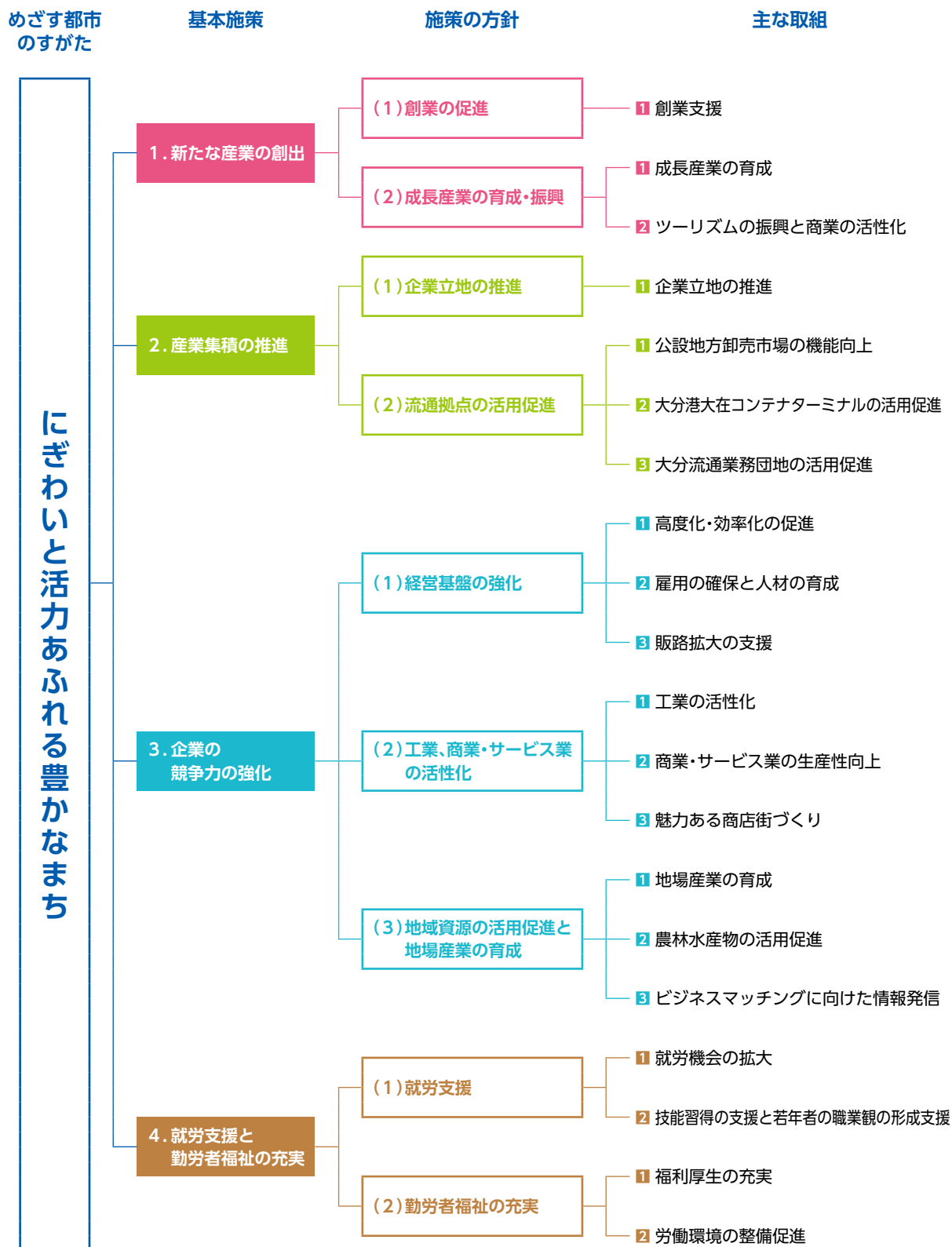
さらに、地場産業の育成に努めるとともに、農林水産物の活用促進やビジネスマッチングに向けた情報発信につながる取組を通じて、地域資源の活用と地場産業の育成を図ります。

(4) 就労支援と勤労者福祉の充実

働く意欲のある人が希望する働き方とその適性に応じた就労ができるよう就労機会の拡大を図るとともに、勤労者の技能習得の支援や若者の職業意識の形成を推進します。

また、勤労者が安心して働き続けることができる社会の実現に向け、福利厚生の実施や労働環境の整備促進に取り組むことで、勤労者福祉の充実を図ります。

3. 計画の体系図





計画の 推進について

第4章



第4章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

(1) PDCAサイクルによる進行管理

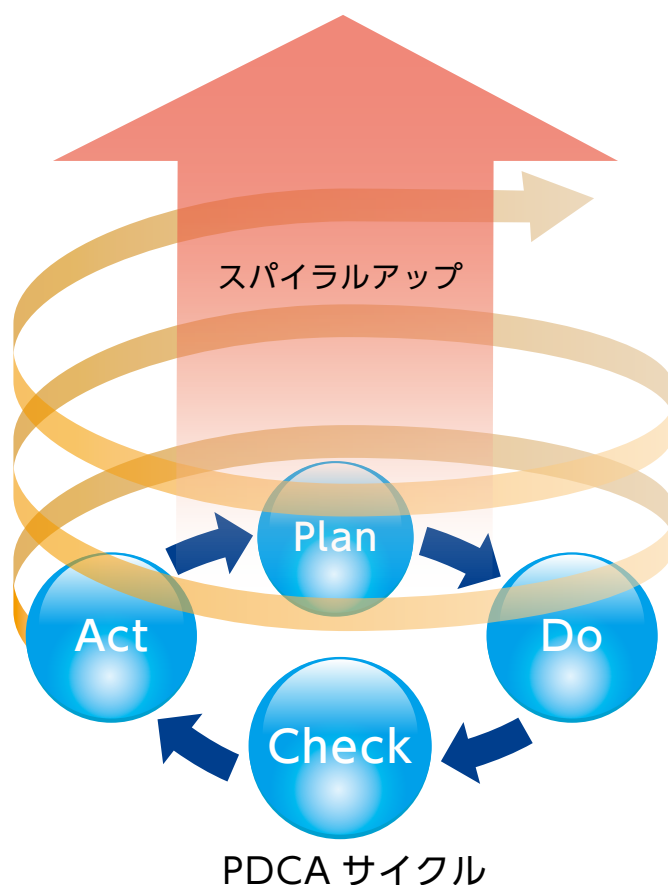
本計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクル^(※7)による進行管理を行い、各種施策のスパイラルアップ^(※8)を図ります。

(2) 第2次大分市商工業振興計画推進委員会の設置

適切な進行管理を行うことにより本計画の着実な推進を図るため、外部の有識者からなる「(仮称) 第2次大分市商工業振興計画推進委員会」を設置します。

(3) 計画の見直し

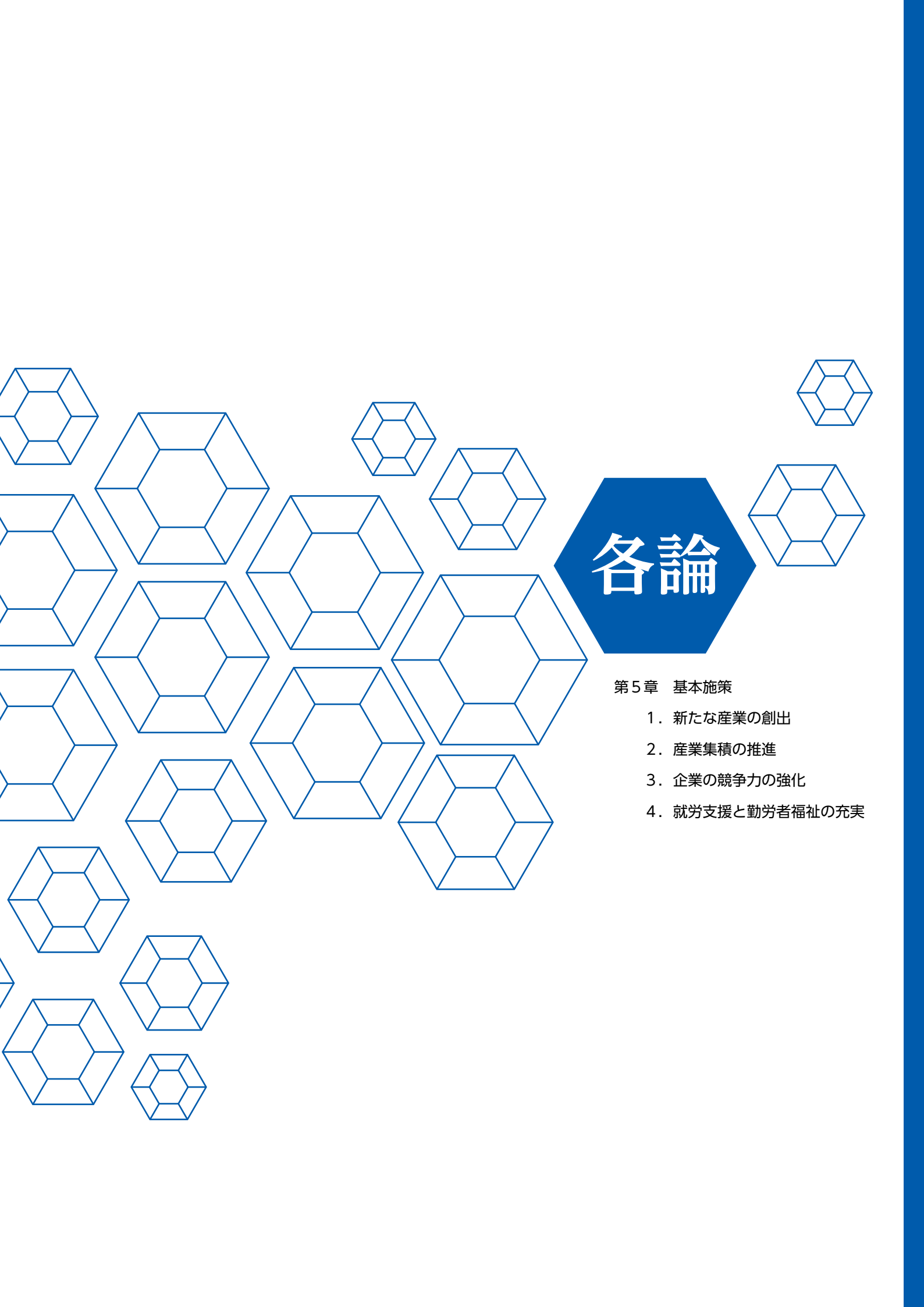
社会経済情勢の変化等により、必要が生じた場合には、計画期間中であっても本計画を見直します。



7 「PDCAサイクル」とは、業務プロセスの管理手法の1つで、「計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）」という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。

8 「スパイラルアップ」とは、PDCAサイクルにおいて、最後の「A（Act）」での改善内容を「P（Plan）」へ反映させることにより、管理マネジメントを継続的に向上させることを意味する。





各論

第5章 基本施策

1. 新たな産業の創出
2. 産業集積の推進
3. 企業の競争力の強化
4. 就労支援と勤労者福祉の充実



基本施策

第5章



第5章 基本施策

1. 新たな産業の創出

めざす都市
のすがた

基本施策

施策の方針

主な取組

にぎわいと活力あふれる豊かなまち

1. 新たな産業の創出

(1) 創業の促進

1 創業支援

(2) 成長産業の育成・振興

1 成長産業の育成

2 ツーリズムの振興と商業の活性化

2. 産業集積の推進

(1) 企業立地の推進

1 企業立地の推進

(2) 流通拠点の活用促進

1 公設地方卸売市場の機能向上

2 大分港大分コンテナターミナルの活用促進

3 大分流通業務団地の活用促進

3. 企業の競争力の強化

(1) 経営基盤の強化

1 高度化・効率化の促進

2 雇用の確保と人材の育成

3 販路拡大の支援

(2) 工業、商業・サービス業の活性化

1 工業の活性化

2 商業・サービス業の生産性向上

3 魅力ある商店街づくり

(3) 地域資源の活用促進と地場産業の育成

1 地場産業の育成

2 農林水産物の活用促進

3 ビジネスマッチングに向けた情報発信

4. 就労支援と勤労者福祉の充実

(1) 就労支援

1 就労機会の拡大

2 技能習得の支援と若年者の職業観の形成支援

(2) 勤労者福祉の充実

1 福利厚生の実施

2 労働環境の整備促進

■現状とめざす方向性

本市においては、鉄鋼、化学、半導体、電子・電気機器など最先端の技術を持つ多種多様な企業が立地し、活発な経済活動を展開しており、新たな地域産業の創造や地域経済の成長をもたらしてきました。(P.95-図表6)

しかしながら、近年、経済のグローバル化により国際競争は激化するとともに、国内においては、人口減少や少子高齢社会の到来に伴う社会・経済構造の変化により、企業を取り巻く環境は一層、厳しさを増しています。

これに伴い、本市における事業所数は減少傾向にあり、このままでは地域経済はもとより、都市全体の活力が失われてしまうことが懸念されます。(図表3)

こうした中、事業者が今後ともその活動を継続していくためには、これまで取り組んできたビジネスの競争力を高めていくとともに、将来的に成長可能性が高い産業分野への進出も視野に入れた取組が必要となっています。

また、市民の価値観の多様化や高度化に伴い、市民ニーズに即した新たなビジネスを創出していくことも必要となっています。

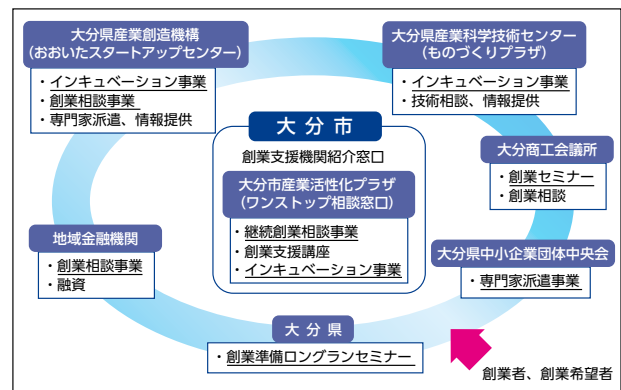
こうしたことから、企業活動の高度化・効率化や担い手の育成、医療関連産業・ロボット関連産業など成長産業への進出を支援するとともに、新たな産業の創出を目指します。

大分市の事業所数の推移 (図表3)

	H21年	H26年	増減	増減率
事業所数 (事業内容等不詳を含む)	21,967	21,166	-801	-3.6%
民間事業所数 (事業内容等不詳を含む)	21,569	20,775	-794	-3.7%
民営事業所数	20,236	19,963	-273	-1.3%
内 法人	13,263	13,589	326	2.5%
内 個人	6,833	6,241	-592	-8.7%

資料：平成21年経済センサス基礎調査
平成26年経済センサス基礎調査

大分市創業支援事業計画^(※9)の
創業支援機関による創業件数 (図表9)



市内創業支援機関等の支援による創業件数

平成26年度	平成27年度
49件	76件

※平成27年10月から地域金融機関が順次参加

9 「創業支援事業計画」とは、平成26年に施行された「産業競争力強化法」に基づき、地域における創業を促進するため、市区町村が地域の創業支援事業者と連携した創業支援事業計画を策定し、国が認定するものである。本市においては、平成26年6月に計画の認定を受けて以来、大分市産業活性化プラザだけでなく、市内の創業支援機関等とも連携して創業支援を行っている。

(1) 創業の促進

本市の創業支援機関^(※10)である大分市産業活性化プラザの機能を充実するとともに、大分県産業創造機構や大分商工会議所などの関係機関との連携を強化し、创业者のニーズを的確に捉えた、きめ細かな支援を提供するなど、創業しやすい環境づくりを行い、本市における創業を促進します。

1 創業支援

これまでの取組と今後の課題

本市では、创业者が新たな事業所を開設する場合にかかる費用の助成や融資を行うとともに、本市における創業及び中小企業支援の拠点である大分市産業活性化プラザにおいて、创业者や創業を希望する人に対し、入居施設の提供や専門相談員による創業相談の実施、さらに創業に関するセミナーの開催など、ハードとソフトの両面から支援を行ってきました。

また、地域の創業を促進するため、産業競争力強化法に基づき、創業支援機関と連携して、創業相談や創業セミナー等の特定創業支援事業^(※11)を実施する「大分市創業支援事業計画」を平成26年6月に策定し、創業支援体制を充実してきました。

今後とも、創業しやすい環境づくりを行うため、創業マインドの醸成や、経営ノウハウの提供、資金調達等、多方面からの支援の強化が必要となっています。(P.96- 図表10)

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 創業マインドの醸成

創業支援に関するセミナーの開催などを通して、創業に対する意欲の向上や、気運の醸成につながる環境づくりに努めます。

具体的な取組例

- 創業支援セミナーの実施
- 创业者相互、または创业者と支援機関との交流会の開催

10 本市において創業支援機関に該当するものは、大分市産業活性化プラザのほか、公益財団法人大分県産業創造機構、大分県産業科学技術センター、大分商工会議所、大分県中小企業団体中央会、大分県、民間金融機関等である。

11 「特定創業支援事業」とは、本市と創業支援機関が連携して创业者に対して行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身に着く継続的な相談、セミナー等の創業支援事業を指す。特定創業支援事業を受けた创业者には国の優遇措置がある。

▶▶▶ 創業支援体制の拡充

大分市産業活性化プラザにおける入居施設やセミナールームなど、創業支援施設を提供するとともに、補助制度や融資制度を継続的に実施します。

また、創業支援機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

こうした取組を通じて、経営ノウハウの提供や資金調達、技術開発、販路開拓など、ベンチャー企業をはじめとする创业者のニーズを的確に捉えた支援を行います。

具体的な取組例

- 大分市産業活性化プラザにおける創業支援施設の提供
- 创业者の事業所開設等に要する経費の補助
- 開業資金の融資のあっせん及び信用保証料の補助
- 創業相談体制の強化
- 各創業支援機関等との連携による創業支援体制の充実

(2) 成長産業の育成・振興

本市の持続的な成長を可能にするために、成長産業への地場企業の参入や育成を促すとともに、域外からの企業の立地を進めます。

また、市場の拡大が見込まれる成長産業の育成を図るとともに、近年、ますます盛んになっているツーリズムの振興により商業の活性化を図ります。

1 成長産業の育成

これまでの取組と今後の課題

本市は、時代の変化に対応して産学官の連携を強化しながら、高度化・効率化を目指す企業の支援や創業の支援などに取り組むことにより、産業の振興を推進してきました。

近年、経済のグローバル化が進み、人口減少社会を迎えるなど企業を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、本市の産業力をこれまで以上に強固なものとしていくためには、今後、成長が見込まれる産業の育成が必要となっています。

こうしたことから、本市では、地場企業の有する可能性や本市を取り巻く環境などを踏まえ、医療関連産業、ロボット関連産業、自動車関連産業、IT関連産業、航空機関連産業、クリエイティブ産業^(※12)と、水素社会^(※13)の実現に関わる各種産業を成長産業と位置付けることとしました。

これらの成長産業に関わる企業が、相互に補完しながら、戦略的な取組を進めて行くことができるよう、地場企業の参入と域外からの核となる企業の立地が求められています。

また、各成長産業への参入を促進するため、先行して取組を推進する大分県や近隣の他自治体との連携を深め、互いの地域特性を生かした役割を担いながら、各成長産業におけるニーズの把握や業界情報の収集・提供に努めるとともに、優れた技術や商品・サービスを持つ地場企業とのマッチングを支援する体制づくりが課題となっています。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 医療関連産業の育成

大分県は、東九州地域医療産業拠点構想（東九州メディカルバレー構想）を推進しており、本市にもその核となる企業が立地していることから、大分県や近隣市町村、大学等との連携を強化しながら、地場企業の医療関連産業への参入と域外からの関係企業の立地を促進します。

具体的な取組例

- 東九州メディカルバレー構想大分県推進会議との連携及び近隣自治体との連携強化
- 大学や研究開発機関等と連携した調査・研究
- 医療関連産業とロボット関連産業の連携支援

12 「クリエイティブ産業」とは、従来の枠組みにとらわれない視点でクリエイティブの力により新しい価値を創造していく産業といわれ、映画、ゲーム、アニメなどのコンテンツ産業に加え、ファッション、伝統工芸、アート、デザイン、建築設計、さらに、文化観光などがこれにあたる。国では経済産業省によるクールジャパン政策、大分県ではクリエイティブ産業創出事業などの取組が進められている。

13 「水素社会」とは、水素を日常生活や産業活動で利活用する社会のこと。（出典：経済産業省「水素・燃料電池戦略ロードマップ」）

▶▶▶ロボット関連産業の育成

高齢化の進行により、医療・福祉・介護の現場でロボット技術を活用して負担の軽減を図るような時代が到来することが予想されます。

また、身体障がい者が自らの機能にあわせたロボットスーツを着用することで日常生活を送ることができるようになるといった取組も進められています。

さらに、ドローンなどの小型無人機^(※14)は、農薬散布や地形等の測量、撮影、物資の輸送、災害現場における情報収集等での活用が期待されています。

ロボット産業は技術の進歩に伴い、こうした多くの分野でのビジネスチャンスの拡大が期待されることから、地場企業のロボット関連産業への参入と域外からの関係企業の立地を促進します。

具体的な取組例

- 大分県が設置する大分県医療ロボット・機器産業協議会等との連携及び近隣自治体との連携強化
- 大学や研究開発機関等と連携した調査・研究
- 医療関連産業とロボット関連産業の連携支援
- 医療機器メーカーとものづくりメーカー等の企業間のマッチング支援
- 大分県や関係機関との連携によるドローン産業の利活用の促進



▶▶▶自動車関連産業の育成

東九州自動車道が整備され、大分―北九州間が従来の約半分の1時間45分で結ばれたことや、その沿線に主要自動車メーカーが立地しているという強みを生かし、自動車部品や生産工程に必要な副資材等を供給できる優れた技術やサービスを有する地場企業の参入と域外からの企業の立地を促進します。

また、自動走行分野においては、事故や渋滞、環境負荷の低減等への期待が大きく、関連する市場の拡大も見込まれることから、国が進める技術開発に関する情報の収集に努め、地場企業へ発信します。

具体的な取組例

- 大分県が設置する大分県自動車関連企業会との連携
- 大学、関係機関と連携した技術開発・人材育成支援
- 自動車関連産業への参入のための相談体制の構築
- 自動走行分野の技術開発に関する情報収集及び発信

14 本計画において「小型無人機」とは、人が乗ることができない回転翼航空機などであって、遠隔操作又は自動制御が可能な無人航空機、水上で使用する無人艇、陸上用の無人車両等を指す。

▶▶▶ IT 関連産業の育成

近年、IoT^(※15) 技術やSNS^(※16) などが世界的に普及する中、IT 技術はめざましい発達を遂げており、今後とも技術革新が進み、様々な産業分野で市場の拡大が期待されています。

こうしたことから、大分県や大学等との連携を強化しながら、IT 技術者となる人材の育成を促進するとともに、地場企業のIT 関連産業への参入と域外からの関係企業の立地を促進します。

具体的な取組例

- 大分県や大学、関係機関と連携した人材育成支援
- 様々な分野へのIT 技術の活用拡大の支援
- IT 関連産業への参入や立地のための相談体制の充実

▶▶▶ 航空機関連産業の育成

航空機関連産業は、LCC（格安航空会社）の市場拡大や国産航空機の市場参入などにより、市場の飛躍的な拡大が見込まれています。このような中、国は平成27年12月に「航空産業ビジョン」を策定し、航空機関連産業を自動車関連産業に次ぐ基幹産業として発展させることを目指しています。

また、本市には航空工学を専門とする学科を持つ大学や、航空機部品の製造に実績を持つ企業も立地しています。

こうしたことから、今後、国や大分県と連携しながら、業界の動向や参入条件等の情報を収集・提供するとともに、航空機関連産業へ参入する地場企業の成長を支援します。

具体的な取組例

- 大分県が設置する大分県航空機産業参入研究会との連携
- 大学、関係機関と連携した情報の収集・提供
- 航空機関連産業への参入のための相談体制の構築

15 「IoT」とは、Internet of Thingsの略であり、情報社会のために、既存もしくは開発中の相互運用可能な情報通信技術により、物理的もしくは仮想的なモノを接続し、高度なサービスを実現するグローバルインフラのこと。（出典：ITU（国際電気通信連合）の勧告（ITU-T Y.2060））

16 「SNS」とは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。（出典：総務省「国民のための情報セキュリティサイト」）

▶▶▶クリエイティブ産業の育成

経済のグローバル化や個人の価値観の多様化・高度化が進み、市場競争が激化する現代において、中小企業が持続可能な成長を遂げるためには、様々な分野で従来の枠にとらわれない新しい価値を創造し、より付加価値の高い商品・サービスを開発することが求められています。

また、大分県では、クリエイターと既存の企業を結び付けることで、新たな価値観や産業の創造を目指す取組が進められています。

こうしたことから、大分県と連携しながら、企業やクリエイターなど多様な主体が交流できる場の提供などに取り組むことにより、クリエイティブ産業の成長を促進します。

具体的な取組例

- 大分県が実施するクリエイティブ産業関連事業との連携
- 企業やクリエイターなど多様な主体が交流する場の創出（創造の場づくり）
- 大分県や大学、関係機関と連携した調査・研究及び情報発信
- クリエイティブ産業への参入のための相談体制の構築

▶▶▶水素社会の実現に向けた各産業の育成

現在、国をあげて水素社会の実現に向けた取組が進む中、九州唯一の石油化学コンビナートを有する本市においては、その企業活動から生成される副生水素^(※17)を活用した新たなビジネスについて、大分県とその関係企業が研究を進めています。

しかしながら、水素社会の実現に向けた様々な課題を解決するためには、中・長期的な取組が必要となります。

こうしたことから、国や大分県、企業関係者等と連携しながら、外部の専門的な研究開発機関等の知見を活用し、本市における水素社会実現に向けた推進項目やスケジュール等を示す計画を策定します。

この計画には、水素利活用の意識の啓発や行政による水素関連設備等の率先した導入などを掲げることとしており、こうした取組を通じ、水素の利活用を促進することで、水素社会の実現に向けた各種産業の創出を目指します。

具体的な取組例

- 水素の利活用の推進に関する計画の策定
- 燃料電池自動車の導入に対する融資・補助
- 家庭用燃料電池（エネファーム）の導入に対する補助
- 市の所有する燃料電池自動車を活用した意識啓発
- （国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）との連携強化
- 水素利活用の意識啓発に関するシンポジウム等の開催



17 「副生水素」とは、石油精製、アンモニア合成、メタノール合成、製鉄等の工場から副次的に発生し、工場内で燃料や原料として利用される水素のこと。（出典：大分市「水素エネルギー活用策調査業務委託報告書」）

2 ツーリズムの振興と商業の活性化

これまでの取組と今後の課題

これまで、本市は、観光宿泊客数を増加させるため、食のブランド化や地域特性を生かした観光ルートの開発など、観光資源の魅力向上を図るとともに、商談会への参加や旅行エージェントに対する営業、観光パンフレットや各種メディアを通じたプロモーションを実施してきました。

また、外国人観光客に対しては、観光案内板の多言語化や近隣都市等と連携したWi-Fi環境の整備などに取り組んできました。

こうした取組が進む一方で、商店街等^(※18)においては、一部で観光客が増加したと感じている^(※19)ものの、観光客の消費の取り込みができていないのが現状です。

今後は、「ラグビーワールドカップ2019」や「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催等により、さらに多くの観光客が本市を訪れることが期待されることから、商店街等においては、こうした機会を域外からの需要獲得の好機と捉え、観光旅行消費の拡大へとつなげていくことが必要となります。

そのためには、商店街等が、積極的に観光客の特性や嗜好を把握しそれに応じた商品・サービスを提供するよう努めるとともに、本市は、商店街等のニーズに即した的確な支援を展開していかなければなりません。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶観光旅行消費の拡大

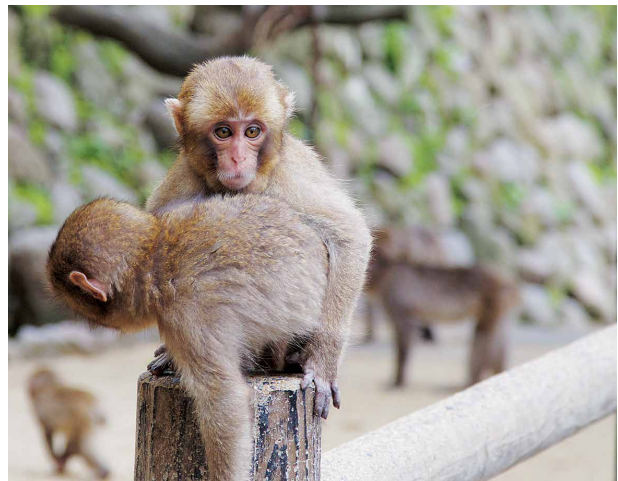
商店街等は、観光客に対し、効果的な情報発信を行うとともに、ニーズに応じた商品・サービスを提供する必要があることから、その知識や技術の習得を支援します。

また、外国人観光客の消費拡大に向けては、市内の免税店の情報を発信するとともに、大型観光バスの受け入れ体制を整備します。

さらに、商店街・観光業者・行政等の連携を強化し、情報の共有化を図ります。

具体的な取組例

- 商店街等が取り組むSNSやブログを活用した情報発信に対する支援
- 商店街等を対象とした観光関連セミナーの開催
- 商店街が開催する観光関連セミナーへの補助
- 商品やメニューの外国語表記、外国語による接客に関する講習会の開催
- 「大分市免税店サイト」における免税店マップの運用
- 大型観光バスの待機場等の確保
- 商店街等・観光業者・行政等の情報共有の場づくり



18 本計画における「商店街等」とは、市内に存する任意又は法人格を有する商店街の団体及び市内に店舗又は事業所を有する中小企業商業者を指す。

19 〈参考資料〉「第2次大分市商工業振興計画 商店街アンケート 調査結果」P6、問7の調査結果より。

▶▶▶観光資源の魅力向上

本市が有する観光資源の魅力向上を図るとともに、訪れる人が「また来たい」と感じる「おもてなしのまちづくり」に取り組みます。また、外国人旅行者やビジネス・コンベンションを目的とした来訪など多様なニーズに対応する体制づくりに努めます。

具体的な取組例

- 自然や食、歴史・文化など多彩な観光資源の魅力向上
- 外国人旅行者も視野に入れた受け入れ体制づくり
- MICE^(※20) 開催に対する補助

▶▶▶「豊の都市おおいた」の魅力発信

本市の観光資源や魅力を的確に伝えるため、各種情報発信ツールの整備や話題性のあるプロモーションを行います。

具体的な取組例

- 観光パンフレットやポスター、ホームページやSNS等各種情報発信ツールの充実及び、映像を活用した観光PRの展開
- 東アジアや東南アジアに向けた観光誘致活動の展開

▶▶▶観光振興に向けた連携

関係事業者はもとより県下の市町村や九州各都市、歴史的文化的つながりをもつ都市などとネットワークを構築するなど連携を強化し、広域的な誘客を図る仕組みづくりを行います。

特に、「ラグビーワールドカップ2019」や「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」等、多くの集客が見込めるイベントを観光旅行消費の拡大につなげられるよう関係機関との連携強化に努めます。

具体的な取組例

- 観光大使などの個人や関係団体、広告代理店などの事業者、関係都市との連携
- 関係都市等と連携した広域的な観光ルートの開発・整備
- 「ラグビーワールドカップ2019」「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に向けた関係機関との連携強化

■ 成果指標

基本施策		指標名	現状値 (H27年度実績)	目標値 (H33年度)
1	新たな産業の創出	市内創業支援機関等の支援による創業件数	76件	200件／年

20 「MICE」とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称である。

第5章 基本施策

2. 産業集積の推進

めざす都市
のすがた

基本施策

施策の方針

主な取組

にぎわいと活力あふれる豊かなまち

1. 新たな産業の創出

(1) 創業の促進

1 創業支援

(2) 成長産業の育成・振興

1 成長産業の育成

2 ツーリズムの振興と商業の活性化

2. 産業集積の推進

(1) 企業立地の推進

1 企業立地の推進

(2) 流通拠点の活用促進

1 公設地方卸売市場の機能向上

2 大分港大分コンテナターミナルの活用促進

3 大分流通業務団地の活用促進

3. 企業の
競争力の強化

(1) 経営基盤の強化

1 高度化・効率化の促進

2 雇用の確保と人材の育成

3 販路拡大の支援

(2) 工業、商業・サービス業
の活性化

1 工業の活性化

2 商業・サービス業の生産性向上

3 魅力ある商店街づくり

(3) 地域資源の活用促進と
地場産業の育成

1 地場産業の育成

2 農林水産物の活用促進

3 ビジネスマッチングに向けた情報発信

4. 就労支援と
勤労者福祉の充実

(1) 就労支援

1 就労機会の拡大

2 技能習得の支援と若年者の職業観の形成支援

(2) 勤労者福祉の充実

1 福利厚生の実施

2 労働環境の整備促進

■現状とめざす方向性

本市は、昭和39年の新産業都市の指定を機に、臨海部には鉄鋼、石油化学、銅の精錬など、内陸部にはITや精密機械などの企業が進出しており、このような進出企業に関連する中小企業も数多く集積し、その結果、「平成26年工業統計調査（経済産業省）」によると、本市の年間製造品出荷額は3兆1千億円で、九州で第1位、全国では第11位と非常に高い水準となっています。

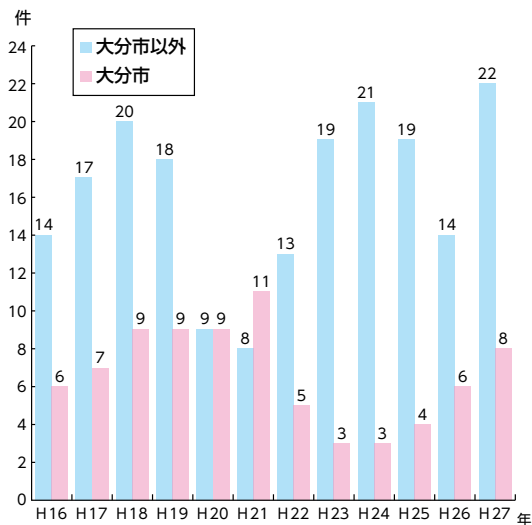
また、商業やサービス業等においては、昭和39年に比べ人口が倍増したことや個人の価値観が多様化・高度化したことに伴い、多彩な企業活動が展開されるようになっていきます。

しかしながら、近年、本市においては、急速に少子高齢化が進み人口減少社会を迎える中、事業所数は減少傾向にあります。また、経済のグローバル化が進み、市場競争は激化していることから、本市の中小企業の競争力を高めるとともに、産業全体の幅と厚みを増していくため、新たな企業立地を促進することが必要となっています。（図表18）

さらに、「食」の流通拠点機能を有する大分市公設地方卸売市場や、物流のコンテナ化が進みその役割がますます重要となる大分港大在コンテナターミナル、東九州自動車道の宮崎以北が開通したことに伴い、物流拠点として利便性が向上した大分流通業務団地など、各流通拠点の活用促進を図ります。（図表19、20）

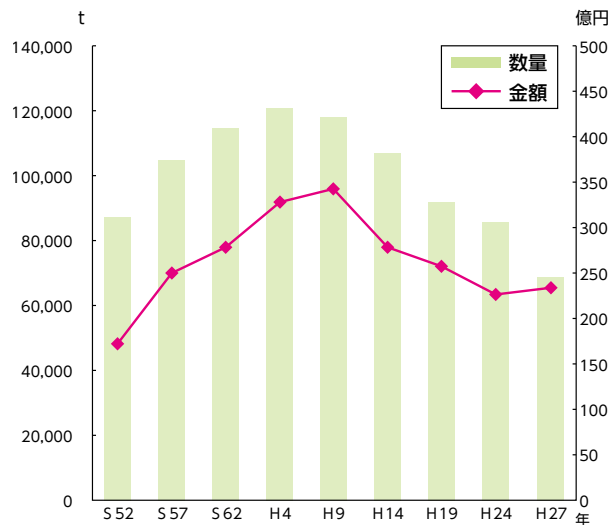
こうした取組を通じ、本市経済を支える産業集積を積極的に推進します。（P.97-図表11、12、13、P.98-図表14、15）

大分県内の立地企業件数の推移（図表18）



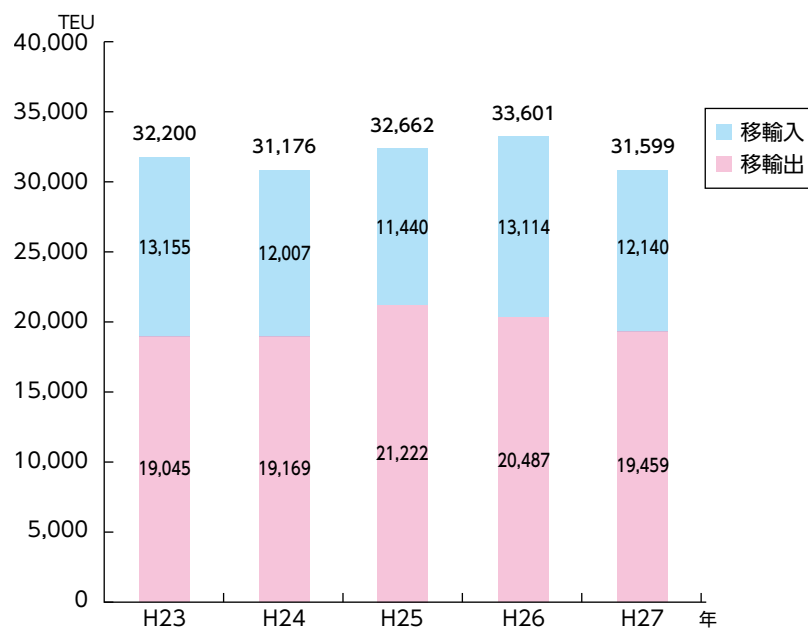
資料：大分県企業立地推進課

大分市公設地方卸売市場の
取扱高・取扱金額の推移（図表19）



資料：大分市公設地方卸売市場

大分港大在コンテナターミナルの取扱実入りコンテナ数の推移（図表20）



資料：大分県ポートセールス実行委員会

※「実入りコンテナ」：貨物の入った輸送用のコンテナ。

※「TEU」：「Twenty-foot Equivalent Unit」の略で、20フィート（長さ約6m）のコンテナに換算したコンテナ個数の単位。



(1) 企業立地の推進

大分市企業立地促進条例^(※21)に基づく助成制度を実施するほか、これまで以上に大分県や関係機関との連携を強化し、企業立地に係る情報収集や本市の魅力ある立地環境についての情報発信、積極的な誘致活動等を行い、市域外からの企業立地を推進します。

1 企業立地の推進

これまでの取組と今後の課題

企業の立地を推進することは、税収の増加や雇用の拡大、それに伴う若年層の地域定着や人口減少の抑制、さらには、誘致企業の経済活動に伴う中小企業への経済効果の波及など、地域経済を活性化する上で非常に有効です。

本市においては、平成16年6月に大分市企業立地促進条例を施行し、本市へ新たに立地する企業や既存企業の設備投資、従業員の雇用に対し必要な助成措置を行ってきました。また、平成21年、平成26年には、それぞれ補助要件を緩和し、大企業・中小企業の双方に使いやすいよう制度の見直しを行いました。

さらに、平成27年度からは、若者や女性の新たな雇用の場を創出するソフトウェア業やインターネット附随サービス業などのIT関連企業、BPO^(※22)やコールセンターの業務などを行う企業の誘致に向けた補助制度を制定するとともに、本社機能を都市圏より移転する企業に対する固定資産税の不均一課税（軽減措置）制度を創設するなど、積極的な誘致活動を行ってきました。

その結果、平成16年度から平成27年度までの間、企業の新設・増設・移設により本市の助成制度の対象になった企業は46件で、約1,419億円の設備投資が行われ、655人の新たな正規雇用が創出されました。

また、同期間に本市への立地を表明した企業の総件数は助成制度の対象となった46件を含め80件で、約2,716億円の設備投資が行われ、7,446人の新たな雇用が創出されました。

今後については、急速に少子高齢化が進み人口減少社会を迎える中、成長産業として期待される医療関連産業や自動車関連産業などに関連した企業の誘致に積極的に取り組むとともに、企業の本社機能の誘致に向けた補助制度を創設するなど、企業誘致に向けた各種制度を充実させながら、大分県や他の市町村、関係機関と連携を強化して企業誘致を進めることが必要となっています。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 成長産業として期待される企業の誘致

中小企業の活躍の場を広げ、本市産業の厚みを増すため、世界の経済情勢とともに変化する各産業の動向を把握し、今後、成長が見込まれる医療関連産業や自動車関連産業などに関連した企業の誘致や本社機能の地方移転が見込める企業誘致に積極的に取り組みます。

こうした企業誘致の取組を通じて、新たな産業の集積を図るため、必要に応じて用地の確保や道路の整備等を行います。

21 「大分市企業立地促進条例」とは、本市における企業の立地を促進するため、平成16年6月に施行された条例。企業の立地に必要な助成措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、本市の経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

22 「BPO（Business Process Outsourcing）」とは、総務・経理・人事業務における非コアな業務のビジネス・プロセスを外部へアウトソーシングすることを指す。（出典：経済産業省「BPO研究会報告書」）

具体的な取組例

- 医療関連産業、ロボット関連産業、自動車関連産業、IT関連産業、航空機関連産業、クリエイティブ産業、水素社会実現のための各種産業の企業誘致
- 研究開発部門や調査・企画部門等の企業の本社機能の誘致
- 必要に応じた用地の確保や道路の整備

▶▶▶多様なライフスタイルを有する人材が活躍できる企業の誘致

少子高齢化が進行し労働力人口が減少するとともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中、今後の経済成長を支える人材の確保が求められています。

こうしたことから、多様な価値観やライフスタイルを持つ人材がそのニーズに応じた働き方で活躍できる様々な企業を誘致します。

具体的な取組例

- 大分市企業立地促進条例に基づく企業の誘致
- ソフトウェア業や情報処理・提供サービス業などを行う企業の誘致
- BPOやコールセンターなどの事業を行う企業の誘致

▶▶▶企業満足度のアップ

企業立地に際しては企業のニーズを的確に把握し、立地を促す支援制度を見直すことでさらなる誘致を進めます。また、立地企業に対する各種手続きのワンストップサービスの充実や許認可手続きの迅速化、これまでに進出してきた企業に対する訪問強化やきめ細かなフォローアップなどについても、県や他の市町村等と一体となった取組を進めます。

具体的な取組例

- 企業立地に関する補助制度の充実
- 立地に際してのワンストップサービスによる手続きの迅速化
- 大分県と連携した進出企業へのフォローアップ

▶▶▶魅力ある企業立地環境の情報発信

本市には、世界に誇る新産都企業群をはじめとした大企業と、多様な分野で活躍する多くの中小企業がバランスよく立地しています。また、それを支える優れた人材、宮崎以北の東九州自動車道の全線開通に伴い向上した物流環境、充実した教育・研究環境、優れた子育て環境などは、企業が立地するに際し非常に魅力的なものであり、大きな可能性を秘めています。

このような恵まれた条件を生かし、大分県と連携し積極的に情報発信することで、新たな企業誘致につなげます。

具体的な取組例

- 企業誘致パンフレット、ホームページの作成及びこれらを活用した情報発信
- 大分市東京事務所の機能強化による積極的な誘致活動の実施
- 大分県との情報共有及び情報発信における連携

(2) 流通拠点の活用促進

公設地方卸売市場は、市民へ生鮮食料品等を安定的かつ効率的に供給するための機能を備えた重要な流通拠点であることから、市場機能の向上を図ります。

また、大分港大在コンテナターミナル及び大分流通業務団地については、本市における流通拠点と位置付け、これらの機能の向上、活用促進及び連携強化を図ります。

1 公設地方卸売市場の機能向上

これまでの取組と今後の課題

卸売市場は、集荷・分荷、価格形成、代金決済、情報受発信などの機能を備えており、市民へ生鮮食料品等を安定的かつ効率的に供給する流通拠点としての役割を担っています。

近年、急速に少子高齢化が進み人口減少社会を迎えるなど社会構造が変化する中、消費者ニーズや流通構造の多様化が進み、卸売市場を取り巻く環境が大きく変化しており、市場の取扱量は減少の一途をたどっています。

そのため、平成18年4月には、中央卸売市場から地方卸売市場に転換し^(※23)、市場の効率的な運営と活性化を進めてきました。

このような中、市民の「食」の安全・安心に対する意識は高く、公設地方卸売市場が、今後も生鮮食料品等の流通における基幹的インフラとしてその使命を果たしていくことは、市民生活はもとより、食品関連産業の活性化のためにも大変重要であり、流通拠点として健全に発展し、その期待に応えることが求められています。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 市場の機能向上と活性化

「食」の安全・安心を確保するため、温度管理施設の整備により品質管理を徹底するなど、流通拠点としての機能向上を図ります。

また、市場の市民への一般開放やICT^(※24)を活用した食文化の情報発信等を通じて、地元産食材をはじめとした生鮮食料品等の消費拡大を推進するとともに、関係機関と連携して、「大分の食文化の拠点づくり」^(※25)について調査・研究するなど、市場の活性化を図ります。

具体的な取組例

- 施設整備の推進
- 市場開放の促進
- ICTを活用した情報発信の充実
- 「大分の食文化の拠点づくり」にかかる調査・研究

23 平成16年に卸売市場法の一部改正が行われ市場の再編を円滑に進めるための規定が整備されたことに伴い、卸売業者をはじめとする市場関係業者の業務規制を緩和し、地域の特性に応じた取引を推進するため中央卸売市場から地方卸売市場へ転換した。

24 「ICT」とは、Information and Communications Technologyの頭文字を取ったものであり、情報通信技術のことである（出典：「総務省 情報通信白書」）

25 「大分の食文化の拠点づくり」とは、公設卸売市場を本市産の安心・安全・新鮮な農林水産物を活用した食の魅力を発信する拠点として整備し、にぎわいの創出を図ろうとするものである。

2 大分港大在コンテナターミナルの活用促進

これまでの取組と今後の課題

大分港大在コンテナターミナルは、平成8年の供用開始以来、東九州の国際物流拠点として、外資定期コンテナ航路では、釜山航路、上海航路、台湾航路が就航し、国際フィーダー航路^(※26)では、神戸航路が就航しています。また、隣接する大在公共埠頭では平成28年10月に新たな内貿定期航路として清水航路が就航しました。

これまで大分港大在コンテナターミナルでは、大型クレーンの使用料に対する減免や、遠隔地域からの貨物の集荷に対する補助制度など、利便性向上のための取組を進めてきました。

門司港など他の流通港湾との競争が激化する中、東九州の玄関口であるという立地特性を生かし、今後もポートセールスによる大分港の利用貨物の増加や新規航路の開拓などに、関係機関との連携をこれまで以上に強化して取り組まなければなりません。

また、高速交通体系の整備などにより、交通の利便性が高まったことを踏まえ、大分港の競争力強化を図るため、大分港大在コンテナターミナルの集荷力のさらなる向上に取り組む必要があります。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 関係機関と連携したターミナルの利用促進

本市は、大分県ポートセールス実行委員会^(※27)との連携を通じて、大分港大在コンテナターミナルを拠点とした良好な流通環境を活用し、新規航路の開設や貿易港としての体制を整備するとともに、国内外への積極的なポートセールスなどを展開します。

また、南海トラフ地震による津波等の被害が危惧される中、「南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事^(※28)会」や、大分県・大分市・関係企業で組織する大分コンビナート企業協議会は、地震・津波対策の強化を国に対して要望しており、引き続き、本市においては、護岸の補強工事の国の直轄化などについて関係機関と連携した取組を進めます。

具体的な取組例

- 大分県や関係機関と連携した国内外へのポートセールスの実施
- 荷主や船社に対する既存航路の維持や新規航路の開設の促進
- 大分港の遠隔地域からの貨物集荷に対する支援

26 「国際フィーダー航路」とは、主要港と国内各地を結ぶ外資コンテナの国内2次輸送航路。(出典：国土交通省「国際海上輸送網の基盤の強化」)

27 「大分県ポートセールス実行委員会」とは、大分港大在コンテナターミナルの東九州における国際物流拠点としての発展を目指して、県、市、民間一体となった効率的且つ効果的なポートセールスを行うための組織。(出典：大分県ポートセールス実行委員会設置要綱)

28 静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県。(出典：東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議)

3 大分流通業務団地の活用促進

これまでの取組と今後の課題

大分流通業務団地は、陸路による物流が増加する状況の中、東九州自動車道大分宮河内インターチェンジや大分港大在コンテナターミナルへの交通アクセスが優れた佐野地区に、都市の流通機能の向上を目的として、大分県によって整備されました。

これまで、平成13年度に1工区（44区画）、翌年の平成14年度には2工区（35区画）を造成、分譲してきました。さらに平成26年度には、区画道路を整備し、3工区（15区画）の分譲を開始しています。平成27年度末では59区画に33社が進出し、全敷地の50.5%が分譲済みとなっています。

平成28年4月に東九州自動車道の宮崎以北が開通したことに伴い、物流拠点としての魅力が向上した大分流通業務団地の優位性や企業立地の助成制度等について、これまで以上に情報発信し、分譲地への企業立地をさらに推進していくことが求められています。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 交通アクセスの優位性を生かした企業立地の推進

大分県と関係機関との連携による流通業を中心とした企業誘致活動や、これまで進出してきた企業に対するきめ細かなフォローアップを実施するとともに、大分宮河内インターチェンジや大分港大在コンテナターミナルへのアクセスの優位性を発信し、さらなる流通業務の集積を図ります。

具体的な取組例

- 企業立地に関する補助制度の充実
- 企業誘致パンフレット、ホームページの作成及びこれらを活用した情報発信
- 誘致活動の体制整備による積極的な誘致活動の実施
- 大分県との情報共有及び情報発信における連携
- 立地に際してのワンストップサービスの充実及び手続きの迅速化
- 大分県と連携した進出企業へのフォローアップ

■ 成果指標

基本施策		指標名		現状値 (H27年度実績)	目標値 (H33年度)
2	産業集積の推進	①	誘致企業件数	8件	35件 (5年間の累計)
		②	公設地方卸売市場における取扱金額（青果部）	149億円	149億円
		③	公設地方卸売市場における取扱金額（水産部）	85億円	85億円
		④	大分港大在コンテナターミナルの取扱実入りコンテナ数（外貨及び内貨）	31,599TEU	38,000TEU

第5章 基本施策

3. 企業の競争力の強化

めざす都市
のすがた

基本施策

施策の方針

主な取組

にぎわいと活力あふれる豊かなまち

1. 新たな産業の創出

(1) 創業の促進

1 創業支援

(2) 成長産業の育成・振興

1 成長産業の育成

2 ツーリズムの振興と商業の活性化

2. 産業集積の推進

(1) 企業立地の推進

1 企業立地の推進

(2) 流通拠点の活用促進

1 公設地方卸売市場の機能向上

2 大分港大分コンテナターミナルの活用促進

3 大分流通業務団地の活用促進

3. 企業の
競争力の強化

(1) 経営基盤の強化

1 高度化・効率化の促進

2 雇用の確保と人材の育成

3 販路拡大の支援

(2) 工業、商業・サービス業
の活性化

1 工業の活性化

2 商業・サービス業の生産性向上

3 魅力ある商店街づくり

(3) 地域資源の活用促進と
地場産業の育成

1 地場産業の育成

2 農林水産物の活用促進

3 ビジネスマッチングに向けた情報発信

4. 就労支援と
勤労者福祉の充実

(1) 就労支援

1 就労機会の拡大

2 技能習得の支援と若年者の職業観の形成支援

(2) 勤労者福祉の充実

1 福利厚生の実施

2 労働環境の整備促進

■現状とめざす方向性

本市における活力ある企業活動は、本市の経済発展や安定した雇用の根幹をなすものであり、「市民の安全・安心な生活」や「都市の活力の維持・向上」のために重要な役割を果たしています。

しかしながら、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来による地域経済の縮小や経済のグローバル化による国際競争や都市間競争の激化など、本市の企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような状況を企業が自らの力で乗り越えるためには、競争力の強化が不可欠であり、技術や経営の高度化・効率化を図るとともに、人材の確保・育成、グローバルな事業展開による販路拡大などに取り組む必要があります。

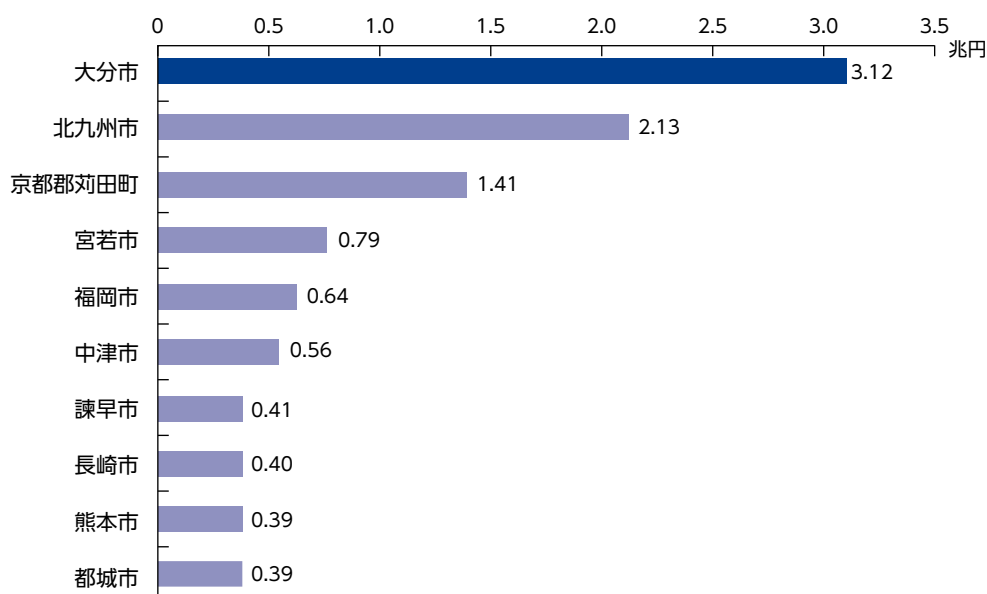
特に、本市の製造品出荷額は九州で第1位、全国で第11位と非常に高い水準を維持しており、本市の工業は、臨海部を中心に立地する鉄鋼や石油化学などの日本を代表する企業と、これらの産業に関連する中小企業の活発な事業活動により、地域経済の牽引役を担ってきました。（図表15、P.98-図表14）今後も本市の経済を支える重要な基盤として、これらの企業の競争力の維持・向上が求められています。

また、市内の全事業所数及び全従業員数の約8割を占め、市民の日常生活を身近で支える地域の商業・サービス業においては、多様化・高度化が進む消費者ニーズに応じた付加価値の高い商品やサービスを提供するため、ICTの活用による業務の効率化を図るなど、その生産性の向上が求められています。

さらに、市民や地場企業が積極的に地元産商品を利用することやサービスを消費することにより、域内需要の増加を図り、市外から獲得した資金の流出を防ぐとともに市内で循環させることも重要です。このような地域資源の活用促進は、雇用の創出や所得の増加をもたらすとともに、地場企業の強みに磨きをかけるための再投資の機会を生み出し、さらなる地域経済の発展につながることが期待できます。

こうしたことから、本市は企業の経営基盤の強化を促進するとともに、工業、商業・サービス業の活性化や地域資源の活用促進と地場産業の育成を推進することで企業の競争力の強化を図ります。（P.99-図表16、17）

九州内の市町村のうち製造品出荷額等の上位10市（図表15）



資料：経済産業省「平成26年工業統計調査」

(1) 経営基盤の強化

企業の競争力を強化するため、技術や経営の高度化・効率化を促進するとともに、雇用の確保と人材の育成、グローバルな事業展開による販路開拓などを支援することで、経営基盤の強化を図ります。

1 高度化・効率化の促進

これまでの取組と今後の課題

本市では、これまで融資制度の充実等による企業の資金調達の円滑化を図るとともに、中小企業が行う設備投資や研修、知的財産権取得等に係る費用に対する補助制度を充実してきました。

また、本市の中小企業支援の中核的施設である大分市産業活性化プラザでは、情報通信技術（ICT）導入等のビジネスセミナーの開催や、大分県産業創造機構と連携しながら経営等の課題を解決するためのアドバイザー派遣、中小企業者が抱える経営等に関する様々な悩みを解決するための相談業務などに取り組んできました。

このほかにも、本市において中小企業者と大学等教育機関の交流の場となる産学交流サロンを開催するなどの取組を進めてきました。

中小企業は人材や資金等の経営資源が限られていることから、これまでの支援を継続するとともに、技術や経営の革新など企業実態に即した新たな支援策や、大規模災害などに備えるためのBCP（事業継続計画）^{（※29）}の策定促進などに取り組むことが必要です。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 企業の技術革新と経営力強化の支援

中小企業の技術革新や経営力強化を図るため、大分市産業活性化プラザを中心に各種支援策を推進しながら、大分県産業科学技術センターや金融機関等の関係機関との連携を強化することで、本市の融資制度、補助制度の活用を促進するとともに、企業の人材育成や知的財産の活用等に対する支援を行います。

具体的な取組例

- （国研）産業技術総合研究所九州センター、大分県産業科学技術センター、大学等との連携の強化
- 中小企業者向け融資制度の充実
- 中小企業の設備投資にかかる費用の補助
- 企業立地による設備投資にかかる費用の補助
- 中小企業が内部で行う研修にかかる費用の補助
- 中小企業の従業員が外部機関の行う研修へ参加する際の費用の補助
- 知的財産権出願等に関する補助
- 知的財産の活用促進の支援
- ビジネスセミナーの開催
- BCPの策定促進
- 第二創業^{（※30）}など経営の多角化に関する支援

29 「BCP（事業継続計画）」とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。（出典：中小企業庁「中業企業BCP策定運用指針」）

30 「第二創業」とは、既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者が新事業・新分野に進出する経営多角化や事業転換を図ること。（出典：日本政策金融公庫「用語集」）

▶▶▶ 中小企業の相談体制の充実

大分商工会議所や大分県産業科学技術センター等の関係機関と連携し、専門性の高い相談等に対する体制を充実するとともに、異業種間・企業間のマッチングを促進します。

具体的な取組例

- 大分市産業活性化プラザにおける相談業務の実施
- 大分商工会議所などの支援機関と連携した相談体制の充実
- 金融機関と連携した市の支援制度の周知
- 産学交流サロン^(※31)の開催

2 雇用の確保と人材の育成

これまでの取組と今後の課題

本市では、人材の確保については、ハローワーク等と連携した求職者への情報提供や大都市圏からのUIJターン^(※32)の促進、大学等との連携による地場企業への就職支援などの取組を行ってきました。

また、中小企業の経営基盤を強化するため、従業員の能力や技術の向上を目的とした研修に係る費用の一部を補助するとともに、大分市産業活性化プラザにおいて、大学等と連携し、人材育成に関するセミナーを開催してきました。

一方、近年、急速に少子高齢化が進み人口減少社会を迎える中、労働力人口の減少が予測されており、若者や熟練技能者が不足するとともに、厳しい財務状況や市場の先行きの不透明性により後継者が見つからないなど、中小企業の経営基盤に関わる深刻な問題が顕在化しています。

こうしたことから、高度化・多様化する企業のニーズに応え得る各産業分野における人材の確保・育成と事業承継の円滑化が課題となっています。

31 「産学交流サロン」とは、産学官が話し合える場を作ることによって参加者同士のネットワークを広げ、中小企業が抱える課題解決や業務改善へとつなげていくための異業種交流のことである。

32 「UIJターン」とは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶雇用確保への支援

大分市産業活性化プラザでは、企業を対象とした多様な人材の確保・活用に関するセミナーを開催するとともに、教育機関等と連携し、学卒者の市内就職率の向上を図ります。

また、雇用と結びつけたUIJターンを促進することで、県外、市外からの人材の確保を強化します。

具体的な取組例

- 大分市産業活性化プラザにおける人材の確保・活用に関するセミナーの開催
- UIJターン専用サイトの開設による情報発信
- 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）^{（※33）}」に基づく市内の大学との連携による学卒者の市内就職の促進
- 移住希望者を対象とした県外での説明会の開催地拡大等による情報発信の充実
- 無料職業紹介や事業所見学会の実施

▶▶▶人材育成への支援

大分市産業活性化プラザにおいて、中小企業ニーズに基づいた多種多様なビジネスセミナーを開催します。また、能力や技術の向上を目的として従業員が研修へ参加する際の補助や、職業訓練を通して人材育成を進める認定職業訓練校^{（※34）}を支援します。

具体的な取組例

- 大分市産業活性化プラザにおける人材育成に関するセミナーの開催
- 中小企業の内部で行う研修にかかる費用の補助
- 中小企業の従業員が外部機関の行う研修へ参加する際の費用の補助
- 認定職業訓練校に対する補助
- 「若手経営者研修会」等の人材育成に資するイベント開催への支援

▶▶▶後継者育成・円滑な事業承継への支援

大分市産業活性化プラザにおいて、事業承継に関するセミナーを開催します。

また、大分商工会議所、大分県商工会連合会、（公財）大分県産業創造機構等の支援機関や金融機関等との連携を強化し、後継者育成や円滑な事業承継を支援します。

具体的な取組例

- 大分市産業活性化プラザにおける後継者育成・円滑な事業承継等に関するセミナーの開催
- セミナー開催や専門家派遣に取り組む大分商工会議所、大分県商工会連合会、（公財）大分県産業創造機構等との連携の強化
- 金融機関等との連携による補助制度等の活用促進

33 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」とは、文部科学省が、知的創造活動の拠点である大学を、地域の中核的存在（Center of Community）と位置づけ、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的として、大学が地方公共団体や企業等と協働し、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援する事業である。

34 「認定職業訓練校」とは、職業能力開発促進法第24条第1項に基づき都道府県知事の認可を受けた職業訓練を行う事業主、事業主の団体、職業訓練法人などのことである。

3 販路拡大の支援

これまでの取組と今後の課題

本市では、国内の販路拡大に向けた取組を支援するため、見本市への出展にかかる費用などの補助制度の運用やICTの活用を促すセミナーの開催などに取り組んできました。

また、本市特産品等の魅力を全国に発信する契機とするための「ふるさと大分市応援寄附金」^(※35)の返礼品として特産品等を贈呈するなど、ふるさと納税制度の有効活用を図ってきました。

海外に向けては、武漢市^(※36)との友好都市の関係を生かし、商談会や見本市を開催するとともに、本市の特産品等を販売するアンテナショップの設置等に取り組んできました。また、海外への事業展開を目指す中小企業を支援する見本市への出展や海外バイヤー招へいにかかる費用の補助制度を運用してきました。

一方で、経済のグローバル化が進む中、中小企業にとって国内外を問わず販路の拡大は今後ますます重要な課題となっており、特にTPP^(※37)等の新たな交易の枠組により、成長著しいアジア圏等において、幅広い分野でビジネスチャンスが増えています。

こうしたことから、新たな販路開拓にチャレンジする中小企業の意欲を醸成することや、販路拡大の手法やマーケティングリサーチに関する情報不足への対応が課題となっています。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 国内の販路拡大の支援

国内の販路拡大に向け、これまで以上に見本市等への出展に対する補助の拡充を行うとともに、見本市への出展や商談の方法などに関するセミナーの開催、ICTの活用を促すセミナーの開催などに取り組めます。また、本市特産品等の魅力を全国に発信するため、「ふるさと大分市応援寄附金」の返礼品を拡充します。

具体的な取組例

- 見本市等への出展に対する補助の拡充
- 見本市への出展や商談の方法などに関するセミナーの開催
- 大都市圏でのアンテナショップの開設
- 商品紹介のためのホームページの作成等に関するセミナーの開催
- ホームページやパンフレットの作成に対する支援
- 「ふるさと大分市応援寄附金」における返礼品の拡充



35 「ふるさと大分市応援寄附金」とは、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2千円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される「ふるさと納税」の大分市版のことである。本市では平成20年6月より寄附の受け入れを開始し、平成26年には寄附金の増額と本市の魅力発信や特産品等の販路拡大につなげることを目的に一定額以上の寄附者への返礼品として、本市の特産品等の贈呈を開始した。平成28年7月には返礼品の大幅なりニューアルを実施し、さらなる寄附金の増額と地場産業の活性化をめざしている。

36 昭和54年に友好都市を締結して以来、経済、文化芸術、教育、スポーツ、農業、医療等幅広い分野にて交流している。平成18年からは現地に大分市武漢事務所を設置し、両市の交流をサポートしている。

37 「TPP (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)」とは、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な協定のことである。

▶▶▶海外の販路拡大の支援

成長著しいアジア圏等への海外販路拡大に向け、大分県や（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）^{（※38）}等の関係機関と連携して、見本市や商談会への出展支援や海外向けカタログの作成、翻訳や通訳の支援などを行うとともに、新たな販路開拓拠点を開設します。

また、本市に暮らす留学生等は、母国の言語や商習慣等に詳しいことから、大分市産業活性化プラザでは、留学生等の活用に関するビジネスセミナー等を開催します。

さらに、大分県、NPO法人大学コンソーシアムおおいた^{（※39）}等の関係機関と連携を図りながら、企業と留学生等のマッチングを支援します。

具体的な取組例

- 大分県やジェトロ等と連携した見本市や商談会等の開催及び出展に対する補助
- 大分県やジェトロ等と連携した各国の情勢に関する情報提供や貿易実務に関するセミナーの開催
- 見本市や商談会等のカタログの作成、翻訳や通訳等の支援
- 武漢市における販路開拓拠点の開設
- 留学生等のポテンシャルを生かすことをテーマとする販路拡大に向けたビジネスセミナー等の開催
- 大分県やNPO法人大学コンソーシアムおおいた等と連携した販路拡大を目指す企業と留学生等のマッチングの支援

38 「（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）」は、平成13年に日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された。70か所を超える海外事務所、国内拠点として約40か所の事務所および研究所を有しており、対日投資の促進、農林水産物・食品の輸出や中小企業等の海外展開支援を行っている。

39 「大学コンソーシアムおおいた」とは、地域と留学生の共生、留学生の力を活かした魅力ある地域づくりを目的として、県内の大学と経済界、行政、民間団体等が加盟するNPO法人。留学生による語学教室や料理交流などの地域交流のほか、留学生の地域活動の支援、就業支援などさまざまなプログラムを行っている。

(2) 工業、商業・サービス業の活性化

工業分野で活躍する企業や団体とこれまで以上に連携を深めるとともに、設備投資や販路開拓の支援などを通じて、本市の工業の活性化を図ります。

また、商業・サービス業の分野では、それぞれが提供する商品・サービスの付加価値を高め、業務の効率化につながる取組を支援することにより、生産性の向上を図ります。

一方、商店街は地域における経済活動の拠点や、にぎわい・コミュニティの拠点としての機能を有しており、これらを維持・向上させるために、商店街活動を支援し魅力と活力ある商店街づくりを促進します。

1 工業の活性化

これまでの取組と今後の課題

本市の工業は、臨海部には石油化学コンビナート関連企業、内陸部にはIT関連産業や精密機械製造業などの国際競争力の高い大企業と、これらの産業に関連する中小企業が集積し、一体となって地域経済を力強く牽引してきました。

本市では、これらの企業の重要な役割を踏まえ、設備投資や従業員の新規雇用に対する支援などを行うとともに、大分コンビナート企業協議会への参画や（一社）大分県工業連合会等との意見交換などにより、企業との連携・協力関係を構築してきました。

近年、急速な少子高齢化の進行と人口減少社会の到来に伴う国内市場の縮小のほか、経済のグローバル化の進展やアジア諸国の経済発展による海外企業との競争の激化など、本市の工業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうしたことから、本市経済のさらなる発展のためには、本市工業の活力の維持・向上が不可欠であり、企業や関係団体との連携を強化しながら、進出企業へのフォローアップや、設備投資、販路開拓などの支援の充実が求められています。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 工業分野の企業への支援の強化

企業の技術革新や経営力強化を促すため、設備投資や販路拡大などの取組に対する支援を充実します。

また、「大分市工業展」や「おおいた協働ものづくり展」など、市内の優れた技術や製品、サービスを紹介するイベントの開催を支援します。

さらに、こうした企業等の情報を積極的に収集し、データベースの構築を図り情報発信を行うことで、ビジネスパートナーとのマッチングなどを支援します。

具体的な取組例

- （国研）産業技術総合研究所九州センター、大分県産業科学技術センター、大学等との連携の強化
- 設備投資にかかる費用の補助
- 見本市への出展や海外バイヤー招へいにかかる費用の補助
- 知的財産権取得等にかかる費用の補助
- 中小企業者向け融資制度の充実
- 「大分市工業展」「おおいた協働ものづくり展」等、市内の優れた技術や製品、サービスを紹介するイベントの開催支援
- 優れた技術や製品、サービスを有する企業等のデータベース化によるビジネスパートナーとのマッチングの支援

▶▶▶工業分野の企業との連携強化

進出企業や中小企業のニーズ・課題を把握し施策に反映させるとともに、本市の助成制度などの情報を提供するため、大分コンビナート企業協議会への参画や、大分市工業連合会等との意見交換を継続します。

特に、本市の助成制度などの情報の提供については、大分県や大分商工会議所、金融機関等との連携を強化し適時・適切に行います。

具体的な取組例

- 大分コンビナート企業協議会への参画及び支援
- (一社)大分県工業連合会、大分市工業連合会等との意見交換及び支援
- 「企業100社訪問」^(※40)の実施
- 大分県や商工会議所、金融機関と連携したフォローアップの強化

2 商業・サービス業の生産性向上

これまでの取組と今後の課題

本市は、これまで商業・サービス業を含む中小企業者に対する事業資金等の制度融資に取り組むとともに、経営相談・経営指導を行う大分商工会議所や野津原町商工会などの運営を支援してきました。

しかしながら、近年、商業・サービス業を取り巻く市場競争は大型商業施設の進出、高速交通体系の整備、ICTの普及などにより一層激化しています。また、人口減少社会を迎え市場の縮小や深刻な人手不足が懸念されています。

その一方で、消費者ニーズの高度化・多様化や外国人観光客等の増加に伴い、新たなビジネスチャンスが創出されています。

商業・サービス業においては、こうした環境の変化に適応し持続的な成長を遂げるため、高付加価値化や業務効率化など、生産性の向上を図ることが重要な課題となっています。

こうしたことから、商業・サービス業の事業者が取り組む、商圏の拡大やブランド力の強化、価値や品質の「見える化」などの付加価値の向上や、サービス提供プロセスの改善など業務効率化に向けた取組を支援することが必要となっています。

40 「企業100社訪問」とは、大分市中小企業振興基本条例の策定にあたり、中小企業を中心とした市内事業者の意見を反映させることを目的として平成25年11月に実施した市職員による企業訪問活動のことである。条例策定以後も、市内の事業者の現況やニーズを的確に把握し、実効性の高い施策の構築や実施につなげて行くため継続して実施している。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶生産性の向上

ICTの活用などによる、生産性の向上につながる取組を支援します。

また、産業活性化プラザでは経営セミナーを開催するとともに、中小企業支援団体^(※41)が派遣する専門家によるブランド力の強化や経営革新に関する経営相談、経営指導などの充実を促進することにより、生産性の向上を支援します。

具体的な取組例

- ICTの活用などによる販路の拡大や価値や品質の「見える化」、サービス提供プロセスの改善などに向けた取組への支援
- 大分市産業活性化プラザにおける人材育成や販路開拓などをテーマとしたセミナーの開催
- 中小企業支援団体が派遣する専門家によるブランド力の強化や経営革新に関する経営相談、経営指導の充実
- 中小企業支援団体が実施する経営相談、経営指導の充実促進

3 魅力ある商店街づくり

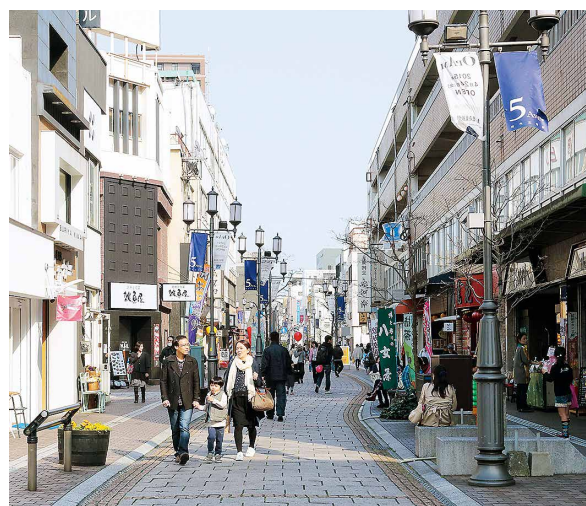
これまでの取組と今後の課題

商店街は地域住民の身近な買い物の場として、また、安全・安心なまちづくりや地域交流の拠点としての機能を有するなど、地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年、大規模商業施設の進出が進み市内の商業集積地間の競争は激化しており、市内各地の商店街が実施するイベント開催への支援や、空き店舗対策などに取り組んできました。

今後については、少子高齢化が進み、人口減少社会の到来による市場の縮小、高速交通体系の整備や、ICTの普及による買い物環境の変化などによって、商店街を取り巻く環境はこれまで以上に厳しくなることが予想されます。こうしたことから、まずは、個店の生産性向上のための取組を支援し、魅力と活力ある商店街づくりを進め、商店街の地域における役割を維持・向上させていく必要があります。

また、個店の店主の高齢化が進んでおり、魅力と活力ある商店街の活動を支える人材確保が課題となっています。



41 本計画において「中小企業支援団体」とは、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体で、市内に事務所を有するものをいう。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 商店街の支援

商店街が開催するイベントや空き店舗への出店、プレミアム付商品券の発行に対する支援を行うとともに、「大分七夕まつり」などの大規模イベントを開催します。

また、大分市商店街連合会など商店街の横断的組織の活動を支援します。

さらに、子ども連れや障がい者、観光客などが気軽に商店街を利用できるよう、商店街や事業者が実施する快適な買い物環境の整備を支援します。

具体的な取組例

- ICTの活用などによる販路の拡大や価値や品質の「見える化」、サービス提供プロセスの改善などに向けた取組への支援
- イベントの開催にかかる費用の補助
- 空き店舗への出店にかかる費用の補助
- 商店街におけるプレミアム付商品券発行にかかる費用の補助
- 「大分七夕まつり」「おおいた食と暮らしの祭典」「歩行者天国」の開催
- 大分市商店街連合会や大分都心まちづくり委員会など横断的組織への支援
- 駐車場や駐輪場の整備など快適な買い物環境の整備にかかる費用の補助
- Wi-Fi環境の整備促進

▶▶▶ 商店街の組織力強化と人材の確保・育成

商店街の組織力を強化するため、空き店舗への出店者に対する補助や商店街加入店舗で使えるプレミアム付商品券の発行を支援します。

また、商店街の広報活動を支援することで、商店街に加入していない店主の理解を深め、加入を促進します。

人材の確保・育成については、次代を担う若手商業者との意見交換の場を充実するとともに、市内高校生の商店街での職業体験の受け入れを促進します。

具体的な取組例

- 空き店舗への出店にかかる費用の補助
- 商店街におけるプレミアム付商品券発行にかかる費用の補助
- 商店街が行うホームページや広報誌作成などへの支援
- 次代の商店街活動の担い手との意見交換の場の充実
- 商店街における高校生のインターンシップの受け入れ支援



（3）地域資源の活用促進と地場産業の育成

農林水産物の活用促進や、ビジネスマッチングに向けた情報発信につながる取組を通して、地域資源の活用促進と地場産業の育成を図ります。

1 地場産業の育成

これまでの取組と今後の課題

本市の地場産業を支える中小企業は、雇用の確保や消費機会の提供、税収の増加をもたらし、その成長と発展は地域の活性化と市民福祉の向上という好循環を生み出すなど、魅力と活力あるまちづくりの担い手としてなくてはならない存在です。

こうしたことから本市では、中小企業を対象とした各種制度融資の実施や設備投資、販路拡大、人材育成などの支援を行ってきました。

また、市が行う建設工事の発注や物品・役務等の発注については、地場企業の受注機会の確保・拡大につながる取組を推進してきました。

しかしながら、経済のボーダーレス化、少子高齢化が進行し、人口減少社会が到来するなど、地域経済を取り巻く環境は不透明な状況となっています。

こうしたことから、これまでの取組を充実するとともに、時代のニーズに即した新たな取組を大分県や関係機関との連携を強化しながら積極的に推進していくことが求められています。

また、主に地域内の原材料や労働力を活用し、地域外への商品やサービスの提供などに取り組む地域中核企業^(※42)は、地域経済の活性化や雇用の創出などに大きな影響力を有することから、こうした企業の掘り起こしや育成に取り組んでいく必要があります。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 中小企業を対象とした各種支援の充実

本市の事業所数の99%、従業者数の75%を占める中小企業は、本市の経済発展や魅力あるまちづくりに不可欠な存在であり、中小企業者のニーズに即した適切かつ的確な支援策を構築します。(P.94-図表4、5)

具体的な取組例

- 中小企業向け融資制度の充実
- 設備投資、販路拡大、人材育成など多様な支援策の見直し
- 中小企業者のニーズに即した新たな支援策の構築

42 「地域中核企業」とは、独自に高度な技術（サービス）力やビジネスモデルを有し、その企業が所在する地域内からより多く仕入れを行い、地域外へ販売することで地域の雇用や経済を牽引する企業のことを指す。

▶▶▶地場企業の受注機会の拡大支援

本市の建設工事や物品、役務等の発注については、経済性、公正性、競争性という入札の諸原則に留意しつつ、地場企業の受注機会の拡大を図ります。

また、認定商品を優先的に調達できる「トライアル発注制度」^(※43)については、大分県と連携を強化し引き続き制度の周知を図りながら、大分県の認定企業となることを促進するとともに、本市における認定商品の購入に努めます。

さらに、本市の製品や産品を返礼品とする「ふるさと大分市応援寄附金」については、全国に向けあらゆる機会を通じ、寄附の呼びかけを行うことにより、製品・産品の販路拡大とブランド力の強化を促進します。

具体的な取組例

- 地場企業への優先的な発注
- 元請業者に対する市内業者の優先活用、資材等の市内優先調達の推進
- 地場企業間での共同企業体（JV）の活用促進
- 地場企業が広く受注機会を得られるよう手持ち工事による入札参加制限や同日入札における落札制限の実施
- 「トライアル発注制度」の周知
- 「トライアル発注制度」による認定商品の購入
- 「ふるさと大分市応援寄附金」の周知

▶▶▶地域中核企業の支援と育成

地域中核企業は、地域の経済や雇用に大きく貢献するものであることから、国や大分県と連携しながらこうした企業の把握に努め、各種の支援を行うとともに地域中核企業の情報を発信することにより、地場中小企業との連携を促進します。

また、地域中核企業の育成に資する国や大分県、本市等の補助制度を総合的に調査・研究し、地域中核企業となり得る企業に対し支援制度を紹介するとともに、必要に応じ、支援の拡充を図ります。

具体的な取組例

- 設備投資、販路拡大、人材育成など多様な支援策の実施
- 地域中核企業のデータベースの構築と情報発信
- 地域中核企業の育成に資する国や大分県、本市の補助制度の紹介及び拡充
- 地域中核企業と優れた技術や製品、サービスを有する中小企業等とのマッチング支援

43 「トライアル発注制度」とは、新商品の生産によって新たな事業分野の開拓を図る者を市が認定し、市が随意契約により購入可能にすることによって販路開拓の積極的な支援を行い、新産業の育成を図る制度のことである。

2 農林水産物の活用促進

これまでの取組と今後の課題

本市は農林水産物の活用を促進するため、農商工連携^(※44)や6次産業化^(※45)の取組を強化し、商品開発や販路開拓の支援、異業種交流の促進、セミナーの開催による人材の育成等を支援してきました。

また、産地と消費者や加工業者等をつなぐ取組として、「おおいたマルシェ」^(※46)等の開催や生産者と調理師を目指す高校生との交流を行いました。

しかし、近年、全国的に地域資源を活用した商品開発や販路拡大が盛んに展開されており、本市産品のさらなる魅力向上と全国へ向けた情報発信の強化が不可欠となっています。

こうしたことから、より付加価値の高い新商品の開発や既存商品のブラッシュアップ、さらには製品のブランド力の強化が求められています。

また、本市の農林水産物の産地としての魅力を高めるため、農林水産業者と食品加工業者との連携強化が必要となっています。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 農商工連携、6次産業化の取組への支援

国や大分県等の関係機関と連携を強化しながら、6次産業化に向けた付加価値の高い新たな商品開発や市内外への販路拡大等を支援するとともに、農商工連携や6次産業化の取組を牽引する人材を育成するためのセミナーを開催します。

また、安定した品質や生産量を確保するなど商工業者のニーズに応じるために、既存の品目の生産拡大や新たな品目の産地づくりを促進します。

具体的な取組例

- 試作品開発、新商品開発、販路開拓・拡大にかかる支援の拡充
- 見本市等への出展の支援
- 6次産業化セミナーの開催による人材の育成
- 異業種座談会等によるビジネスチャンスの創出
- 商工業者のニーズに応じた産地づくりの支援



44 「農商工連携」とは、農山漁村の有する農林水産物や景観等の貴重な資源を有効活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大の取組を指す。(出典：農林水産省HPより引用)

45 「6次産業化」とは、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組を指す。(出典：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律)

46 「おおいたマルシェ」とは、本市で育まれた「おおいたの食」と農林水産物の「地産地消」をテーマとしたイベント。

▶▶▶市内外への情報発信

本市の農林水産物をはじめとする地域資源の魅力を市内外へ発信するため、広報活動をさらに強化し、農林水産業者と加工・販売等を行う企業や消費者をつなぐ「おおいたマルシェ」等を開催します。

また、本市地域資源のブランド力を強化するための支援を行うとともに、海外等への販路拡大を促進するため見本市への出展や海外バイヤー招へいに係る費用を補助します。

具体的な取組例

- 市場や消費者等への広報活動の強化
- ブランド認証制度の創設及び認証商品の情報発信
- 「おおいたマルシェ」等の開催
- 輸出のための情報収集や見本市への出展
- 国内外の見本市への出展費用の補助
- 海外バイヤーの招へいに係る費用の補助

3 ビジネスマッチングに向けた情報発信

これまでの取組と今後の課題

本市には、独自の製法や最先端技術により、他にはない製品やサービスを市場に供給する競争力の高い企業や、優れた技能を修得し様々な分野で活躍する技能者が数多く存在します。

これまで、これらの優れた技術・製品を持つ企業や技能者について、市報、ホームページ、テレビ広報番組や、「大分市工業展」などのイベントを通じて広く紹介してきました。

近年、市民の地元産品への関心が非常に高くなっており^(※47)、地元産品の情報提供に関する取組を今後も継続して行う必要があります。

また、これらの情報の蓄積を図り、誰もが容易にアクセスできるようデータベース化を進めるとともに、大都市圏への情報発信拠点の設置に取り組むなど、ビジネスマッチングにつなげる仕組づくりが課題となっています。

47 〈参考資料〉「第2次大分市商工業振興計画 事業者・市民アンケート調査報告書」P28、「市民向けアンケート」問5の調査結果より。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 優れた地場企業や地元産品、技能者等の情報発信とビジネスマッチングの支援

大分県や商工会議所等の関係機関と連携し、地元の優れた技術や製品及びサービスと、それらを有する企業、技能者の情報収集を充実します。

また、これらの情報のデータベースを構築するとともに、大都市圏での拠点を整備することなどにより情報発信力の強化を図ります。

こうした取組を通じ、大分県等と連携しビジネスマッチングを支援します。

具体的な取組例

- 市報、市ホームページ、テレビ広報番組を活用した情報発信の充実
- 「大分市工業展」や「おおいたマルシェ」における地元製品・産品等の紹介
- 各支所・出張所における地元製品、産品等の展示
- 「大分市技能者表彰」の実施
- 優れた技術や製品、サービスを有する企業等のデータベースの構築と活用
- 大都市圏へのアンテナショップの開設

■ 成果指標

基本施策		指標名		現状値 (H27年度実績)	目標値 (H33年度)
3	企業の競争力の強化	①	海外経済交流支援企業数	35社	200社 (H29～33の合計)
		②	市が開催・支援する人材育成に係る講座及び研修の延べ年間受講者数	1,488人	1,800人
		③	小売業の年間商品販売額	4,863億円 (H26商業統計調査)	5,010億円
		④	卸売業の年間商品販売額	7,822億円 (H26商業統計調査)	8,580億円

第5章 基本施策

4. 就労支援と勤労者福祉の充実

めざす都市
のすがた

基本施策

施策の方針

主な取組

にぎわいと活力あふれる豊かなまち

1. 新たな産業の創出

(1) 創業の促進

1 創業支援

(2) 成長産業の育成・振興

1 成長産業の育成

2 ツーリズムの振興と商業の活性化

2. 産業集積の推進

(1) 企業立地の推進

1 企業立地の推進

(2) 流通拠点の活用促進

1 公設地方卸売市場の機能向上

2 大分港大分コンテナターミナルの活用促進

3 大分流通業務団地の活用促進

3. 企業の
競争力の強化

(1) 経営基盤の強化

1 高度化・効率化の促進

2 雇用の確保と人材の育成

3 販路拡大の支援

(2) 工業、商業・サービス業
の活性化

1 工業の活性化

2 商業・サービス業の生産性向上

3 魅力ある商店街づくり

(3) 地域資源の活用促進と
地場産業の育成

1 地場産業の育成

2 農林水産物の活用促進

3 ビジネスマッチングに向けた情報発信

4. 就労支援と
勤労者福祉の充実

(1) 就労支援

1 就労機会の拡大

2 技能習得の支援と若年者の職業観の形成支援

(2) 勤労者福祉の充実

1 福利厚生の実施

2 労働環境の整備促進

■現状とめざす方向性

全国的に産業全体の雇用情勢は、有効求人倍率^(※48)で見ると、リーマンショック直後の平成21年に比べ大幅に改善してきました。(図表21)

しかしながら、産業・職種別では、求職者側と求人側との意向等が一致せず失業が発生している状態、いわゆる「雇用のミスマッチ」が顕著になってきています。

また、近年、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少や非正規雇用労働者の増加など、就労を取り巻く環境は大きく変化しています。(図表22、23)

このような中、国は「ニッポン一億総活躍プラン」^(※49)をまとめ、女性や若者、高齢者、障がい者などの潜在的な労働力と呼ばれる多様な人材が活躍できる社会の実現や、非正規雇用労働者の待遇改善に向けた取組を進めています。

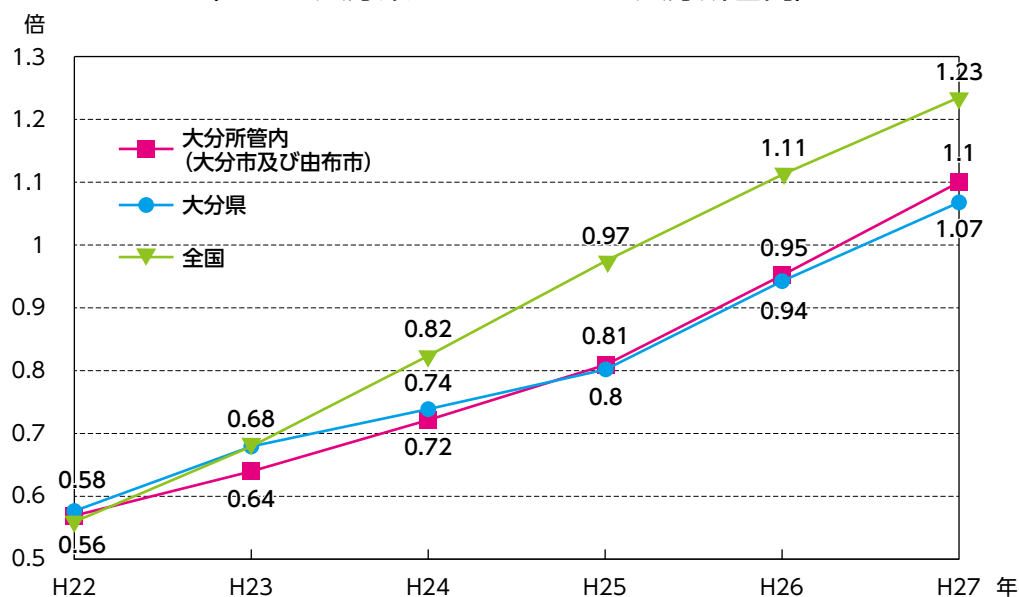
こうした諸課題は本市においても同様の傾向があり、基礎自治体として国や大分県、関係機関と連携したきめ細かな就労支援の取組が求められています。

また、勤労者の福利厚生については、企業規模や雇用形態によって、企業間に格差が生じてきています。

一方、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、仕事や子育てなど人生の各ステージにおいて多様な生き方が選択・実現できる社会に向けて、ワーク・ライフ・バランス^(※50)がますます重要となってきています。

こうしたことから、多様な主体の就労を支援するとともに、勤労者福祉の充実を図り、全ての勤労者が安心して働き続けることができる社会の実現をめざします。

有効求人倍率の推移
(全国、大分県、ハローワーク大分所管内) (図表21)



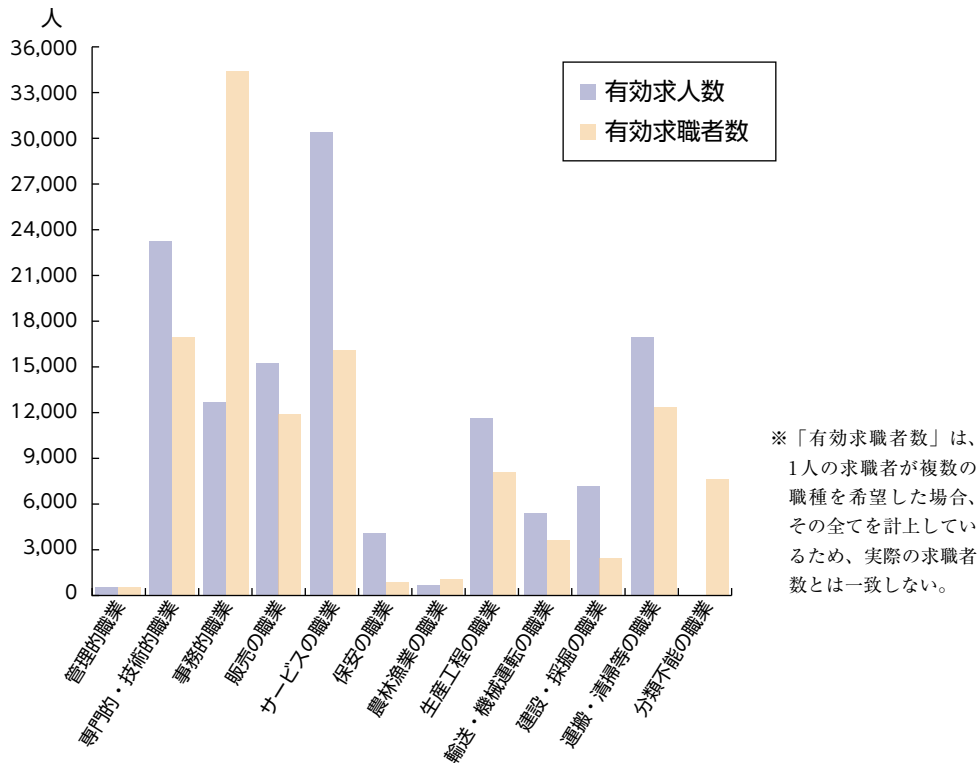
資料：大分労働局「労働市場月報」

48 「有効求人倍率」とは、公共職業安定所で取り扱う求職者数に対する求人数の割合で、1人の求職者に対してどれだけの求人があるかを示す指標のことである。(出典：総務省統計局)

49 「ニッポン一億総活躍プラン」とは、平成28年6月に閣議決定された政府の方針。「戦後最大の名目GDP600兆円」「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」といった目標を掲げる。

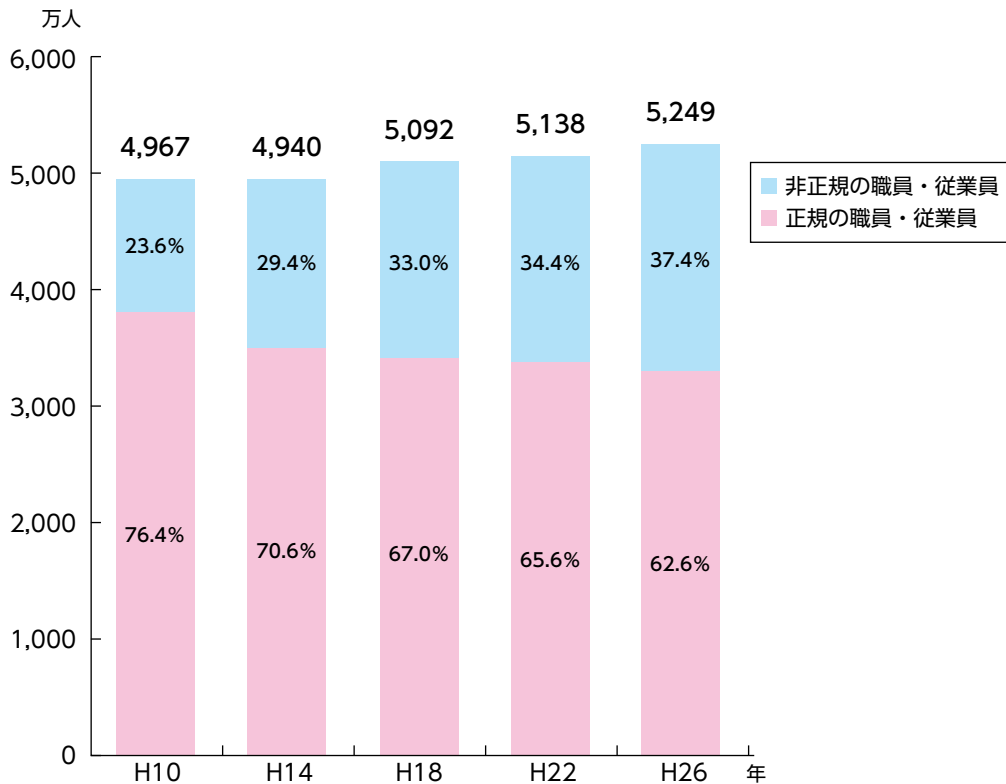
50 「ワーク・ライフ・バランス」とは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。(出典：「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」)

大分市の職業別有効求人数・有効求職者数（H27年度）（図表22）



資料：ハローワーク大分 職業別有効求人・有効求職バランスシート

全国の正規の職員・従業員数と非正規の職員・従業員数の推移（図表23）



資料：総務省統計局 労働力調査、労働力調査特別調査

(1) 就労支援

働く意欲のある人が希望する働き方とその適性に応じた就労ができるよう就労機会の拡大を図るとともに、勤労者の技能習得の支援や若者の職業意識の形成を推進します。

1 就労機会の拡大

これまでの取組と今後の課題

本市では、これまで、ハローワーク大分等の関係機関と連携し、雇用のミスマッチを解消するため、就職に役立つ講座と事業所見学で構成する「就労応援セミナー」を実施してきました。

また、女性、若者、高齢者、障がい者、大都市圏からの移住希望者に対しては、ライフスタイルや価値観に応じたきめ細かな取組を推進してきました。

今後とも、求職者の就労機会のさらなる拡大を図るためには、その能力と適性に応じて希望する働き方を選択することができるよう、企業と求職者のニーズを踏まえた取組を進めることが課題となっています。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶雇用のミスマッチの解消と求職者の支援

雇用のミスマッチを解消するため、求職者側と求人側のニーズに応じたセミナーを開催するとともに、中小企業等への就職をめざす説明会の開催を支援します。

また、正規雇用労働者の確保・拡大や不本意非正規雇用労働者^(※51)の正規雇用への転換を促進します。さらに、労働関係法令等の制度改正等の情報を積極的に発信します。

こうした取組の実効性を高めるため、国や大分県、ハローワーク大分等の関係機関との連携を強化します。

具体的な取組例

- 女性、若者、高齢者など対象ごとのニーズに応じた就労応援セミナーの開催によるマッチング機会の提供
- 中小企業を対象とした合同就職説明会等の開催支援
- 正規雇用の確保・拡大や不本意非正規雇用労働者の正規雇用への転換を促すための企業への啓発活動の実施
- 市報、市ホームページ、啓発広報紙「ワークLIFEおおいた」^(※52)等による関係法令の制度改正等の情報発信
- 女性の就労支援・起業支援のための講座の開催と講師の派遣
- BPOやコールセンターなどの事業を行う企業の誘致
- 子育て支援策や高齢者支援策など各種福祉施策と連携した就労支援の推進

51 「不本意非正規労働者」とは、「正規の職員・従業員の仕事がない」等の理由により、正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働く者。

52 「ワークLIFEおおいた」とは、大分市商工労政課発行の事業主向け広報紙。雇用・労働に関する法制度や各種助成金制度等を紹介している。

▶▶▶ (公社) 大分市シルバー人材センターの支援を通じた高齢者の就労機会の拡大

高齢者の多様なニーズを踏まえた就労機会の拡大に向けて、(公社) 大分市シルバー人材センター^(※53)を支援します。

また、(公社) 大分市シルバー人材センターの役割や機能を広く周知することで、受注拡大を促進します。

具体的な取組例

- (公社) 大分市シルバー人材センターの運営にかかる費用の補助
- 市報、市ホームページ等による (公社) 大分市シルバー人材センターの会員登録の促進
- 受注拡大のための市報・市ホームページ等による (公社) 大分市シルバー人材センターの提供するサービスの情報発信
- (公社) 大分市シルバー人材センターへの本市業務の積極的な発注



▶▶▶ 障がい者の就労機会の拡大

一般就労をめざす障がい者を支援するとともに、雇用の受け入れ先の拡大のため企業への積極的なはたらきかけを行います。

また、特別支援学校や障がい者就労支援機関と連携し、職場実習の受け入れを推進します。

さらに、障がい者雇用に関する制度の改正等の情報を積極的に発信するとともに、障がい者の就労支援につながる各種福祉施策を推進します。

具体的な取組例

- 障がい者の市嘱託職員としての雇用
- ハローワーク大分、大分県と連携した障がい者雇用受け入れ企業拡大のための企業訪問の実施
- 特別支援学校や障がい者就労支援機関との連携強化による職場実習の受け入れ拡充
- 市報、市ホームページ、啓発広報紙「ワークLIFEおおいた」等による関係法令の制度改正等の情報発信
- 各種福祉施策と連携した障がい者の就労支援の推進

53 「大分市シルバー人材センター」とは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公益法人。定年退職後等においても、地域社会との連携、社会参加や健康維持、生きがいの充実のため、臨時的・短期的・軽易な仕事を希望する高齢者（原則60歳以上）に就業機会等を提供している。

▶▶▶ 移住希望者と新規学卒者の市内就職の促進

移住希望者については、これまでの住居に関する情報提供に加え、大分県や関係機関との連携を強化し、求人情報の提供や就労相談を行います。

また、市内の大学の新規学卒者の市内就職については、大学等の関係機関との連携を強化しながら、市内就職率の向上を図ります。

具体的な取組例

- UIターン^(※54) 専用サイトの開設による情報発信
- 大分県や認定NPO法人ふるさと回帰支援センターと連携した移住希望者を対象とした相談会やセミナーの開催と情報発信の充実
- 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）^(※55)」に基づく市内の大学との連携による学卒者の市内就職の促進
- 企業に対するインターンシップ制度の導入促進のための啓発
- 本市におけるインターンシップの積極的な受け入れ

2 技能習得の支援と若年者の職業観の形成支援

これまでの取組と今後の課題

本市は、これまで、就労支援機関等と連携して求職者の技能や資格の習得を支援するとともに、将来を担う若者の職業観の形成に向け、中学生を対象とした職業講話の実施に取り組んできました。

また、勤労者に対しては、研修参加にかかる費用の助成などを通じ、技能・技術の向上を図る取組を支援してきました。

さらに、こうした技術や技能の価値を再認識し、尊重する気運を醸成するため、優れた技能で社会に貢献した技術者の顕彰を行ってきました。

近年、企業における人材不足が深刻化する中、技能習得を支援する機関は様々な教室・講座を開設していますが、さらなる就労支援のためには、求職者や勤労者に対し、これらの情報を的確に発信することが課題となっています。

また、顕彰制度の充実や職業講話の内容及び対象の拡充を図ることが課題となっています。

54 「UIターン」とは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

55 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」とは、文部科学省が、知的創造活動の拠点である大学を、地域の中核的存在（Center of Community）と位置づけ、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的として、大学が地方公共団体や企業等と協働し、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援する事業である。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ 技能習得機会につながる情報提供と技能等の顕彰制度の拡充

技能習得機会の拡大については、技能や技術の向上を目的として従業員が参加する研修への支援の拡充や、各種講座等を開催する認定職業訓練校への支援を継続します。

また、大分県や技能習得関係機関との連携を強化し、技能習得機会の拡大を図ります。

顕彰制度の拡充については、大分市技能者表彰の被表彰者を、より幅広い職種から選考できるよう、推薦団体の拡大に取り組むとともに、技能や技術の向上とその価値の再認識に向けた気運の醸成を図ります。

具体的な取組例

- 企業が行う従業員の教育・研修にかかる費用の補助
- 中小企業の従業員が外部機関の行う研修へ参加する際の費用の補助
- 認定職業訓練校の運営にかかる費用の補助と内容充実の促進
- 大分県立大分高等技術専門学校との連携強化による講座等に関する積極的な情報発信
- (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構大分支部との連携強化による講座内容等に関する積極的な情報発信
- 各種業界団体との連携強化による大分市技能者表彰の被表彰候補者の職種の拡大
- 技能や技術向上、価値の再認識の気運醸成に向けた各種受賞者等の情報発信の強化

▶▶▶ 若年者の職業観の形成支援

中学生を対象とする職業講話については、大分市教育委員会と連携し、内容の充実を図るとともに、業界団体や高等学校等と連携し、高校生を対象とした職業講話を実施します。

また、小学生等を対象とした職業体験イベントの開催団体を支援します。

こうした取組を通じて、働くことの意義や社会における企業の役割などの理解を深め、若年者の職業観の形成を促し、雇用のミスマッチの解消につなげます。(P.103-図表25)

具体的な取組例

- 大分市教育委員会との連携強化による「ヤングキャリアアドバイザー」^(※56) が講師となる中学生を対象とした職業講話の内容の充実
- 企業や業界団体、高等学校等との連携による高校生を対象とした実践的な職業講話の実施
- 小学生を対象とした職業体験イベントを開催する団体への支援
- 大分市教育委員会による小学生を対象とした職業体験カリキュラムの実施

56 「ヤングキャリアアドバイザー」とは、「大分市若年者職業意識向上事業」において中学生に職業についての講演を行う講師。概ね30歳未満、働き始めて3年以内の若者が、業務内容や仕事のやりがい等について実技を交えながら講演する。

(2) 勤労者福祉の充実

勤労者が安心して働き続けることができる社会の実現に向け、福利厚生の実施や労働環境の整備促進に取り組むことで、勤労者福祉の充実を図ります。

1 福利厚生の実施

これまでの取組と今後の課題

勤労者の福利厚生の実施は、勤労意欲の向上や、企業と従業員との信頼関係の強化、さらには、早期離職の防止をはじめ、雇用の安定化など、様々な効果をもたらします。

このようなことから、本市では、あらゆる勤労者が質の高い福利厚生サービスを受けることができるよう企業に対する啓発に努め、中小企業の退職金制度導入を促進するための取組や、金融機関と連携した勤労者向け融資制度を実施するとともに、(一財) おおいた勤労者サービスセンター^(※57)の運営を支援してきました。

しかしながら、市内事業者の9割以上を占める中小企業においては、その多くで人材の確保・育成、労働条件、福利厚生などの面で大企業に比べ立ち遅れが見られます。特に、中小企業の福利厚生事業は、組織の規模や資金面などから、企業単独での取組に限界があり、企業間における「格差」が問題となっています。(P.105-図表28、29)

今後は、引き続き「勤労者実態調査」^(※58)を通じた勤労者の労働実態の把握に努めるとともに、企業規模に関わらず全ての勤労者が安心して働くことができるための、国や関係機関と連携した取組の強化と見直しが課題となっています。

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶退職金共済制度の加入促進と勤労者向け融資制度の周知

国や大分商工会議所、野津原町商工会等との連携を強化し、中小企業の勤労者のための退職金制度の導入を促進します。(P.104-図表27)

また、中小企業等の勤労者の生活向上に資する融資制度をより利用しやすいよう、必要に応じて見直しを行うとともに、さらなる利用を促進するため、金融機関と連携しながら情報発信します。

具体的な取組例

- 国との連携による「中小企業退職金共済制度」や「建設業退職金共済制度」の情報発信の強化
- 大分商工会議所、野津原町商工会、大分県中小企業団体中央会との連携による「特定退職金共済制度」の情報発信の強化
- 「特定退職金共済制度」に新規加入した企業等に対する掛金の補助
- 市報や市ホームページ、パンフレットによる「勤労者向け融資制度」の情報発信の強化
- 情報発信力のある金融機関の営業担当職員などを対象とした融資制度の説明会の実施

57 「(一財) おおいた勤労者サービスセンター」とは、大分市・由布市内の企業に勤務する勤労者及びその事業主等に対して、総合的な福祉事業を行う一般財団法人。平成28年11月末現在、会員事業所数1,275事業所、会員数19,972人を数える。

58 「勤労者実態調査」とは、大分市商工労政課が3年ごとに事業主に対し、従業員の数・雇用形態、休暇・退職金制度の導入状況等について行う調査。対象は市内の中小企業1,000社。

▶▶▶（一財）おおいた勤労者サービスセンターの支援を通じた中小企業の福利厚生充実

「勤労者実態調査」の結果を踏まえ、市内の中小企業における福利厚生の動向を把握しながら、その状況に即した（一財）おおいた勤労者サービスセンターの支援を行うとともに、その会員数の拡大や、サービスの利用促進に向けた情報発信を強化します。

具体的な取組例

- （一財）おおいた勤労者サービスセンターの運営にかかる費用の補助
- 「企業100社訪問」^{（※59）}や市報・市ホームページ等を通じた（一財）おおいた勤労者サービスセンターの提供するサービスの情報発信の強化



2 労働環境の整備促進

これまでの取組と今後の課題

全ての勤労者が働く意欲を持ちながら健康で心豊かな生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスを保ちつつ、安定した就労条件の下で働くことができる環境が不可欠です。

そのため、本市では、ワーク・ライフ・バランスの重要性や労働関係法令の内容等について、様々な機会を通じ、周知・啓発を行ってきました。

また、労働相談窓口を設置して、違法な長時間労働やパワー・ハラスメントなど、幅広い相談に応じてきました。

今後、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、一人ひとりの希望に応じて仕事や家庭生活などを充実させることができる社会の実現に向け、国をはじめとした関係機関と連携し、意識啓発、労働関係法令等の情報発信の強化及び、複雑化・深刻化する労働相談に対応できる体制づくりが課題となっています。（P.104-図表26）

課題解決のため取り組む事業

▶▶▶ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発と労働関係法令の周知

国や関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスが勤労者と企業の双方にとってメリットがあることや、先進的な事例など様々な情報の発信を強化します。

また、労働関係法令について、企業にはその遵守を呼びかけ、勤労者にはその内容の周知・啓発を行います。

具体的な取組例

- 啓発広報紙「ワークLIFEおおいた」の発行とその内容の充実
- 労働衛生週間等のワーク・ライフ・バランスに資するキャンペーンの積極的な広報
- 企業や団体が開催するワーク・ライフ・バランス支援のための研修会等への講師派遣

59 「企業100社訪問」とは、大分市中小企業振興基本条例の策定にあたり、中小企業を中心とした市内事業者の意見を反映させることを目的として平成25年11月に実施した市職員による企業訪問活動のことである。条例策定以後も、市内の事業者の現況やニーズを的確に把握し、実効性の高い施策の構築や実施につなげて行くため継続して実施している。

▶▶▶ 相談体制の充実

国や関係機関と連携しながら、幅広い労働相談に応じる体制をさらに充実させるとともに、相談機会の拡大を図ります。

具体的な取組例

- 大分労働基準監督署やハローワーク大分等との連携強化による本市の相談対応職員のスキルアップ
- 大分労働基準監督署やハローワーク大分等と一体となった総合的な相談体制の確立
- 大分県や大分県社会保険労務士会（大分東・西支部）との連携による出張労働相談の実施

■ 成果指標

基本施策		指標名		現状値 (H27年度実績)	目標値 (H33年度)
4	就労支援と勤労者福祉の充実	①	(公社) 大分市シルバー人材センターの事業実績金額	5億6,170万円	7億6,000万円
		②	(一財) おおいた勤労者サービスセンターの会員数	19,436人	27,200人
		③	UIJターン就職人数	72人	400人 (H28～33の合計)

第5章 基本施策

成果指標一覧

基本施策		指標名	現状値 (H27年度実績)	目標値 (H33年度)
1	新たな産業の創出	市内創業支援機関等の支援による創業件数	76件	200件／年
2	産業集積の推進	① 誘致企業件数	8件	35件 (5年間の累計)
		② 公設地方卸売市場における取扱金額（青果部）	149億円	149億円
		③ 公設地方卸売市場における取扱金額（水産部）	85億円	85億円
		④ 大分港大在コンテナターミナルの取扱実入りコンテナ数（外貿及び内貿）	31,599TEU	38,000TEU
3	企業の競争力の強化	① 海外経済交流支援企業数	35社	200社 (H29～33年の合計)
		② 市が開催・支援する人材育成に係る講座及び研修の延べ年間受講者数	1,488人	1,800人
		③ 小売業の年間商品販売額	4,863億円 (H26商業統計調査)	5,010億円
		④ 卸売業の年間商品販売額	7,822億円 (H26商業統計調査)	8,580億円
4	就労支援と勤労者福祉の充実	① (公社) 大分市シルバー人材センターの事業実績金額	5億6,170万円	7億6,000万円
		② (一財) おおいた勤労者サービスセンターの会員数	19,436人	27,200人
		③ UIJターン就職人数	72人	400人 (H28～33年の合計)



資料編

1. 大分市産業活性化プラザの紹介
2. 各種支援機関の紹介
3. データで見る本市商工業の現況
4. 大分市中小企業振興基本条例
5. 参考資料



資料編

1

大分市産業活性化プラザの紹介

大分市産業活性化プラザ

大分市産業活性化プラザは、これから創業しようと考えている人や中小企業者の新たな事業活動等を支援し、地域産業の活性化や中小企業者の技術力向上を目的とした施設です。

本施設には、創業に関する相談や中小企業者等の経営、人材、情報化、技術等の様々な課題や悩みを相談できる専門家がいます。

また、これから創業しようとする人が、安い使用料で入居することができる創業支援ルームがあり、入居者は、創業や経営等について相談できるインキュベーションマネージャーの支援が受けられます。空室がある場合は、地域産業の活性化に関する会議や研修会等を開催しようとする方向けに、セミナールームの貸出も行っています。

他にも、創業や中小企業の人材育成を応援するビジネス講座も定期的に開催しており、経営者、会社にお勤めの方など職種を問わず、どなたでも活用できる施設です。

▶▶▶創業や経営に関する相談・支援

インキュベーションマネージャーや中小企業診断士などの専門家による相談が無料で受けられます。相談員と相談日時については産業活性化プラザのホームページにてご確認ください。

対象	①創業支援ルーム入居者 ②市内企業で働く方、創業を志す方
支援内容	1. 創業、新規事業等の相談・支援 2. 経営面、財務面等に関する情報提供 3. 経営上の問題点の整理、問題解決のための手法の提案 4. 経営、人材、情報化、技術等の課題等に関する助言

▶▶▶創業支援ルームへの入居

創業支援ルームへの入居には事前の審査が必要です。(申請から入居までは、概ね2～3ヵ月間程度かかります。)募集については、チラシ、ホルトホール大分館内掲示板、インターネット上での公開等でお知らせします。申請書類の提出前に必ず創業内容について相談してください。専門家等による審査委員会において申請者にプレゼンテーションをお願いし、質疑応答を行ったうえ、入居者を決定します。

▶▶▶各種セミナーの開催

大分市産業活性化プラザでは、地域産業の活性化や中小企業の技術力向上を図るため、企業経営、職場改善や創業等についての講座を開催しています。産業活性化プラザ主催講座についての問合せ・申込みは下記メールアドレスに住所、氏名、勤務地、電話番号、交流会参加・不参加の旨等を記入し、お送りください。受講受付は先着順となりますので予めご了承ください。

講座についての問合せ・申込み専用メールアドレス：plaza-event@horutohall.jp

▶▶▶ 特定創業支援事業

産業競争力強化法に基づく大分市創業支援事業計画に参加する創業支援事業者等と連携し、創業者に対して、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく特定創業支援事業（継続的な相談、セミナー等）を実施しています。産業活性化プラザでは①継続創業相談事業、②インキュベーション事業の2つの事業を行っています。

▶▶▶ 大分市創業者応援事業補助金

本市における創業の促進を目的とした「大分市創業者応援事業補助金」の申請に関する相談、受付、内容の評価などを行っています。

施設の概要

▶▶▶ 施設配置図



▶▶▶創業支援ルーム

入居者の起業を応援するための、セキュリティが整った事業所スペースです。(24時間、365日使用可能) インキュベーションマネージャーによる創業相談も無料で受けられます。

※創業支援ルームA (約28㎡) 全6室、B (約14㎡) 全4室、C (約5㎡) 全3室

▶▶▶セミナールーム

産業活性化プラザが企画する「企業の人材育成に役立つ講座」や「創業を支援する講座」等を開催いたします。空室がある場合は研修等を開催する方に貸出しいたします。

①セミナールームL：定員72名 ②セミナールームS：定員45名

※セミナールームLとSを一体として利用することも可能です。

▶▶▶支援ルーム・相談室

産業活性化プラザの運営管理、相談の受付窓口です。創業者・中小企業者等の相談・支援、創業支援ルームの入居関連、展示スペース等に関する様々な業務を行います。

▶▶▶展示スペース

大分市の産業活性化に寄与する情報発信の場として、無料で商品やパンフレットを展示できるスペースです。(※利用にあたっては、支援ルームにお問い合わせが必要です。)

▶▶▶商談室・ラウンジ

入居者が無料で利用できる商談スペースです。商談室横ラウンジは入居者が共同で利用するスペースです。掲示板もご利用いただけます。

- ・所在地：〒870-0839 大分県大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分2階
- ・利用時間：午前9時～午後10時
- ・休館日：毎月第2月曜日 及び 第4月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)
※休館日が休日の場合は翌日以降の平日が休館となります。
- ・TEL：097-576-8879 FAX：097-544-3011
- ・大分市産業活性化プラザのホームページ：<http://sangyo.horutohall-oita.jp/>



資料編

2

各種支援機関の紹介

各種支援機関一覧

※下記の内容につきましては、各団体が作成したものを原文どおり掲載しています。

No	名称	所在地	電話番号	経営相談 経営指導	創業 支援	技術力 向上	新商品 新製品 開発	
1	大分商工会議所	〒 870-0023 大分市長浜町 3 丁目 15-19	097-536-3131	○	○	○	○	
2	野津原町商工会	〒 870-1203 大分市大字野津原 800 番地	097-588-0101	○	○	○	○	
3	大分県中小企業団体中央会	〒 870-0026 大分市金池町 3 丁目 1 番 64 号 大分県中小企業会館 4 階	097-536-6331	○	○	○	○	
4	大分市産業活性化プラザ	〒 870-0839 大分市金池南 1 丁目 5 番 1 号 ホルトホール大分 2 階	097-576-8879 FAX : 097-544-3011	○	○	○	○	
5	公益財団法人 大分県産業創造機構	〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 ソフトパークセンタービル	097-533-0220	○	○	○	○	
6	大分県よろず支援拠点	〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 ソフトパークセンタービル 2 階 (公益財団法人大分県産業創造機構内)	097-537-2837	○	○		○	
7	一般社団法人 大分県中小企業診断士協会	〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 ソフトパークセンタービル 2 階	097-538-9123	○	○	○	○	
8	おおいたスタートアップセンター	〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 第 2 ソフィアプラザビル 5 階	097-534-2755	○	○			
9	日本政策金融公庫 大分支店	〒 870-0034 大分市都町 2 丁目 1 番 12 号	国民生活事業 097-535-0331 農林水産事業 097-532-8491 中小企業事業 097-532-4106	○	○			
10	大分県産業科学技術センター	〒 870-1117 大分市高江西 1 丁目 4361-10	097-596-7100		○	○	○	
11	国立研究開発法人 産業技術総合研究所九州センター	〒 841-0052 佐賀県鳥栖市宿町 807-1	0942-81-3600 (代表)			○	○	
12	一般社団法人大分県発明協会	〒 870-1117 大分市高江西 1 丁目 4361-10	097-596-6171			○	○	
13	公益社団法人 大分市シルバー人材センター	〒 870-0026 大分市金池町 3 丁目 2 番 3 号	097-538-5575			○		
14	日本貿易振興機構 (ジェトロ) 大分貿易情報センター	〒 870-0037 大分県大分市東春日町 17-19 大分ソフィアプラザビル 4 階	097-513-1868					
15	大分県信用保証協会	〒 870-0026 大分市金池町 3 丁目 1 番 64 号 (中小企業会館内)	097-532-8246 (保証一課)	○	○			
16	独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構大分支部	〒 870-0131 大分市皆春 1483-1	097-522-2171			○		
17	一般社団法人大分県貿易協会	〒 870-0266 大分市大字大在 6 番地 大分国際貿易センタービル 4 階	097-592-5932					

平成 29 年 1 月版

支援メニュー

	販路 開拓	海外 展開	新事業 展開	知的財産 権の取得・ 活用促進	ICT の 導入・ 活用	6 次産業	資金繰り	人材の 確保・育成	事業 承継	就労・職 業能力の 向上	福利厚生 の充実	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	外国人技能実習制度 同業種組合等の振興
	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○		○	○			補助金、展示会等の情報提供など
	○		○	○	○	○	○		○	○	○	広報戦略、デザインなど
	○		○		○	○	○	○	○			
	○		○				○	○		○		県下全体の BI 推進支援
		○	○			○	○		○			
	○		○			○		○				
				○	○			○		○		
		○		○								知的財産権を基にした事業展開
	○							○		○		
	○	○		○				○				
							○					
								○		○		
	○	○						○				

総
論各
論

1. 新たな産業の創出

2. 産業集積の推進

3. 企業の競争力の強化

4. 就労支援と勤労者福祉の充実

資料編

No	名称	所在地	電話番号					
				経営相談 経営指導	創業 支援	技術力 向上	新商品 新製品 開発	
18	大分公共職業安定所 (愛称：ハローワーク大分)	〒 870-0034 大分市都町 4 丁目 1-20	097-538-8609					
19	(株)大分まちなか倶楽部	〒 870-0035 大分市中央町 3 丁目 6 番 9 号	097-573-7377	○	○			
20	日本弁理士会九州支部	〒 812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 8 階	092-415-1139					
21	ジョブカフェおおいた本センター (おおいた産業人材センター内)	〒 870-0035 大分市中央町 3 丁目 6 番 11 号 (ガレリア竹町 enisie 内)	097-533-8878 FAX : 097-533-8667					
22	おおいた産業人材センター	〒 870-0035 大分市中央町 3 丁目 6-11 (ガレリア竹町 enisie)	097-533-2631 FAX : 097-576-8306					
23	大分地域若者 サポートステーション	〒 870-0037 大分市東春日町 17-19 第一ソフィアプラザビル 4 階 (おおいた青少年総合相談所内)	097-533-2622 (相談受付時間 9:30~17:00) FAX : 097-579-6178 (24 時間受付中)					
24	大分県 6 次産業化 サポートセンター	〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 ソフトパークセンタービル (公益財団法人大分県産業創造機構内)	097-537-2424					
25	特定非営利活動法人 大学コンソーシアムおおいた	〒 870-0839 大分市金池南 1 丁目 5 番 1 号 ホルトホール大分 2 階	097-578-7400					
26	大分県プロフェッショナル 人材活用センター	〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 ソフトパークセンタービル 2 階	097-537-7633					
27	大分県事業引継ぎ支援センター	〒 870-0026 大分市金池町 3-1-64 大分県中小企業会館 5 階	097-585-5010					
28	大分労働基準監督署	〒 870-0016 大分市新川町 2 丁目 1 番 36 号 大分合同庁舎 2 階	1 代 表 097-535-1511 2 方 面 097-535-1512 3 安全衛生課 097-535-1513 4 労災課 097-535-1514 5 業務課 097-536-2477					
29	大分労働局	① 〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 大分第 2 ソフィアプラザビル 3 階 雇用環境・均等室 ② 〒 870-0016 大分市新川町 2-1-36 大分合同庁舎 2 階 大分労働基準監督署内	① 097-536-0110 ② 097-535-1512					
30	一般財団法人 おおいた勤労者サービスセンター	〒 870-0035 大分市中央町 4-2-5 全労済ソレイユ 3 階	097-548-5500					
31	大分県中小企業再生支援協議会	〒 870-0026 大分市金池町 3-1-64 大分県中小企業会館 6 階	097-540-6415					



支援メニュー												
販路 開拓	海外 展開	新事業 展開	知的財産 権の取得・ 活用促進	ICT の 導入・ 活用	6 次産業	資金繰り	人材の 確保・育成	事業 承継	就労・職 業能力の 向上	福利厚生 の充実	その他	
							○		○	○		
											まちなかへの出店やイベント開催の サポート	
	○		○									
							○		○			
							○		○			
							○		○			
						○						
							○					
							○					
								○			相談内容により、大分県中小企業再 生支援協議会・大分県経営改善支援 センターと連携して支援を行います。	
									○			
									○			
										○		
											中小企業の経営改善や再生支援に関 する支援 相談内容により、大分県経営改善支 援センター・大分県事業引継ぎ支援 センターと連携して支援を行います。	

No	名称	所在地	電話番号					
				経営相談 経営指導	創業 支援	技術力 向上	新商品 新製品 開発	
32	大分県労政・相談情報センター	〒 870-8501 大分市大手町 3-1-1 大分県庁舎本館 7 階（大分県商工 労働部雇用労働政策課内）	097-506-3351 ～ 3354					
33	大分地区ライフサポートセンター	〒 870-0035 大分市中央町 4 丁目 2 番 5 号 全労済ソレイユ 6 階	097-538-3155					
34	大分県経営改善支援センター	〒 870-0026 大分市金池町 3-1-64 大分県中小企業会館 5 階	097-574-6805					

大学・短期大学等一覧

※下記の内容につきましては、各団体が作成したものを原文どおり掲載しています。

No	名称	所在地	電話番号					
				経営相談 経営指導	創業 支援	技術力 向上	新商品 新製品 開発	
35	大分大学	〒 870-1192 大分市大字旦野原 700 番地	097-569-3311		○	○	○	
36	日本文理大学	〒 870-0316 大分市大字一木 1727	097-592-1600	○		○		
37	大分県立看護科学大学	〒 870-1201 大分市大字廻栖野 2944 番地の 9	097-586-4300（代表）				○	
38	大分県立芸術文化短期大学	〒 870-0833 大分市上野丘東 1 番 11 号	097-545-0542	○			○	
39	学校法人平松学園 大分短期大学	〒 870-8658 大分市千代町 3 丁目 3-8	097-535-0201（代表）					
40	大分県立大分高等技術専門校	〒 870-1141 大分市大字下宗方 1035-1	097-542-3411			○		
41	別府大学	〒 874-8501 大分県別府市北石垣 82	0977-67-0101（代表）			○	○	
42	立命館アジア太平洋大学	〒 874-8577 大分県別府市十字原 1-1	0977-78-1134	○	○	○	○	
43	別府大学短期大学部	〒 874-8501 大分県別府市北石垣 82	0977-67-0101（代表）			○	○	
44	別府溝部学園短期大学 地域連携センター	〒 874-8567 別府市亀川中央町 29-10	0977-66-0224（代表）			○	○	
45	大分県立工科短期大学校	〒 871-0006 中津市大字東浜 407-27	0979-23-5500			○		
46	学校法人 扇城学園 東九州短期大学	〒 871-0014 大分県中津市大字一ツ松 211 番地	0979-22-2425					

支援メニュー												
販路 開拓	海外 展開	新事業 展開	知的財産 権の取得・ 活用促進	ICT の 導入・ 活用	6 次産業	資金繰り	人材の 確保・育成	事業 承継	就労・職 業能力の 向上	福利厚生 の充実	その他	
											労働問題全般の相談、出前講座など	
											生活・福祉・労働等にかかわる相談	
											専門家などによる経営改善計画等の 策定費用の一部補助 相談内容により、大分県中小企業再生 支援協議会・大分県事業引継ぎ支援 センターと連携して支援を行います。	

支援メニュー												
販路 開拓	海外 展開	新事業 展開	知的財産 権の取得・ 活用促進	ICT の 導入・ 活用	6 次産業	資金繰り	人材の 確保・育成	事業 承継	就労・職 業能力の 向上	福利厚生 の充実	その他	
		○	○								共同研究・受託研究	
	○			○			○					
							○					
			○	○								
									○			
							○		○			
					○				○		食品関係の技術相談	
	○	○					○		○			
					○				○		食品関係の技術相談	
					○		○		○		食品関係の各種相談 介護福祉関係の相談	
							○		○			
			○	○			○		○			

各種支援機関の概要

※下記の内容につきましては、各団体が作成したものを原文どおり掲載しています。

平成29年1月版

No	名称	事業紹介
1	大分商工会議所 〒 870-0023 大分市長浜町3丁目15-19 TEL：097-536-3131	大分商工会議所は、小規模企業の経営環境改善を目的とする様々な支援事業をはじめ、中小企業振興、商店街活性化、まちづくり及び観光振興など、地域が潤う循環型経済の構築を目指し、地域経済の底上げに努めています。 とりわけ、中小・小規模企業に対しましては、経営の持続化を図るために、事業者に寄り添った、きめ細かい個別相談・指導を実施していますので、経営（創業）に関することは、何でもお気軽にご相談ください。 ・「ビジネス何でも応援隊」によるワンストップ相談、支援 ・国・県・市の中小・小規模企業向け各種補助金の申請支援 ・経営計画（創業計画）の作成支援 ・事業資金（創業資金）の融資相談 ・経営分析、販路開拓、市場調査など、専門家による支援とフォローアップ ・法律・特許・労働相談など、無料定例相談会の実施 経営 創業 技術 新商品 販路 海外 新事業 知財 ICT 6次 資金 人材 承継 能力 福利
2	野津原町商工会 〒 870-1203 大分市大字野津原 800 番地 TEL：097-588-0101 E-mail：info@notsuharu.oita-shokokai.or.jp	商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。 「事業者の経営改善」 小規模事業者の経営や技術の改善発達のために、金融、税務、経営、労務などの相談や指導事業。 「地域社会の発展」 地域の総合経済団体として、また中小企業の支援機関として、経済活動を通じた元氣な地域づくりと商工業振興のため、意見活動、まちづくり、社会一般の福祉の増進事業。 経営 創業 技術 新商品 販路 海外 新事業 知財 ICT 6次 資金 人材 承継 能力 福利
3	大分県中小企業団体中央会 〒 870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館 4 階 TEL：097-536-6331 E-mail：info@chuokai-oita.or.jp	中小企業団体中央会は中小企業等協同組合法に基づき、事業協同組合に代表される中小企業組合等を会員として組織される公益性の高い団体です。中小企業の組織化指導を通じた県内中小企業の振興発展を目的として、組合の設立や運営の支援をはじめ、各種指導・助成事業を行っております。組織化に限らず、金融・税制、労務問題や経営革新など中小企業の経営に関する支援も行っていますので、お気軽にご相談ください。 経営 創業 技術 新商品 販路 海外 新事業 知財 ICT 6次 資金 人材 承継 能力 福利 その他
4	大分市産業活性化プラザ 〒 870-0839 大分市金池南 1 丁目 5 番 1 号 ホルトホール大分 2 階 TEL：097-576-8879 FAX：097-544-3011 HP：http://sangyo.horutohall-oita.jp/ 講座専用アドレス E-mail：plaza-event@horutohall.jp	これから創業しようと考えている人や中小企業者の新たな事業活動などを支援し、地域産業の活性化や中小企業者の技術力向上を目的とした施設です。 創業に関する相談や中小企業者等の経営、人材、情報化、技術等の様々な課題や悩みを相談できる専門家がいます。 また、これから創業しようとする人や創業後間もない人が、安い使用料で入居することができる創業支援ルームがあり、入居者は、創業や経営などについて相談できるインキュベーションマネージャーの支援が受けられます。 経営 創業 技術 新商品 販路 海外 新事業 知財 ICT 6次 資金 人材 承継
5	公益財団法人 大分県産業創造機構 〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 ソフトパークセンタービル TEL：097-533-0220 E-mail：ossk@columbus.or.jp	（公財）大分県産業創造機構は、地域に蓄積された技術、人材、情報等の産業・経営資源の活用による県内産業の自立的発展と新たな産業創造を支援し、企業経営の向上を担う人材育成や、経済・産業・地域振興に関する調査研究等を行っています。 【重点項目】 1. 経営相談等の充実 2. 取引の振興及び販路の拡大 3. 新事業・新技術の創出 4. 企業人材の育成 5. 調査研究及び情報提供機能の充実 経営 創業 技術 新商品 販路 海外 新事業 知財 ICT 6次 人材 承継 その他

No	名称	事業紹介
6	大分県よろず支援拠点 〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 ソフトパークセンタービル 2 階 (公益財団法人大分県産業創造機構 内) TEL : 097-537-2837	よろず支援拠点とは、国（中小企業庁）が全国に設置する無料の経営相談所です。中小企業・小規模事業者の方の売上拡大、経営改善など、ワンストップで経営上のあらゆる悩みの相談に対応し、一定の解決策を提示します。また、経営に関する無料セミナーも随時実施しています。 [相談体制] ・チーフコーディネーター 1 名（税理士、中小企業診断士、MBA） ・サブチーフコーディネーター 1 名（中小企業診断士） ・コーディネーター 11 名 (金融機関 OB (2 名)、Web・SNS、知財、広告、マーケティングの各アドバイザー、イラストレーター、百貨店バイヤー OB、社会保険労務士、税理士) [相談時間] ■月・木・金・土（※）・日 9:00～17:00（受付 16 時まで） ■火・水 9:00～19:00（受付 18 時まで） (※) 第 1、2、3 土は大分県立図書館 経営 創業 新商品 販路 新事業 知財 ICT 6次 資金 承継 能力 福利 その他
7	一般社団法人 大分県中小企業診断士協会 〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 ソフトパークセンタービル 2 階 TEL : 097-538-9123 E-mail : office@oita-smeca.com	中小企業診断士は、経営コンサルタントとしての唯一の国家資格で、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家です。 「現状分析を踏まえた企業の成長戦略のアドバイス」が主な業務ですが、会社を創業するときや、会社の業績を立て直すとき、新規事業を立ち上げるときなどに、会社の現状を分析し、具体的なアドバイスをします。 大分県中小企業診断士協会は各分野のプロのコンサルタント集団です。行政や商工団体、金融機関とのパイプ役となり、中小企業経営の課題解決をサポートします。また、行政の街づくりプロジェクトに参加したりして、地域経済活性化の役割も担っています。どのようなことでもお気軽に、ご相談下さい。 経営 創業 技術 新商品 販路 新事業 ICT 6次 資金 人材 承継
8	おおいたスタートアップセンター 〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 第 2 ソフィアプラザビル 5 階 TEL : 097-534-2755	(公財) 大分県産業創造機構が 13 年間取り組んできたインキュベータ「i プラザ」を改修して、複合型の創業支援施設として平成 27 年 6 月 9 日に「おおいたスタートアップセンター」をオープンしました。 大分県全県下で創業機運を盛り上げ、あらゆる地域から起業家が湧いて出てくるように、各地域に創業支援の仕組みを整備し担い手を養成する「横展開＝裾野の拡大」と、成長志向の高い起業家をより高いステージに押し上げる「縦展開＝成長支援」の 2 本を同時に進めています。 また、大分県の外郭団体である（公財）大分県産業創造機構の中の創業支援部門であることから、機構が持つさまざまな既存の支援機能を合わせて使うことができるのが強みです。 経営 創業 販路 新事業 資金 人材 能力 その他
9	日本政策金融公庫 大分支店 〒 870-0034 大分市都町 2 丁目 1 番 12 号 国民生活事業 TEL : 097-535-0331 農林水産事業 TEL : 097-532-8491 中小企業事業 TEL : 097-532-4106	・国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業企業の皆さまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学資金などを必要とする皆さまへの教育資金融資などを行っています。 ・農林水産事業は、農林漁業や食品産業の皆さまへの融資を通じて、国内農林水産業の体質強化や安全で良質な食料の安定供給に貢献しています。 ・中小企業事業は、融資、信用保険などの多様な機能により、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の皆さまの成長・発展を金融面から支援しています。 経営 創業 海外 新事業 6次 資金 承継
10	大分県産業科学技術センター 〒 870-1117 大分市高江西 1 丁目 4361-10 TEL : 097-596-7100 E-mail : info@oita-ri.jp	県内唯一の工業系公設試験研究機関として、「ものづくり現場の技術支援機関」をスローガンに掲げ、県内企業が抱える技術課題や新技術・新製品開発に対応した各種技術支援（技術相談、依頼試験、機器貸付、共同研究、技術研修等）を行っています。また、センター内にはインキュベート施設「ものづくりプラザ」も開設しており、各支援機関と連携したベンチャー企業の育成支援等も行っています。 創業 技術 新商品 販路 新事業 6次 人材
11	国立研究開発法人 産業技術総合研究所九州センター 〒 841-0052 佐賀県鳥栖市宿町 807-1 TEL : 0942-81-3600 (代表)	産業技術総合研究所（産総研）はつくばを中心とした全国に広がる研究所です。情報・人間工学領域、材料・化学領域、エレクトロニクス・製造領域、生命工学領域、エネルギー・環境領域及び地質、計量・標準の 7 つの領域の先端の研究成果を元に「技術の橋渡し」を活動の中心としています。特に九州センターでは技術の橋渡しによる地域産業の活性化や中小企業者の技術力向上を目指しています。また九州センターは連携の窓口でもあり、地元の課題でもオールジャパンで課題解決に対応します。 技術 新商品 知財 ICT 人材 能力

No	名称	事業紹介
12	一般社団法人大分県発明協会 〒870-1117 大分市高江西 1 丁目 4361-10 TEL : 097-596-6171 E-mail : info@oita-hatumei.net	科学技術の振興を図り、地域経済の発展に寄与することを目的に、大分県発明くふう展の開催、全国および九州地方発明表彰の推薦、少年少女発明クラブへの支援を行っています。また、中小企業や中堅企業等が経営の中で抱える、アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや相談を受け付ける「知財総合支援窓口」を開設し、専門性を必要とした相談には弁理士・弁護士・デザイナー等の専門家を活用したアドバイスを行います。その他、海外への出願に関する費用の一部を軽減する「中小企業等外国出願支援事業」を実施しています。 技術 新商品 海外 知財 その他
13	公益社団法人 大分市シルバー人材センター 〒870-0026 大分市金池町 3 丁目 2 番 3 号 TEL : 097-538-5575 E-mail : oita-sv@dream.ocn.ne.jp	高齢者の自主的な団体であり「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置されている公益法人です。さまざまな分野で高齢者（概ね 60 歳以上）が長年の経験で培われた高い技術を生かした仕事を提供しています。仕事の規模に関わらず「必要な人数」「必要なとき」「必要な時間」に提供しています。高齢者への就業支援により、福祉の増進に資するとともに活力ある地域社会づくりに貢献しています。 技術 販路 人材 能力
14	日本貿易振興機構（ジェトロ） 大分貿易情報センター 〒870-0037 大分県大分市東春日町 17-19 大分ソフィアプラザビル 4 階 TEL : 097-513-1868 E-mail : OIT@jetro.go.jp	ジェトロの主要な業務は中堅・中小企業の海外展開促進、対日投資の促進ですが、ジェトロ大分においては主に大分県内企業の海外展開促進（輸出、進出）のお手伝いをさせていただいています。日常的に貿易相談はお受けしておりますのでお気軽にご連絡下さい。 販路 海外 知財 人材
15	大分県信用保証協会 〒870-0026 大分市金池町 3 丁目 1 番 64 号 (中小企業会館内) TEL : 097-532-8246 (保証一課)	「信用保証協会」は、中小企業・小規模事業者のみならず、金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、その保証人となって、お金を借りやすくなるようサポートする公的機関です。また、創業計画や資金繰りのアドバイスといった創業者に対する支援や専門家派遣、サポートミーティングといった経営改善・企業再生に向けた支援も行っています。 経営 創業 資金
16	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構大分支部 〒870-0131 大分市皆春 1483-1 TEL : 097-522-2171	高齢・障害・求職者雇用支援機構は高齢者や障害者の雇用を支援する業務、求職者や在職者の能力開発及び向上のための業務を行う厚生労働省所管の独立行政法人です。県内では、障害者職業センター、ポリテクセンター、高齢・障害者業務課、求職者支援課で各種支援業務を行っています。相談等は無料で受けることができますので、お気軽にご利用下さい。 技術 人材 能力
17	一般社団法人大分県貿易協会 〒870-0266 大分市大字大在 6 番地 大分国際貿易センタービル 4 階 TEL : 097-592-5932 E-mail : info@oita-fta.jp	これから貿易を新たに始めようとする事業者や既に貿易取引を行っている事業者を対象に、各種貿易実務研修会及びセミナーの開催、貿易相談対応及び実務指導、経済視察ミッション派遣による海外市場動向調査等を行い、貿易知識習得や経済動向の把握に寄与することを目的としています。また、県やジェトロ大分と共同発行の貿易情報誌やホームページを通じて、幅広い情報提供に努めています。 販路 海外 人材
18	大分公共職業安定所 (愛称：ハローワーク大分) 〒870-0034 大分市都町 4 丁目 1-20 TEL : 097-538-8609	求職者に対し職業相談・職業紹介業務を行うほか、求人の受理や各種助成金制度の説明及び障害者・高齢者などの雇用に関する雇用管理指導を行っています。また、雇用保険に関する各種届出の受理も行っており、地域に密着した総合的な雇用サービスを提供する公的機関です。 なお、庁舎は、都町の本庁舎の他、北側の分庁舎及びオアシス庁舎の 3 か所で業務を行っています。 人材 能力 福利
19	(株)大分まちなか倶楽部 〒870-0035 大分市中央町 3 丁目 6 番 9 号 TEL : 097-573-7377	大分市の健全な発展を目指すうえで、重要な役割を果たす良好な中心市街地を形成するため、中心市街地活性化に関する法律の規定にもとづく官民協働のまちづくり機関として、大分市中心市街地の活性化に係る基本計画（中心市街地活性化基本計画）において承認された諸事業の推進をはじめ、将来にわたり大分市の公共公益並びに中心市街地の活性化に資することを目的とする。 経営 創業 その他
20	日本弁理士会九州支部 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 8 階 TEL : 092-415-1139 E-mail : BWZ01054@nifty.com	弁理士は、特許・実用新案・意匠・商標・著作権・営業秘密などの知的財産に関する専門家として、知的財産のアドバイス・支援・特許庁への手続代理を行います。 近年高まりつつある輸出入における海外での権利取得にも精通し、海外進出に際して気を付けておくこと、現地でのトラブル事例、農作物の保護など、知的財産にまつわるセミナーを開催しています。大分県内には、約 5 名の弁理士が在住しています。 海外 知財

No	名称	事業紹介
21	ジョブカフェおおいた本センター (おおいた産業人材センター内) 〒 870-0035 大分市中央町 3 丁目 6 番 11 号 (ガレリア竹町 enisie 内) TEL : 097-533-8878 FAX : 097-533-8667 E-mail : info@enisie-oita.net	「ジョブカフェおおいた本センター」は平成 25 年に大分県が設置した「おおいた産業人材センター」の一部として運営業務を（公財）大分県総合雇用推進協会が受託して運営しています。 ここでは、学生・生徒を含む概ね 40 歳未満の若者の就職支援を行っており、職業相談・キャリアコンサルティング、GATB 等の実施、模擬面接・集団討論、応募書類の作成指導等の支援や就職支援セミナーの開催、キャリア教育支援窓口でのコーディネート等を実施しています。 人材 能力
22	おおいた産業人材センター 〒 870-0035 大分市中央町 3 丁目 6-11 (ガレリア竹町 enisie) TEL : 097-533-2631 FAX : 097-576-8306 E-mail : info@enisie-oita.net	「おおいた産業人材センター」は平成 25 年に大分県が設置した施設で、その運営業務を（公財）大分県総合雇用推進協会が受託して運営をしています。ここでは、県内の企業の競争力の源泉となる若手・中核人材の確保や定着を目的として、県内企業の採用・職場定着支援、UIJ ターン就職希望者の就職支援を行っており、県内外で開催される就職関係のイベント等への参加や企画を行っています。また、施設内では学生・生徒を含む若年者の就職支援を行う「ジョブカフェおおいた本センター」の運営も行っています。 人材 能力
23	大分地域若者サポートステーション 〒 870-0037 大分市東春日町 17-19 第一ソフィアプラザビル 4 階 (おおいた青少年総合相談所内) TEL : 097-533-2622 (相談受付時間 9:30～17:00) FAX : 097-579-6178 (24 時間受付中) E-mail : soudan@oita-ss.com	大分労働局からの委託事業として（公財）大分県総合雇用推進協会が運営しており、15 歳から 39 歳までの若者で仕事に就いておらず家事も通学もしていない者が就労に向かえるよう、個別相談、キャリアコンサルティング、適性検査、コミュニケーショントレーニング等の支援を実施することにより就職に結びつけ、また、就職後のフォローアップを通じて早期離職の防止や職場定着を図るなど若者の職業的自立を支援することを目的に実施しています。 人材 能力
24	大分県 6 次産業化サポートセンター 〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 ソフトパークセンタービル (公益財団法人大分県産業創造機構内) TEL : 097-537-2424 E-mail : oita6sc@columbus.or.jp	6 次産業化に関する県内の総合相談窓口として、6 次産業化を目指す農林漁業者等に対して様々な支援を行う機関です。6 次産業化に取り組む農林漁業者等の相談に応じるとともに、専門技術を有する 6 次産業化プランナーを派遣し、6 次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」の計画策定から認定後のフォローアップを一貫して行います。 また、6 次産業化を目指す人材の育成研修、6 次産業化に関する情報発信などを行います。 6次
25	特定非営利活動法人 大学コンソーシアムおおいた 〒 870-0839 大分市金池南 1 丁目 5 番 1 号 ホルトホール大分 2 階 TEL : 097-578-7400 E-mail : info@ucon-oita.jp	県内の大学に通う留学生のサポートを行っている NPO 法人です。 「留学生人材情報バンク」という留学生の能力を活かした活動に対し求人情報を掲載できるマッチングシステムを運営しています。 通訳・翻訳・講師募集・意見交換会や商品モニター・ビジネスアルバイト等で留学生のチカラを借りたい際に、募集できます。 留学生が就職・起業する際のサポートも行っていますので、正社員として採用したい企業の方や、留学生と組んで起業する方の相談も受け付けます。 人材
26	大分県プロフェッショナル人材 活用センター 〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 ソフトパークセンタービル 2 階 TEL : 097-537-7633 E-mail : m-nakahara@columbus.or.jp	内閣府が進める「地方創生」実現には、地域の中堅・中小企業が潜在的な力を発揮して成長し、地域経済を盛り立てていくことが必要です。 そのために、県内企業への訪問や相談対応を行い、①地域金融機関や商工関係団体等と連携を図って企業の新事業進出や事業展開等に必要のプロ人材ニーズを掘り起こし、②複数の民間人材紹介事業者と連携して、都市圏や大企業で経験や実績、専門性を有するプロ人材との最適なマッチングを支援し、③フォローアップを行います。 人材
27	大分県事業引継ぎ支援センター 〒 870-0026 大分市金池町 3-1-64 大分県中小企業会館 5 階 TEL : 097-585-5010 E-mail : oita-hikitsugi@royal.ocn.ne.jp	当センターは、後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業の方や、これら経営資源を引き継ぐ意欲のある中小企業・小規模事業者等に対して、事業引継ぎの専門家が、事業引継ぎに係る課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等を行います。 国が設置した公的支援機関で、原則、相談は無料で、相談事項の秘密は厳守します。認定支援機関の大分県商工会連合会が運営を行っています。 承継 その他

No	名称	事業紹介
28	大分労働基準監督署 〒 870-0016 大分市新川町 2 丁目 1 番 36 号 大分合同庁舎 2 階 ①代表 TEL : 097-535-1511 ②方面 TEL : 097-535-1512 ③安全衛生課 TEL : 097-535-1513 ④労災課 TEL : 097-535-1514 ⑤業務課 TEL : 097-536-2477	労働基準監督署は、厚生労働省の第一線機関であり、全国に 321 署あります。労働基準監督署の内部組織は、労働基準法などの関係法令に関する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う「方面」（監督課）、機械や設備の設置に係る届出の審査や、職場の安全や健康の確保に関する技術的な指導を行う「安全衛生課」、仕事に関する負傷などに対する労災保険給付などを行う「労災課」、庶務業務などを行う「業務課」から構成されています。方面（監督課）では、法定労働条件に関する相談や、勤務先が労働基準法などに違反している事実について、行政指導を求める申告を受け付けています。安全衛生課では、労働安全衛生法などにに基づき、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。労災課では、労働者災害補償保険法に基づき、働く人の、業務上または通勤による負傷などに対して、被災者や遺族の請求により、関係者からの聴き取り、実地調査、医学的意見の収集などの必要な調査を行った上で、事業主から徴収した労災保険料をもとに、保険給付を行っています。 能力
29	大分労働局 ①〒 870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 大分第 2 ソフィアプラザビル 3 階 雇用環境・均等室 TEL : 097-536-0110 ②〒 870-0016 大分市新川町 2-1-36 大分合同庁舎 2 階 大分労働基準監督署内 TEL : 097-535-1512	大分労働局雇用環境・均等室、各労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設置し、労働問題に関する相談、情報の提供などを行っています。 総合労働相談コーナーでは、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引き下げ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産や育児休業等に係るハラスメントなど、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、専門の相談員が面談あるいは電話でお受けしています。 能力
30	一般財団法人 おおいた勤労者サービスセンター 〒 870-0035 大分市中央町 4-2-5 全労済ソレイユ 3 階 TEL : 097-548-5500 E-mail : oita@oitasc-mate.jp	当センターは、大分市、由布市が出資し、設立した一般財団法人で、大分地域（大分市、由布市）の事業所に勤務する勤労者及び事業主の方々が、豊かで充実した生活を送ることができるよう、事業所が単独で実施することが困難な総合的な福利厚生事業を事業所に代わって実施しています。事業の内容としては、各種お祝金やお見舞金などの慶弔給付をはじめ、勤労者の健康診断受診補助、自己啓発事業のための教室等の開催、さらに余暇活動として各種食事企画やボーリング大会などを実施しています。 福利
31	大分県中小企業再生支援協議会 〒 870-0026 大分市金池町 3-1-64 大分県中小企業会館 6 階 TEL : 097-540-6415 E-mail : oita-saisei04@chive.ocn.ne.jp	厳しい経済環境の下で、事業や財務など様々な課題を持つ中小企業の経営の改善や再生の支援を行うことを目的として、国からの委託を受けた公的機関です。 原則、相談は無料で、相談事項の秘密は厳守します。認定支援機関の大分県商工会連合会が運営を行っています。 その他
32	大分県労政・相談情報センター 〒 870-8501 大分市大手町 3-1-1 大分県庁舎本館 7 階 （大分県商工労働部雇用労働政策課内） TEL : 097-506-3351 ～ 3354 E-mail : a14580@pref.oita.lg.jp	中小企業での労務管理上の悩み・トラブル、労使間の紛争などの労働問題全般について使用者・労働者双方からの相談を専任職員が常時受け付け、問題解決の支援を行っています。また月 1 回弁護士・社会保険労務士等が対応する出張相談会もあります。 労働法令の周知・啓発の一環として、事業所の要望に応じて、就業規則の見直しや出前講座（例：ハラスメント対策、メンタルヘルス対策など）にも対応しています。 その他
33	大分地区ライフサポートセンター 〒 870-0035 大分市中央町 4 丁目 2 番 5 号 全労済ソレイユ 6 階 TEL : 097-538-3155 E-mail : rengouoitatikyou@jeans.ocn.ne.jp	ライフサポートセンターは、連合大分・大分県労働者福祉協議会を中心に各福祉事業団体が協力して設立したセンターで、勤労者・市民・退職者が生涯にわたって充実した生活がおくれるよう、各種の支援活動を行う組織です。日常生活の中で起こるいろんな悩みや問題をライフサポートセンター 相談員が、電話と面談による初め対応（無料）を行います。 その他
34	大分県経営改善支援センター 〒 870-0026 大分市金池町 3-1-64 大分県中小企業会館 5 階 TEL : 097-574-6805 E-mail : oita-shien@muse.ocn.ne.jp	当センターは、一定の要件の下、中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、3 分の 2（上限 200 万円）を補助するものです。国が設置した公的支援機関であり、原則、相談は無料で、相談事項の秘密は厳守します。認定支援機関の大分県商工会連合会が運営を行っています。 その他

大学・短期大学等一覧

※下記の内容につきましては、各団体が作成したものを原文どおり掲載しています。

平成29年1月版

No	名称	団体の事業紹介
35	大分大学 〒870-1192 大分市大字旦野原 700 番地 TEL : 097-569-3311	大分大学は、人間と社会と自然に関する教育と研究を通じて、豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育成するとともに、地域の発展ひいては国際社会の平和と発展に貢献し、人類福祉の向上と文化の創造に寄与することを基本理念としております。 本学には、本学の教育、研究及び医療の成果を社会に還元し、社会との連携と共存を図り、その発展に貢献することを目指して、円滑な産学官連携を推進することを目的とした産学官連携推進機構が設置されております。 本機構にはコーディネーターを配置し、技術相談や共同研究・受託研究の支援、シーズ等の学術情報の提供等を行っております。 創業 技術 新商品 新事業 知財 その他
36	日本文理大学 〒870-0316 大分市大字一木 1727 TEL : 097-592-1600	日本文理大学の建学の精神である「産学一致」に、「人間力の育成」「社会・地域貢献」を加えた3つの教育理念を強固につなげ、地（知）の拠点（Center Of Community : COC）としての機能を有する大学として教育改革を推進。恵まれた教育環境の中で、地域に愛着を持ち、発展を担うことのできる人材「地域創生人」を地域や産業界と協働して育みます。 経営 技術 海外 ICT 人材
37	大分県立看護科学大学 〒870-1201 大分市大字廻栖野 2944 番地の 9 TEL : 097-586-4300（代表） E-mail : somu@oita-nhs.ac.jp	本学は、通常の教育・研究機関に加えて、学部で看護師・養護教諭の養成および大学院で保健師・助産師・診療看護師の養成を行っている大学です。 医療現場、特に看護現場のニーズの相談にのれる専門家（看護師・保健師・助産師）および看護学全般・人間科学（健康運動学・言語学・人間関係学・環境保健学・生体反応学・生体科学・健康情報科学）を研究している専門家がいます。 新商品 人材
38	大分県立芸術文化短期大学 〒870-0833 大分市上野丘東 1 番 11 号 TEL : 097-545-0542	地域における芸術文化の拠点として教職員と学生とがともに県内各種団体と協働し、地域が抱える多様な課題の効果的解決に取り組み、地域社会に貢献します。 経営 新商品 知財 ICT
39	学校法人平松学園 大分短期大学 〒870-8658 大分市千代町 3 丁目 3-8 TEL : 097-535-0201（代表） E-mail : h-tandai@po.d-b.ne.jp	平面図や立面図、デザイン画を中心としたガーデンデザインの技術と知識を修得したスペシャリストを養成する「ガーデンデザイナー養成コース」を開講しています。カリキュラムは、ガーデンデザインと施工に関する実習科目や演習科目を中心に編成しています。製図技能、ガーデンデザイン技能、ガーデン設計・施工技能が修得できます。履修資格は、科目等履修生としての本学入学資格です。定員は5名程度。総時間数は136.5時間（6単位）です。受講料は57,000円（入学検定料、教材費は除く）です。 能力
40	大分県立大分高等技術専門学校 〒870-1141 大分市大字下宗方 1035-1 TEL : 097-542-3411 E-mail : a14501@pref.oita.lg.jp	本校の施設内において、新しい時代に対応したより実践的なキャリア形成をめざし、メカトロニクス科、電気設備科、自動車整備科、空調配管システム科、木造建築科の職業能力開発を実施し、中小企業等で働く人材の育成をおこなっている施設です。また、現在中小企業等に勤めている従業員の方に対して、土日や夜間を利用して無料の技能向上セミナー11コースを実施しています。その他、民間の専門学校等に委託して職業能力開発を66コース実施予定です。 技術 人材 能力
41	別府大学 〒874-8501 大分県別府市北石垣 82 TEL : 0977-67-0101（代表）	本学は、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を掲げ、文学部では、基礎的な学問の探求と最先端の文化創造をめざし、食物栄養科学部では、豊かな食と健康を確保できる専門家の養成を図り、国際経営学部では、別府という地の利を生かしグローバルとローカルのバランスのとれた人材養成を行っています。学生の目線に立った教育を行い、社会の多様なニーズに応えられる人材を育て、社会の発展に貢献することを基本理念としています。 技術 新商品 6次 能力 その他

No	名称	団体の事業紹介
42	立命館アジア太平洋大学 〒874-8577 大分県別府市十文字原 1-1 TEL : 0977-78-1134 E-mail : centers@apu.ac.jp	① 講座開催 企業経営者・一般社会人の方々を主な対象とした事業を検討しております。現在、昨年度に引き続き受講生の方々にとって有意義な機会を提供できるよう鋭意調整を進めておりますので、連携パートナーとの調整が進みましたら本学リサーチ・オフィスのウェブサイト等を通して具体的な講座内容をお知らせしたいと考えております。 ② GCEP について 本学では、本学の多文化・多言語環境を活かした企業人材育成プログラム「Global Competency Enhancement Program : GCEP (ジーセップ)」を実施し、学部および研究科へ企業からの研修生を積極的に受け入れています。最短 2 ヶ月間で、国際経営論等の授業を複数受講するほか、様々な国の言語が飛び交う AP ハウスでの生活を通して異文化理解を深め、これからのグローバル社会を生き抜いていくためのコミュニケーション能力向上を図っていきます。 大分県内の各企業様によるグローバル人材育成を、本プログラムを通してサポートさせていただければ幸いです。 ③ ムスリム研究センター 2015 年に立ち上げた当センターでは、地域における多文化共生のあり方についての研究をはじめ、地域活性化や地域企業の更なる発展、地域創生にも資するようなモデルの構築に取り組んでいます。また多様な文化的背景や専門分野の研究者および企業・団体・自治体と連携することによる、ユニークかつ実践的な研究活動の展開、「経営学・ファイナンス」「観光学」「文化・思想・社会学」「国際関係・政治学」などの分野におけるイスラームに関する研究活動を活動方針としています。 ④ 人材供給支援 本学は約 5,600 名の在学学生を抱えており、その約半数が日本以外の世界 80 ヶ国・地域からの外国人留学生です。求人のご相談は随時お受けしておりますので、近年急速に高まりつつあるいわゆる「グローバル人材」に対するニーズはもちろんのこと、大分県内の各企業様の幅広い人材ニーズにお応えできるものと思います。 経営 創業 技術 新商品 海外 新事業 人材 能力
43	別府大学短期大学部 〒874-8501 大分県別府市北石垣 82 TEL : 0977-67-0101 (代表)	本学は、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を掲げ、深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成することを目的にしながら、栄養士、保育士、小学校・幼稚園教員の養成を行っています。また、学生の目線に立った教育を行い、地域社会のニーズに応えられる人材を育て、地域社会の発展に寄与することを基本理念としています。 技術 新商品 6次 能力 その他
44	別府溝部学園短期大学 地域連携センター 〒874-8567 別府市亀川中央町 29-10 TEL : 0977-66-0224 (代表) E-mail : chirenkei@bm.mizobe.ac.jp	別府溝部学園短期大学と地域の行政、企業、組織、団体、個人等との連携及び協働について相談窓口として運営しています。 地域の諸課題の解決のため、本学の教職員及び学生による人的資源の提供や、本学の施設・設備を利用するための打合せを行っています。 課題解決のための共同研究や委託研究、学生のインターンシップや地域イベントのボランティア活動についての相談も行っています。 おんせん県おおいたを支える人材育成を積極的に推進しています。 技術 新商品 6次 人材 能力 その他
45	大分県立工科短期大学校 〒871-0006 中津市大字東浜 407-27 TEL : 0979-23-5500 E-mail : skillup@oita-it.ac.jp	本校は県立の工業系短期大学校で、職業能力開発促進法に基づき設立された厚生労働省所管の大学校です。学科（本校では系と称します）は、機械システム系、電気・電子システム系、建築システム系の 3 つの系・7 つのコースで構成されています。1 学年の定員は 80 名で入学生の 8 割は県内出身者です。就職率は開校（平成 10 年 4 月）以来、ほぼ 100% となっています。就職先は大手企業、地場・中小企業様々で 6 割強が県内企業への就職となっています。 学生の人材育成と併せて、在職者訓練による企業支援にも力を入れています。具体的には、本校教員のスキルを活かした講座（技能向上セミナー）を開講したり、大分県下の企業の QC サークル活動の支援を目的に大分県 QC サークル活動支援企業会の事務局を担っております。さらには、金型保全技術者育成講座を開講するなど企業ニーズに合わせた支援を行っています。 技術 人材 能力
46	学校法人 扇城学園 東九州短期大学 〒871-0014 大分県中津市大字一ツ松 211 番地 TEL : 0979-22-2425	本学の建学の精神は「浄土真宗の精神」であります。これは単に知識教育にとどまらず、宗教的情操教育に根ざした豊かな人格形成に主眼を置くものであります。生命の尊さを深く理解し「一人ひとりを大切に」という慈しみの精神を根幹に、常に我が身を省みる内省の心をもち、生かされて生きる喜び（感謝の心）に目覚めた豊かな人間を育てることを目的としています。 食物栄養学科は栄養士免許、栄養教諭二種免許の他、医事管理士、医療管理秘書士の資格が取得できます。幼児教育学科は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許を同時取得できます。また保健児童ソーシャルワーカーを取得できます。 知財 ICT 人材 能力



資料編

3

データで見る本市商工業の現況

データで見る本市商工業の現況 資料一覧

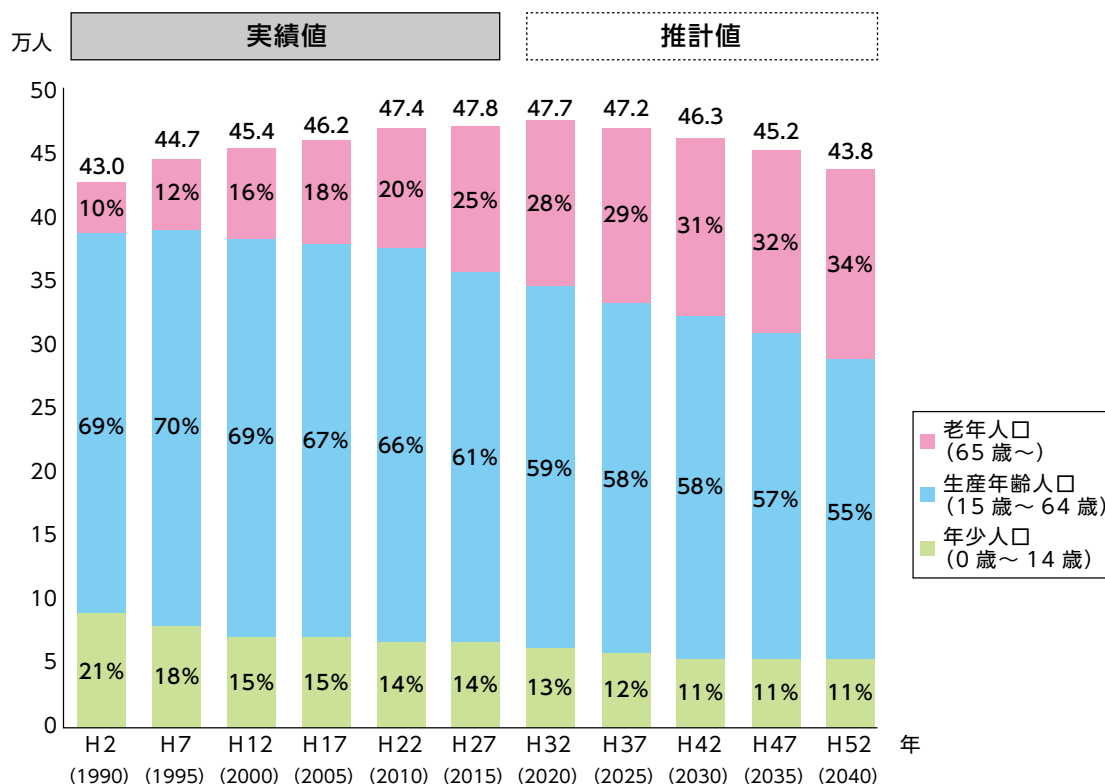
図表No.	※関連する 頁 基本施策
1. 大分市の総人口・年齢3区分別人口構成の推移と将来推計	93 1～4
2. 大分市の出生数と全国・大分市の合計特殊出生率の推移	93 1～4
3. 大分市の事業所数	94 1～4
4. 大分市の従業者数規模別民営事業所数の割合	94 1～4
5. 大分市の民営事業者における従業者数の割合（従業者数規模別）	94 1～4
6. 大分市の業種別事業所数・従業者数	95 1～4
7. 大分市の事業所数の産業別構成比	95 1～4
8. 大分市の従業者数の産業別構成比	95 1～4
9. 大分市創業支援計画の創業支援機関による創業件数	96 1
10. 大分県内の支援機関の支援による創業件数	96 1
11. 大分市における製造業の事業所数・従業者数の推移	97 2、3
12. 大分市の製造品出荷額等の推移	97 2、3
13. 大分市の製造品出荷額等の業種別構成比	97 2、3
14. 全国の市町村のうち製造品出荷額等の上位15市	98 2、3
15. 九州内の市町村のうち製造品出荷額等の上位10市	98 2、3
16. 大分市の小売業の事業所数及び従業者数	99 3
17. 大分市の卸売業の事業所数及び従業者数	99 3
18. 大分県内の企業立地件数の推移	100 2
19. 大分市公設地方卸売市場の取扱高・取扱金額の推移	100 2
20. 大分港大在コンテナターミナルの取扱実入りコンテナ数の推移	101 2
21. 有効求人倍率の推移（全国、大分県、ハローワーク大分所管内）	101 4
22. 大分市の職業別有効求人数・有効求職者数（H 27年度）	102 4
23. 全国の正規の職員・従業員数と非正規の職員・従業員数の推移	102 4
24. 全国の就業形態別年収分布	103 4
25. 全国の若年層（15～34歳）の離職率の推移	103 4
26. 全国の常用労働者1人あたりの年間総労働時間の推移	104 4
27. 大分市の中小企業における退職金制度の導入状況の推移（従業者規模別）	104 4
28. 大分市内の中小企業における育児休暇制度の実施状況（従業員規模別）	105 4
29. 大分市内の中小企業における介護休暇制度の実施状況	105 4

※「関連する基本施策」は、本編中で当該データに関連する基本施策の番号を記載しています。

・「総論」「各論」に掲載しているデータについては、「（再掲）」と表示しています。

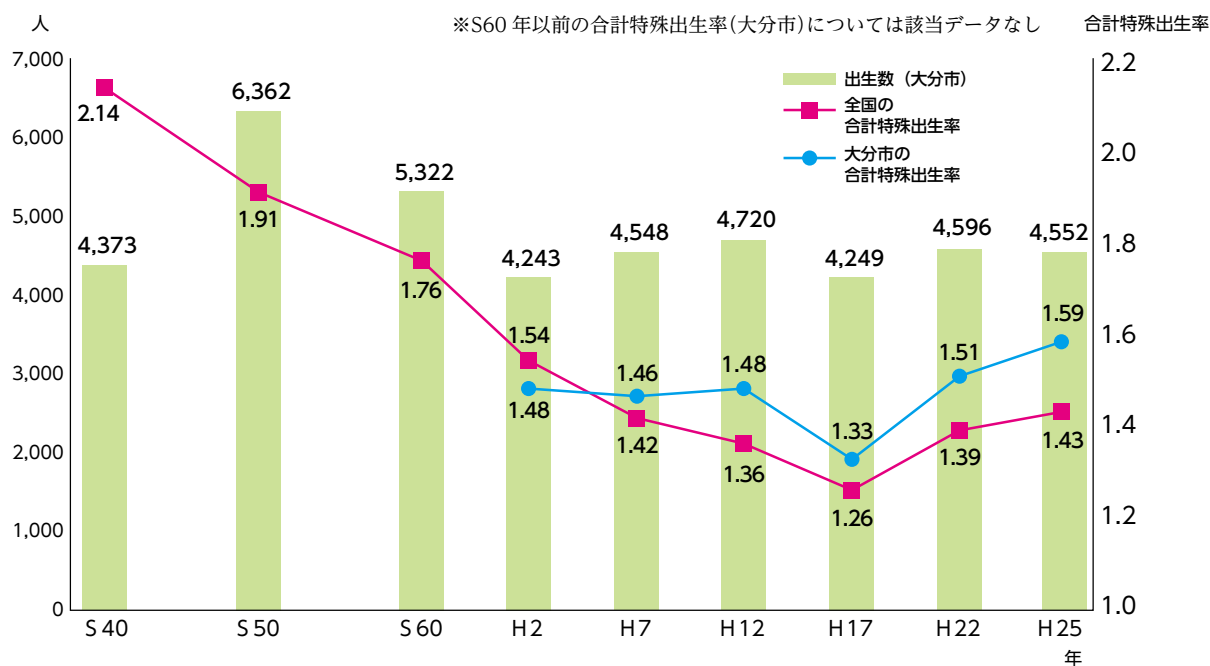
・端数処理のため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

1. 大分市の総人口・年齢3区分別人口構成の推移と将来推計（再掲）



資料：H27年までは総務省統計局「国勢調査」、H32年以降は、H22年の結果を基にした国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に推計。H12年以前の人口は旧佐賀関町、旧野津原町の人口を含む。

2. 大分市の出生数と全国・大分市の合計特殊出生率の推移（再掲）



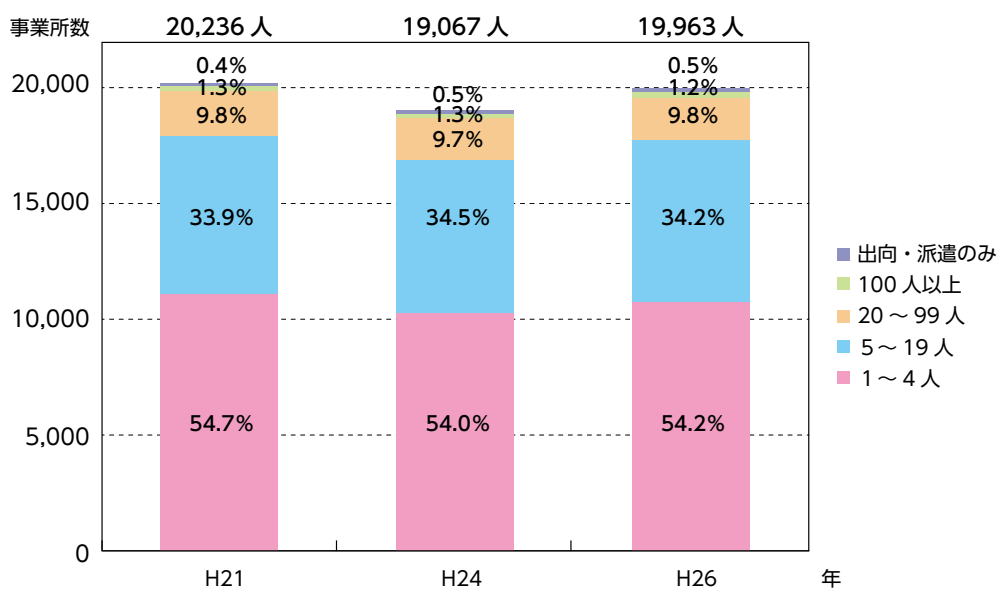
資料：大分市「大分市統計年鑑」、厚生労働省「人口動態統計」、大分市保健所

3. 大分市の事業所数（再掲）

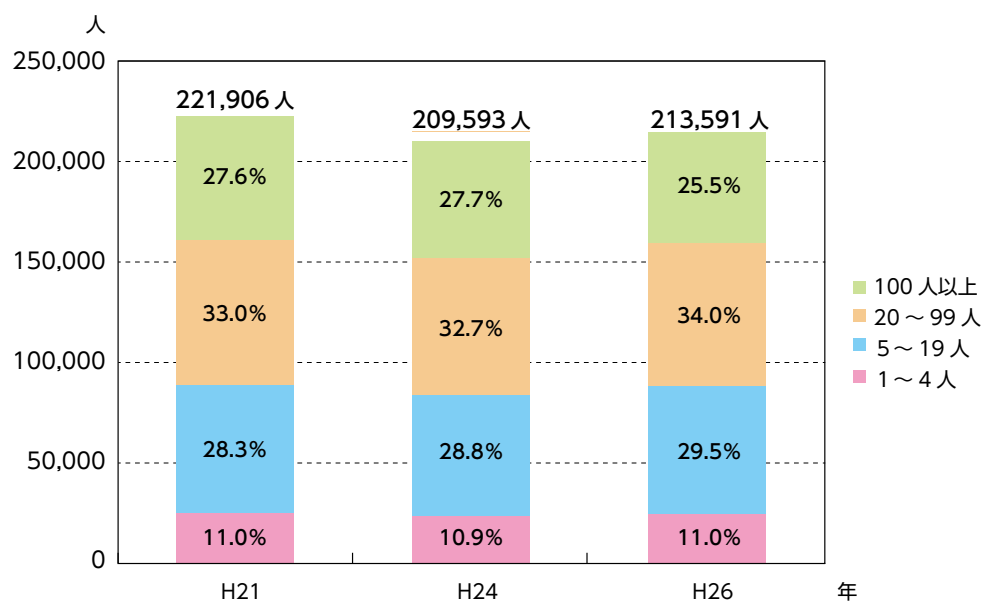
	H21年	H26年	増減	増減率
事業所数 (事業内容等不詳を含む)	21,967	21,166	-801	-3.6%
民間事業所数 (事業内容等不詳を含む)	21,569	20,775	-794	-3.7%
民営事業所数	20,236	19,963	-273	-1.3%
内 法人	13,263	13,589	326	2.5%
内 個人	6,833	6,241	-592	-8.7%

資料：平成21年経済センサス基礎調査
平成26年経済センサス基礎調査

4. 大分市の従業者数規模別民営事業所数の割合



5. 大分市の民営事業者における従業者数の割合（従業者数規模別）



資料：総務省「平成21年経済センサス基礎調査」「平成24年経済センサス活動調査」「平成26年経済センサス基礎調査」

6. 大分市の業種別事業所数・従業者数

H21年	全産業	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業・ 郵便業	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産・ 物品 賃貸業	サービス 業
事業所数	20,236	71	7	2,171	823	17	271	469	5,629	484	1,291	9,003
構成比 (%)	100.0	0.4	0.0	10.7	4.1	0.1	1.3	2.3	27.8	2.4	6.4	44.5
従業者数 (人)	221,906	1,073	93	24,290	26,178	1,070	5,173	13,648	49,488	7,190	5,217	88,486
構成比 (%)	100.0	0.5	0.0	10.9	11.8	0.5	2.3	6.2	22.3	3.2	2.4	39.9
1事業所当り 従業者数 (人)	11.0	15.1	13.3	11.2	31.8	62.9	19.1	29.1	8.8	14.9	4.0	9.8

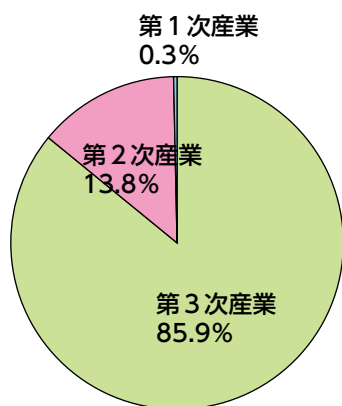
H26年	全産業	農林 漁業	鉱業・ 採石業・ 砂利 採取業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業・ 郵便業	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産・ 物品 賃貸業	サービス 業
事業所数	19,963	74	7	2,001	794	22	250	444	5,256	451	1,272	9,392
構成比 (%)	100.0	0.4	0.0	10.0	4.0	0.1	1.3	2.2	26.3	2.3	6.4	47.0
従業者数 (人)	213,591	1,141	99	20,338	25,131	1,120	4,906	12,277	45,373	7,196	4,932	91,078
構成比 (%)	100.0	0.5	0.0	9.5	11.8	0.5	2.3	5.7	21.2	3.4	2.3	42.6
1事業所当り 従業者数 (人)	10.7	15.4	14.1	10.2	31.7	50.9	19.6	27.7	8.6	16.0	3.9	9.7

※学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）は「サービス業」に含む。

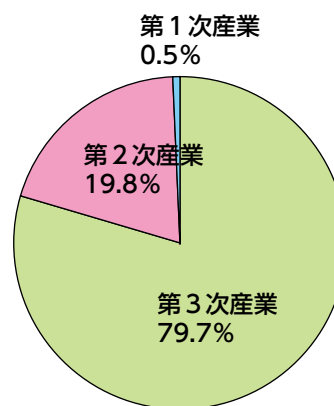
※平成26年経済センサス基礎調査では、分類に一部変更あり。（鉱業→鉱業、採石業、砂利採取業）

また、ほかに分類されるものを除く公務も「サービス業」に含んでいる。

7. 大分市の事業所数の産業別構成比



8. 大分市の従業者数の産業別構成比



資料：平成26年 総務省「平成26年経済センサス基礎調査」

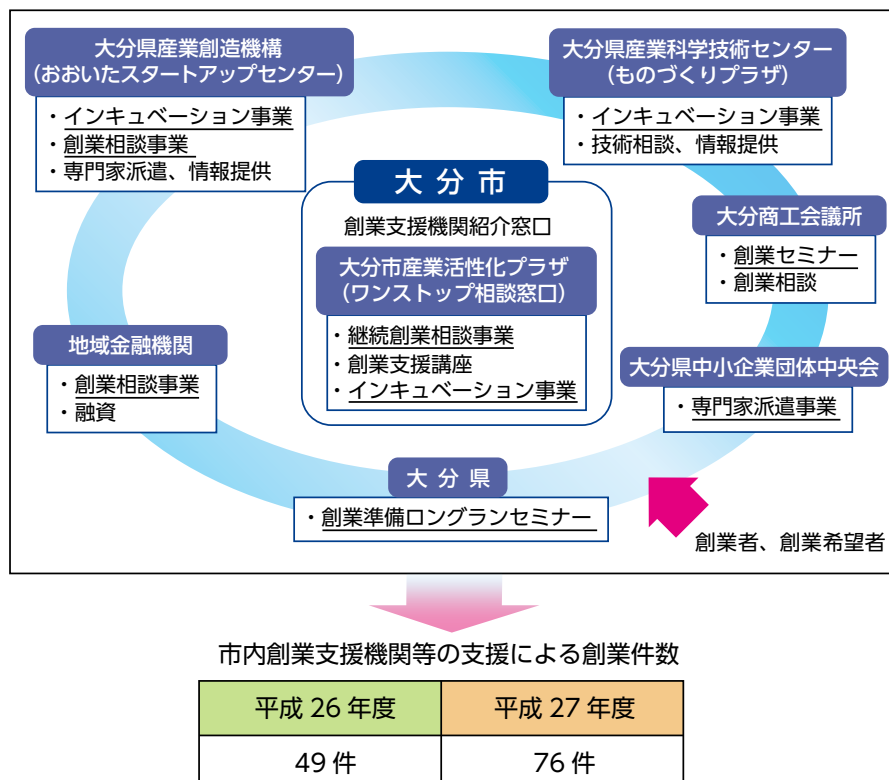
ここでいう第1次産業、第2次産業、第3次産業とは、以下の産業を指す。

第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

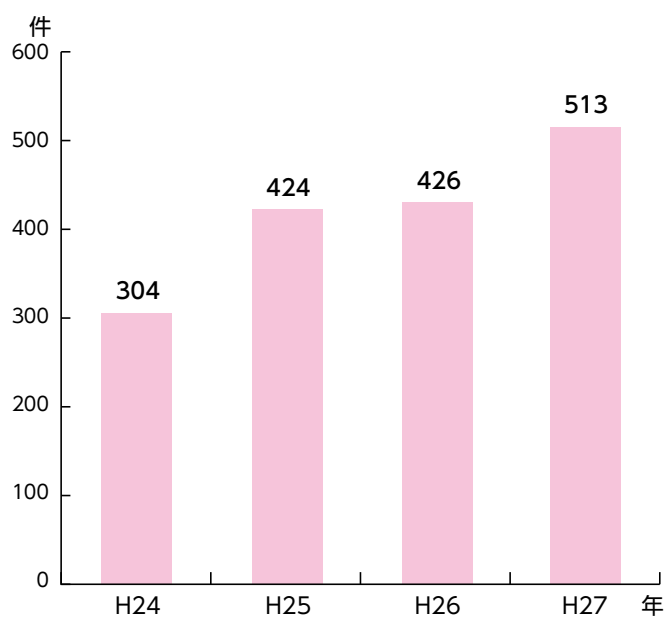
第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道事業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

9. 大分市創業支援計画の創業支援機関による創業件数（再掲）



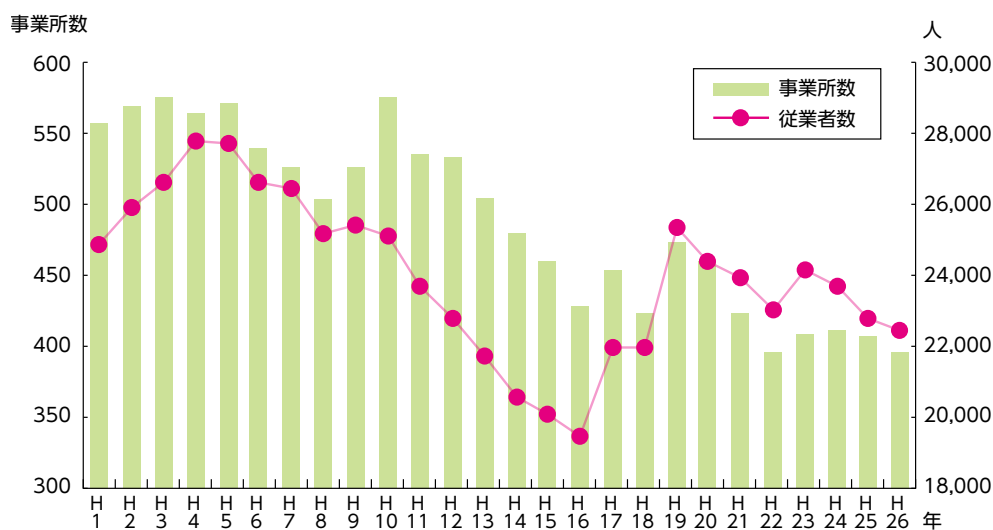
※平成 27 年 10 月から地域金融機関が順次参加

10. 大分県内の支援機関の支援による創業件数



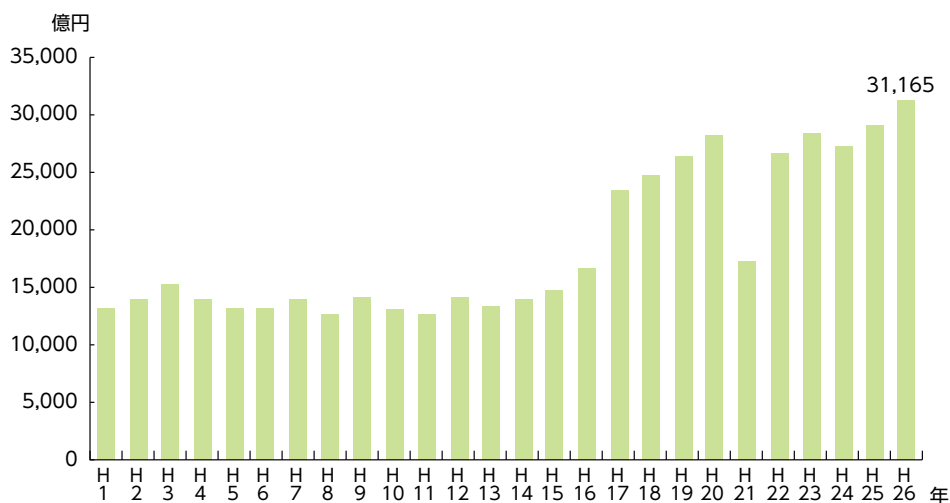
資料：大分県企業立地推進課

11. 大分市における製造業の事業所数・従業者数の推移



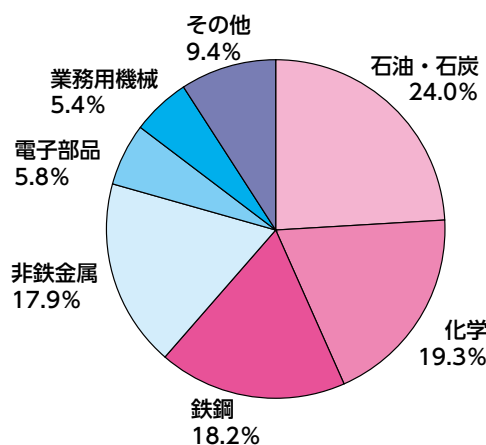
資料：経済産業省「工業統計調査」

12. 大分市の製造品出荷額等の推移



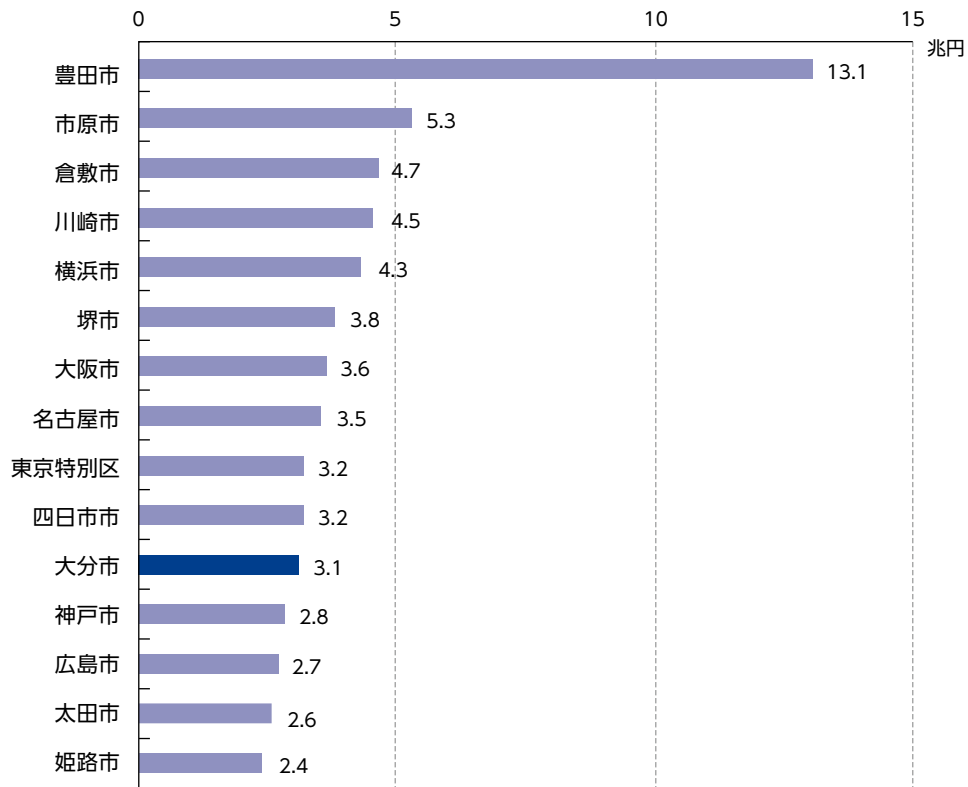
資料：経済産業省「工業統計調査」

13. 大分市の製造品出荷額等の業種別構成比



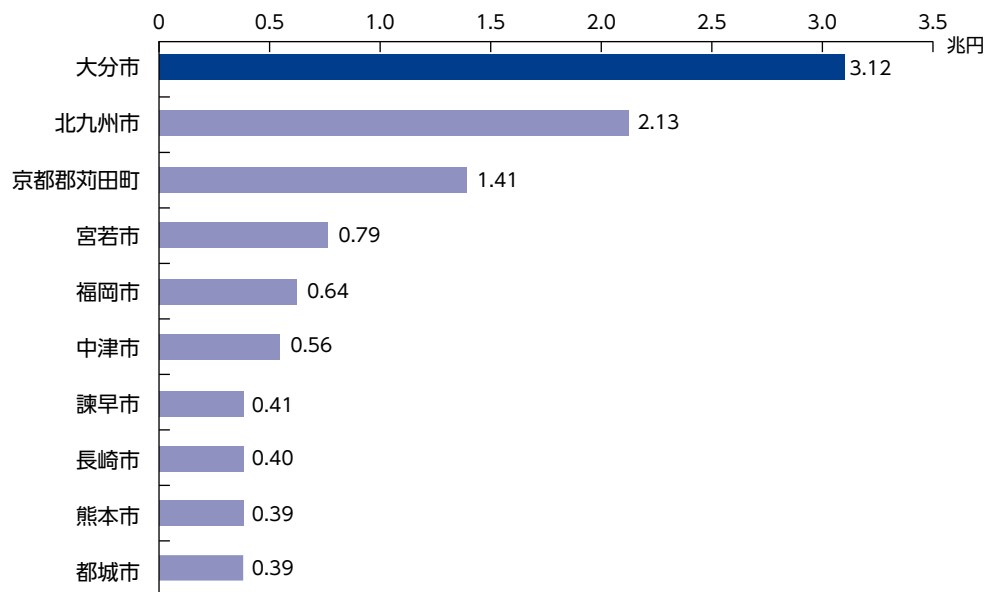
資料：経済産業省「平成26年工業統計調査」

14. 全国の市町村のうち製造品出荷額等の上位 15 市



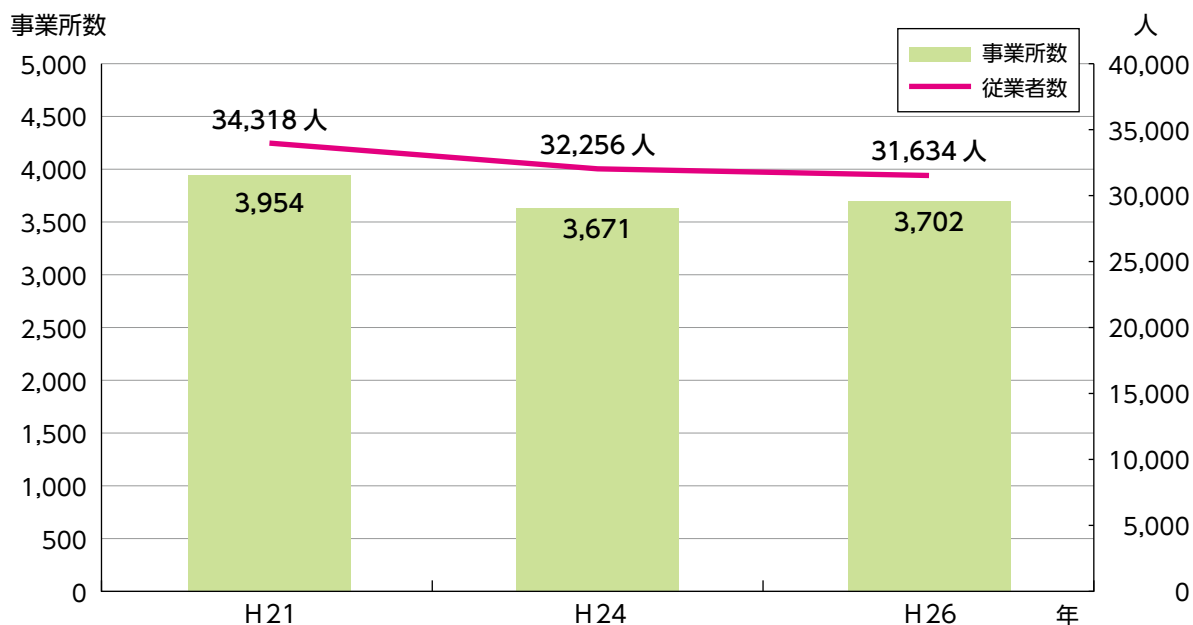
資料：経済産業省「平成26年工業統計調査」

15. 九州内の市町村のうち製造品出荷額等の上位 10 市（再掲）



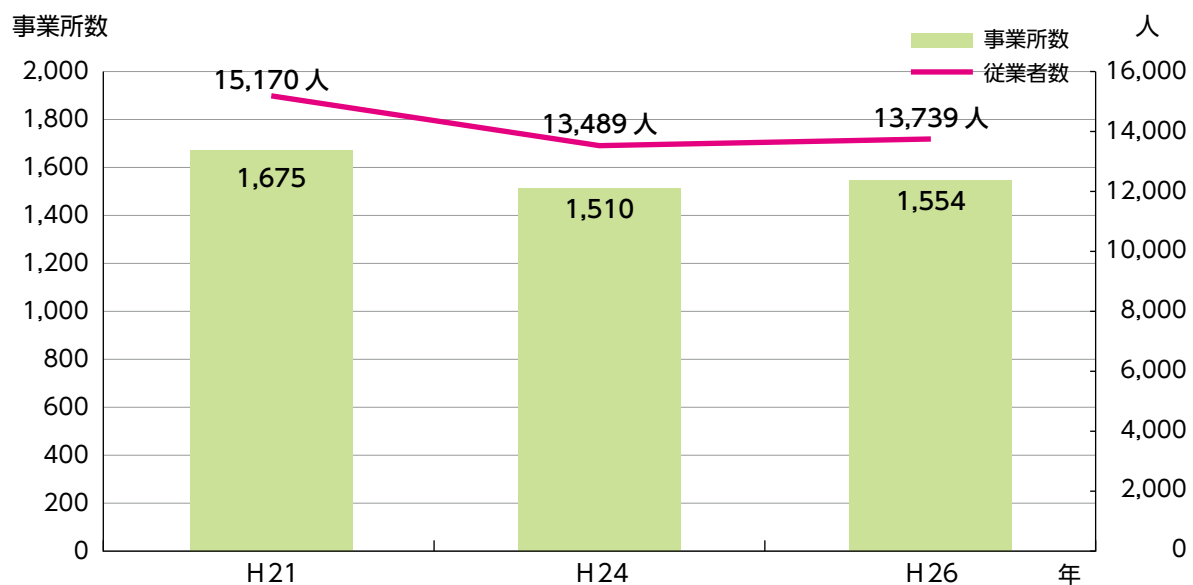
資料：経済産業省「平成26年工業統計調査」

16. 大分市の小売業の事業所数及び従業者数



資料:平成21年 総務省「平成21年経済センサス基礎調査」 平成24年 総務省「平成24年経済センサス活動調査」
平成26年 総務省「平成26年経済センサス基礎調査」

17. 大分市の卸売業の事業所数及び従業者数



資料:平成21年 総務省「平成21年経済センサス基礎調査」 平成24年 総務省「平成24年経済センサス活動調査」
平成26年 総務省「平成26年経済センサス基礎調査」

総論

各論

1. 新たな産業の創出

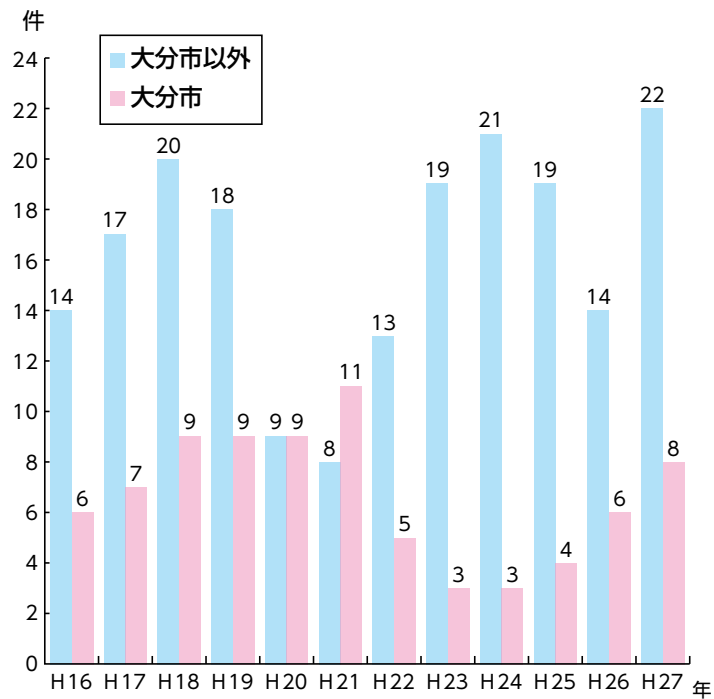
2. 産業集積の推進

3. 企業の競争力の強化

4. 就労支援と勤労者福祉の充実

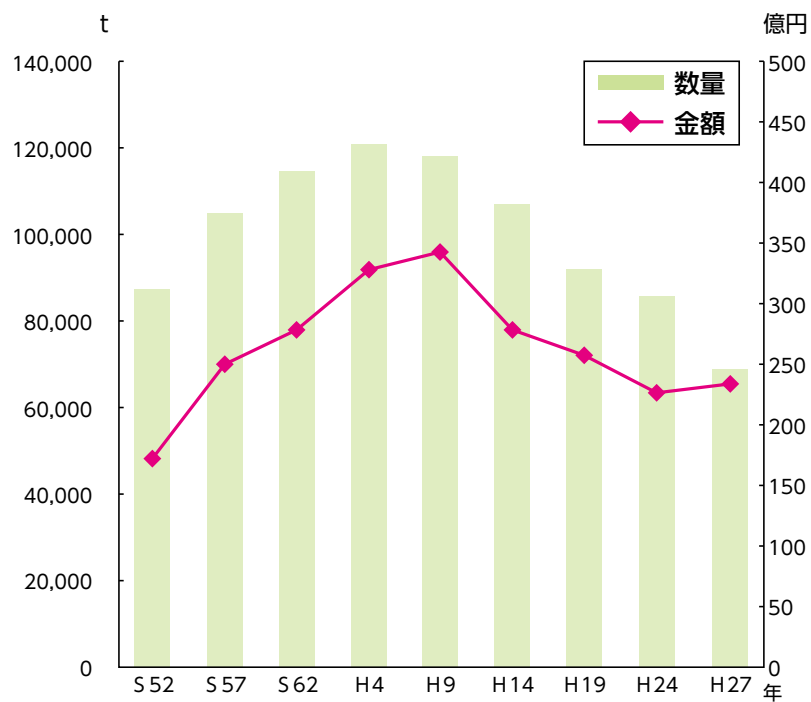
資料編

18. 大分県内の企業立地件数の推移（再掲）



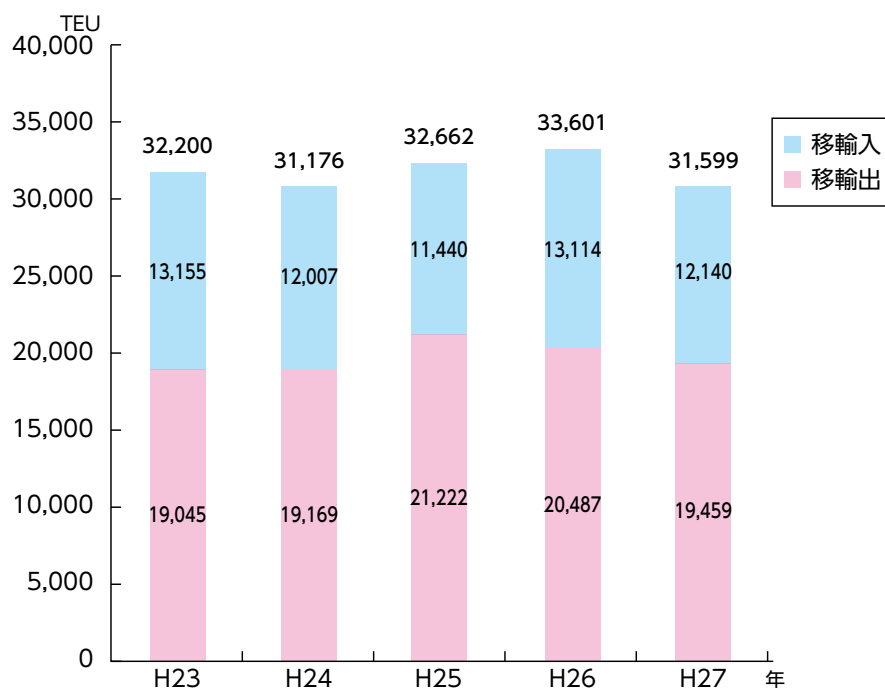
資料：大分県企業立地推進課

19. 大分市公設地方卸売市場の取扱高・取扱金額の推移（再掲）



資料：大分市公設地方卸売市場

20. 大分港大在コンテナターミナルの取扱実入りコンテナ数の推移（再掲）

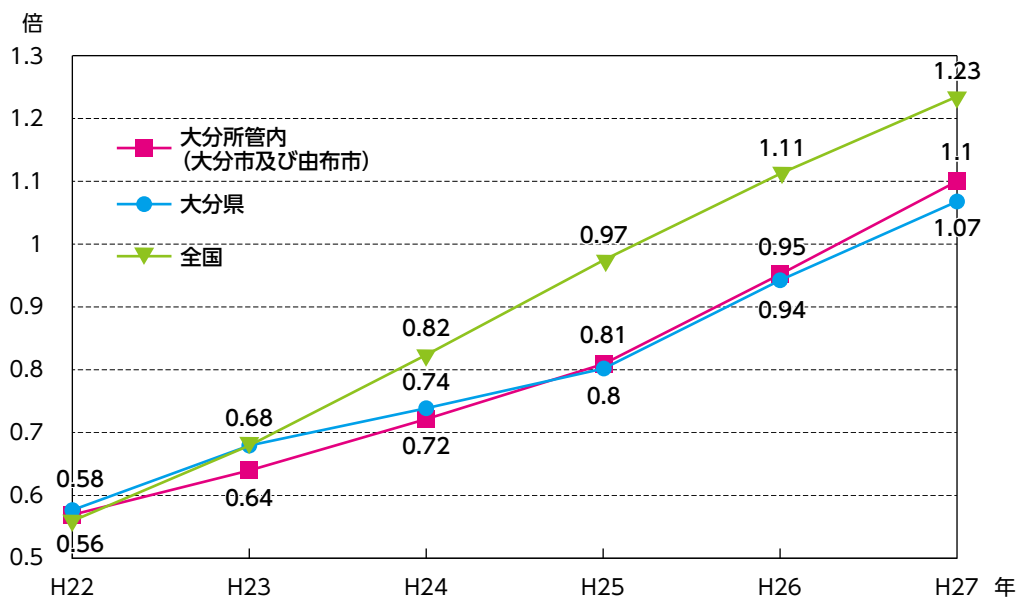


資料：大分県ポートセールス実行委員会

※「実入りコンテナ」：貨物の入った輸送用のコンテナ。

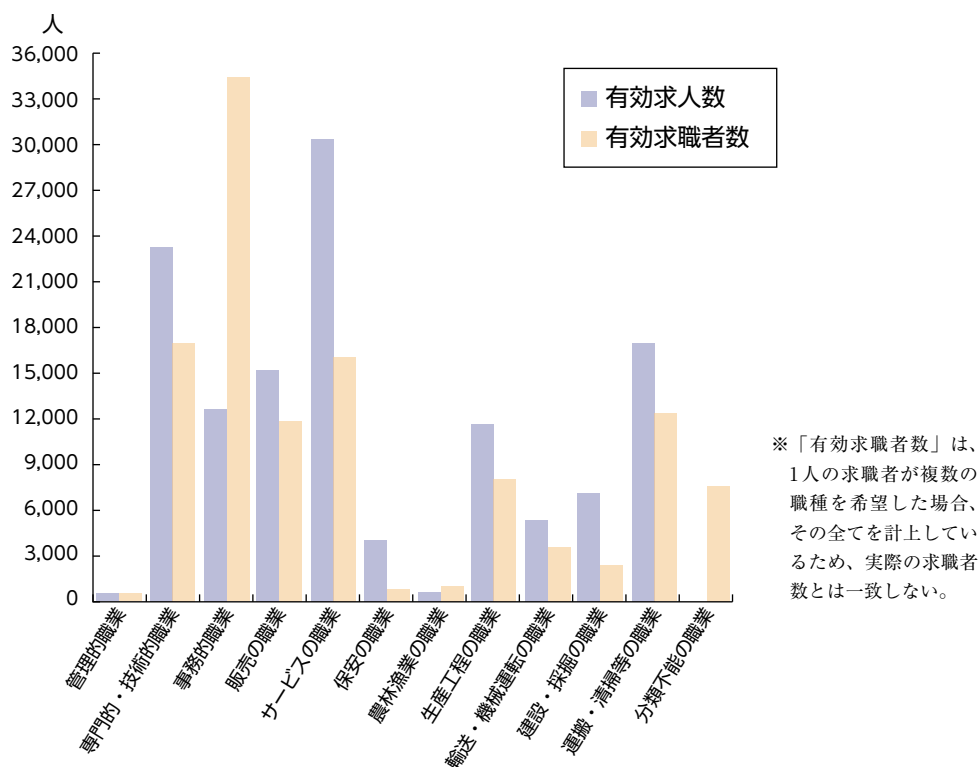
※「TEU」：「Twenty-foot Equivalent Unit」の略で、20フィート（長さ約6m）のコンテナに換算したコンテナ個数の単位。

21. 有効求人倍率の推移（全国、大分県、ハローワーク大分所管内）（再掲）



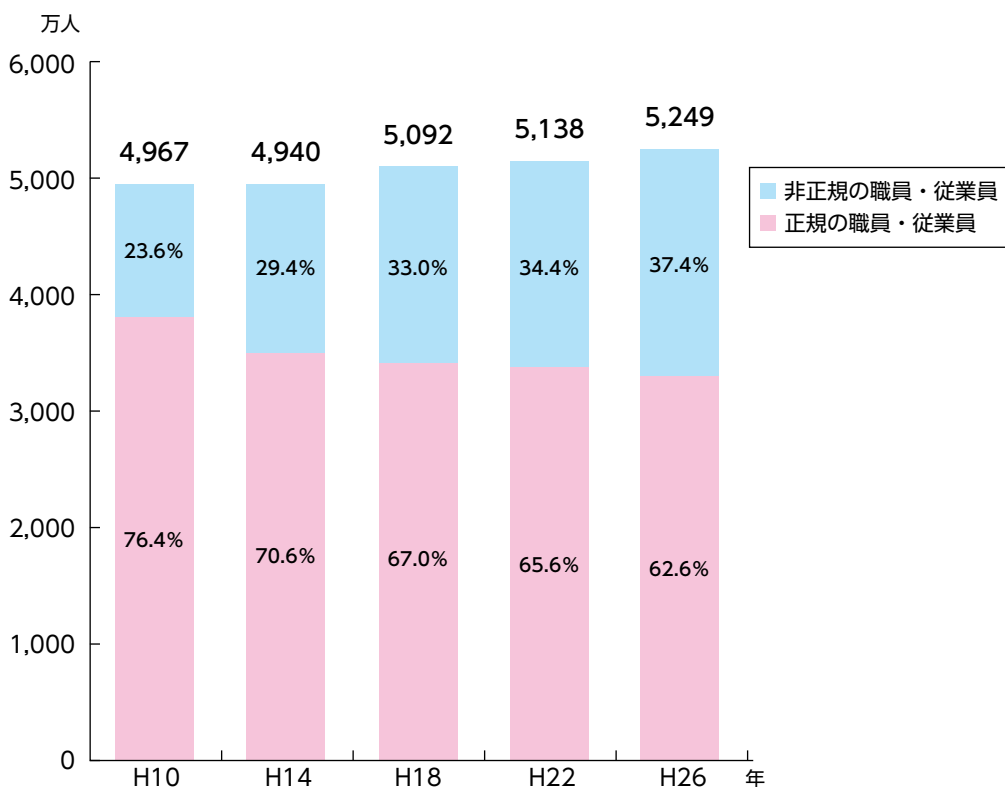
資料：大分労働局「労働市場月報」

22. 大分市の職業別有効求人数・有効求職者数（H 27年度）（再掲）



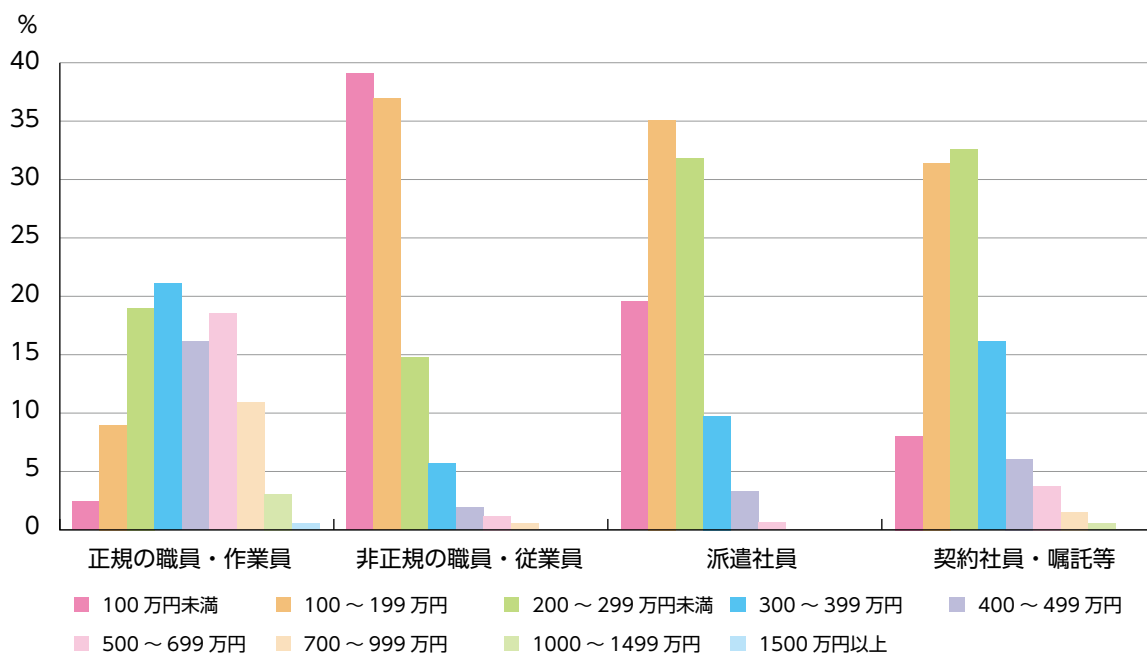
資料：ハローワーク大分 職業別有効求人・有効求職バランスシート

23. 全国の正規の職員・従業員数と非正規の職員・従業員数の推移（再掲）



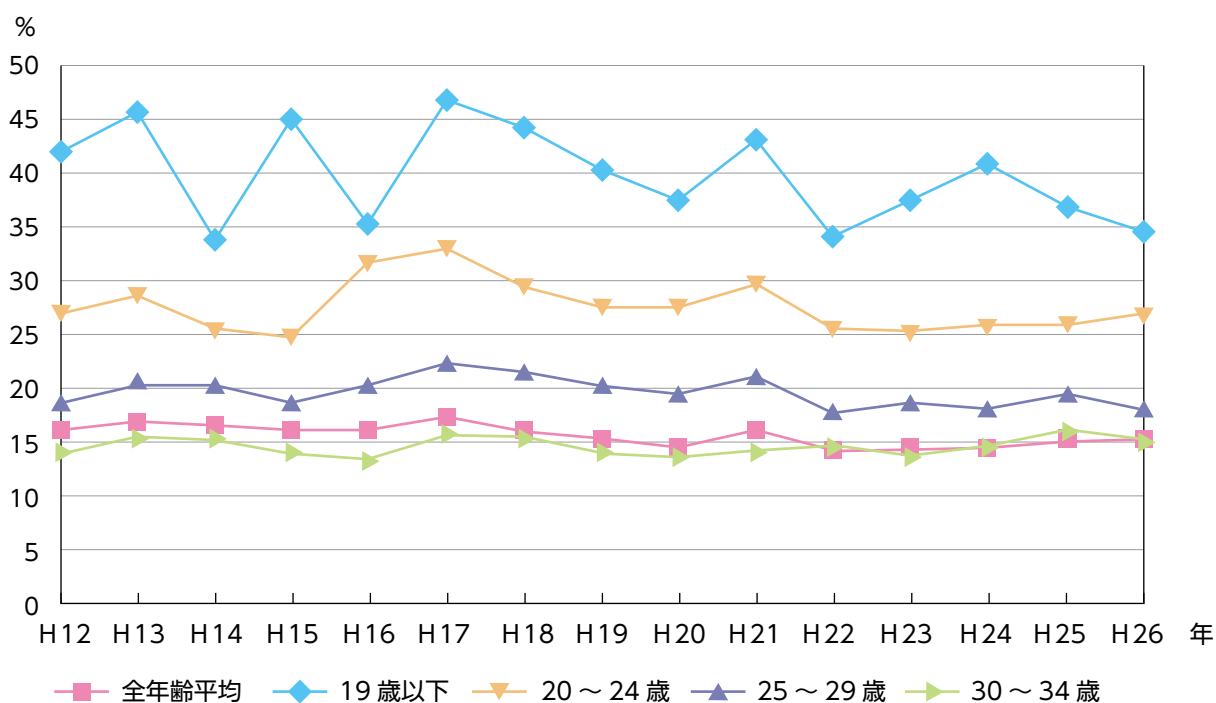
資料：総務省統計局 労働力調査、労働力調査特別調査

24. 全国の就業形態別年収分布



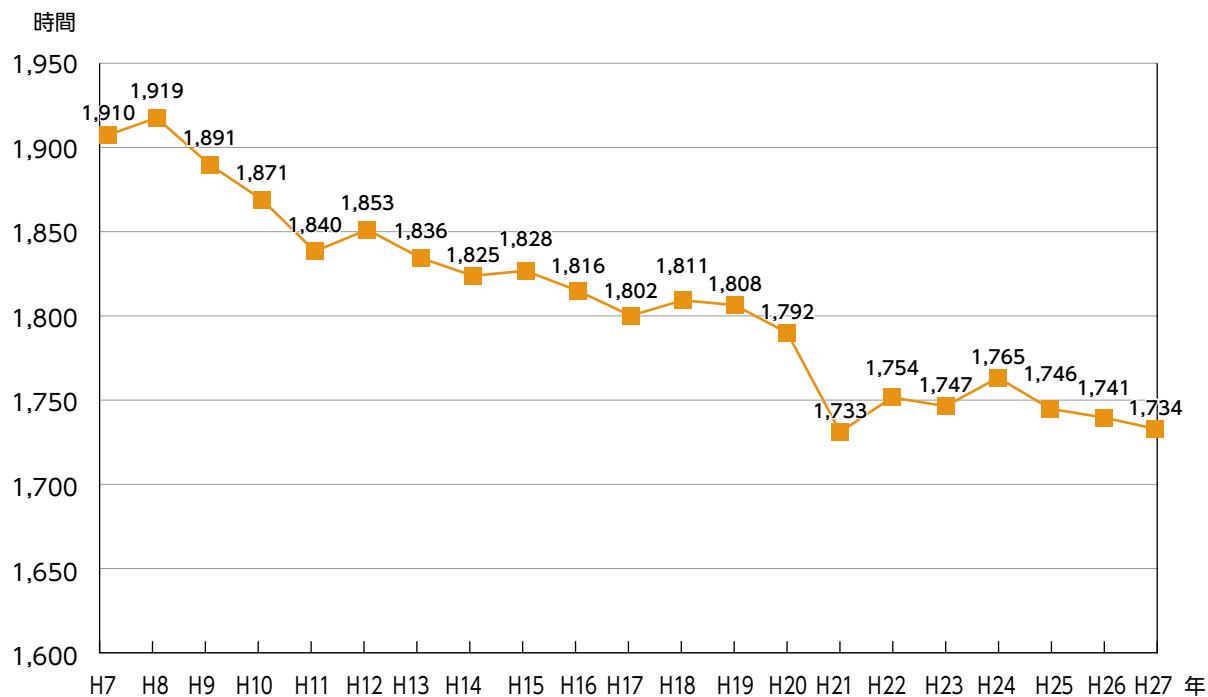
※岩手県、宮城県及び福島県を除く 資料：総務省「労働力調査」

25. 全国の若年層（15～34歳）の離職率の推移

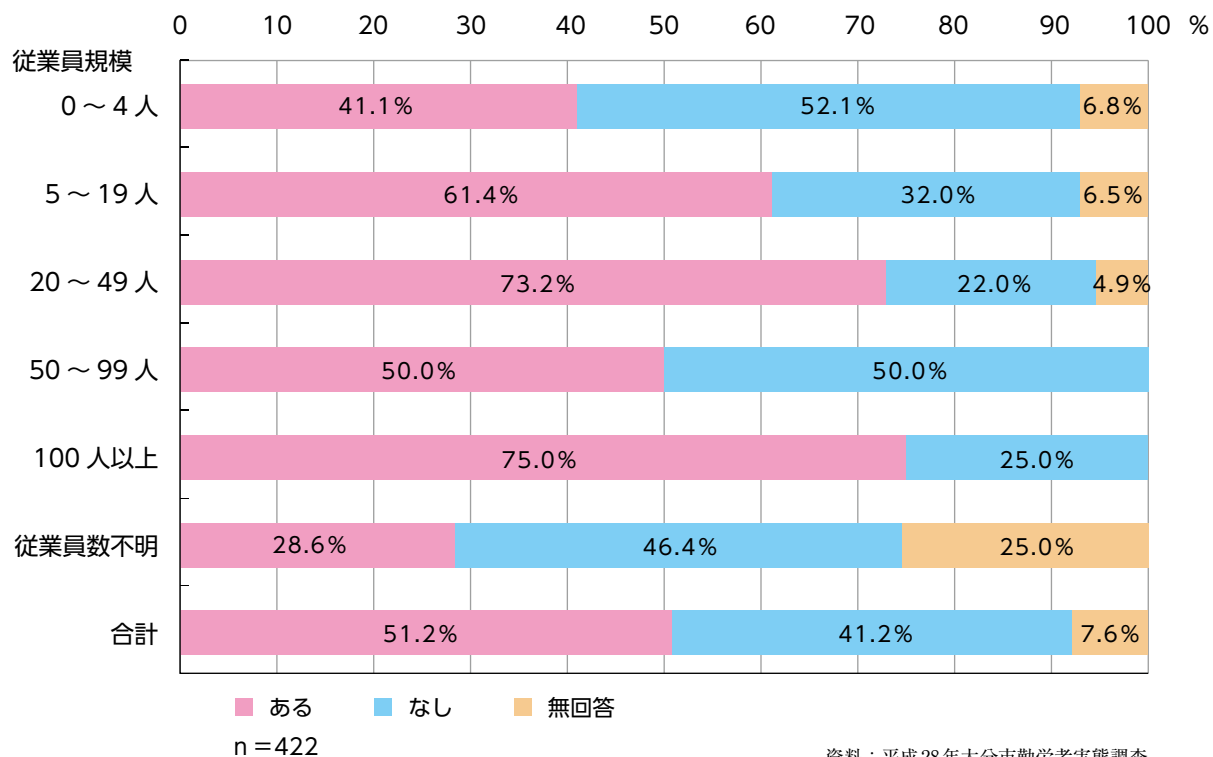


※全年齢平均とは、19歳以下～65歳以上を含む 資料：総務省「雇用動向調査」

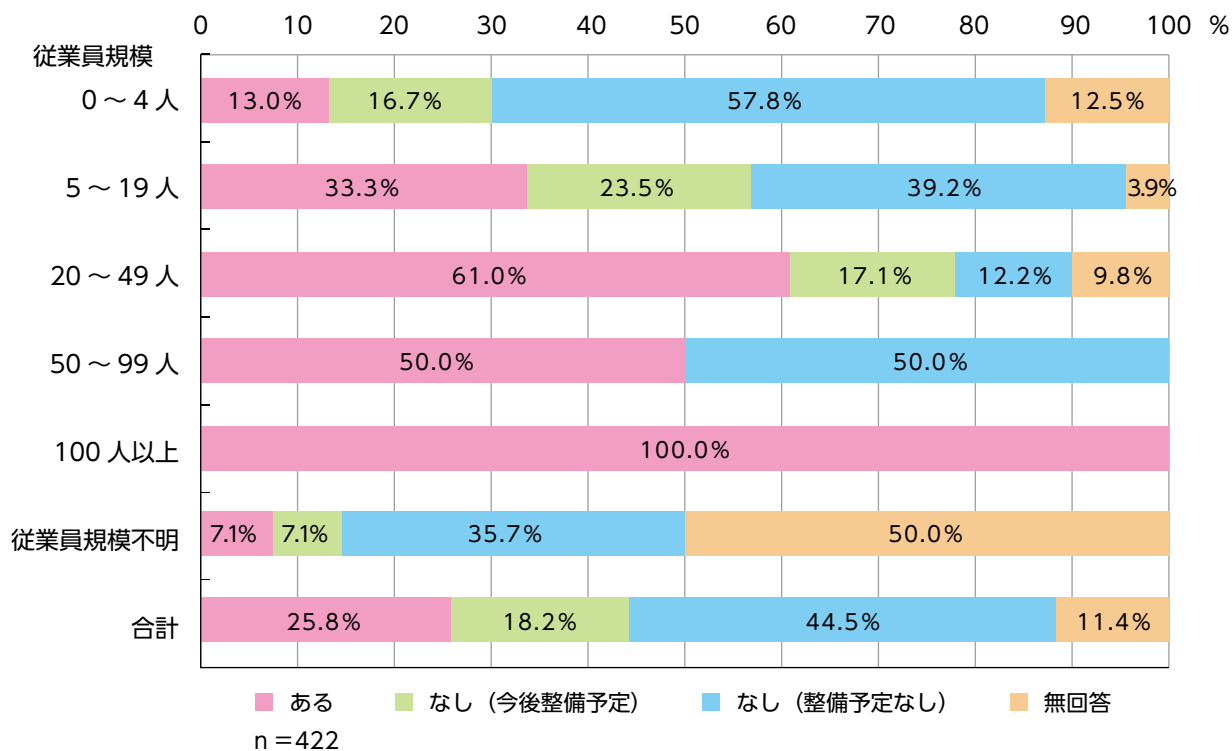
26. 全国の常用労働者 1 人あたりの年間総労働時間の推移



27. 大分市の中小企業における退職金制度の導入状況の推移（従業員規模別）

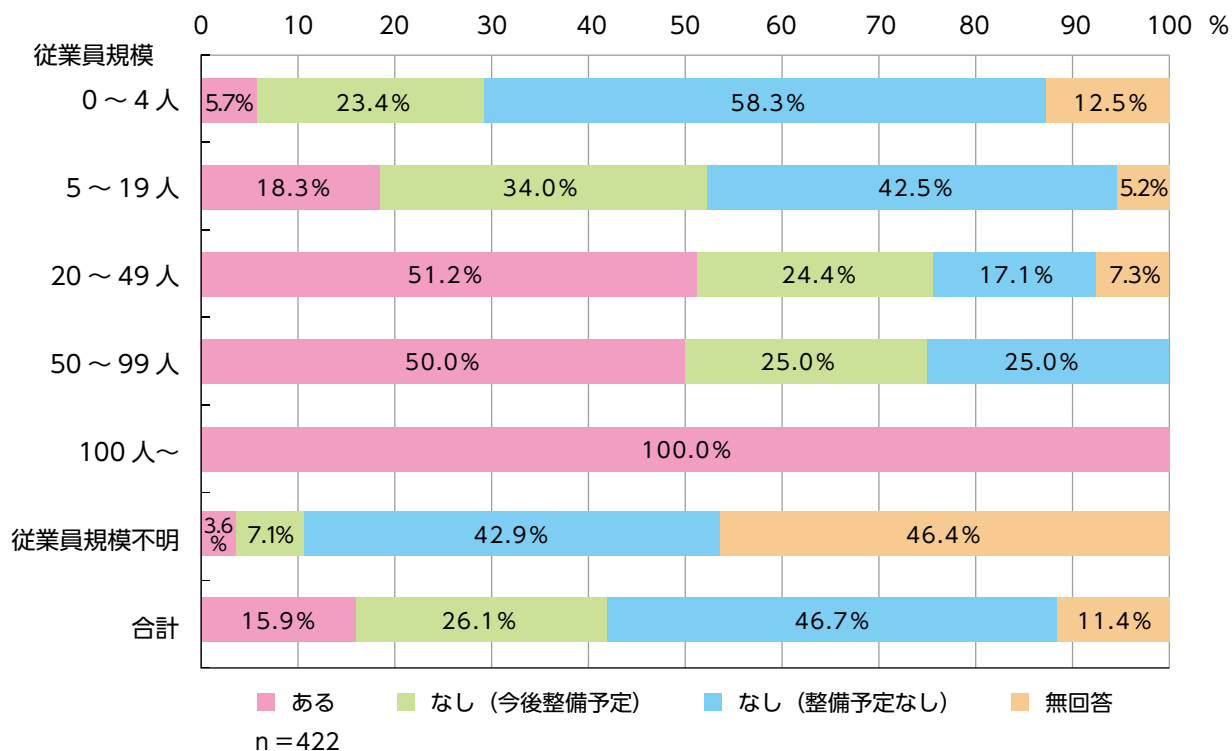


28. 大分市内の中小企業における育児休暇制度の実施状況（従業員規模別）



資料：平成28年大分市勤労者実態調査

29. 大分市内の中小企業における介護休暇制度の実施状況（従業員規模別）



資料：平成28年大分市勤労者実態調査



資料編

4

大分市中小企業振興基本条例

大分市 中小企業振興 基本条例

平成27年
4月1日施行

中小企業の振興は
市民生活の向上に繋がります！



“大分市中小企業振興基本条例”

条例の構成

前文

前文には、この条例を制定する趣旨を示しています。

中小企業は、市内事業所数の9割以上を占め、従業者数においては、7割以上の雇用を創出しており、その成長と発展は、地域の活性化と市民福祉の向上という好循環を生み出します。

そこで、本市は、中小企業振興を市政の最重要政策の一つと位置づけ、中小企業の自助努力を基本に、市民、大企業、中小企業支援団体、金融機関、学校等と行政が一体となって、取組を進める姿勢を明示しています。

第1条

目的 中小企業の振興は、市民生活の向上に繋がります。

中小企業の振興に関し、基本理念、市の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的・計画的に推進することで、中小企業の活性化を図り、本市経済の持続的な発展と市民生活を向上させることを目的としています。

第3条

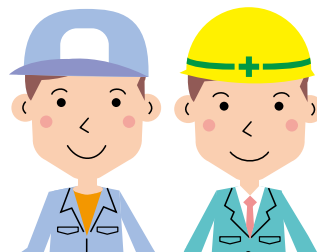
基本理念 中小企業の振興における基本的な考え方を定めています。

- 1 中小企業の振興のためには、中小企業が自ら頑張ることが大事であり、中小企業の自主的な努力と創意工夫を尊重します。
- 2 中小企業振興のために本市の豊かな自然、豊富な人材、多様な技術等の様々な資源を総合的に活用します。
- 3 中小企業の振興は、市や中小企業支援団体等の関係機関が中小企業とともに相互に連携して推進していきます。
- 4 小規模企業に配慮する等、中小企業の経営規模を勘案し、中小企業振興を推進していきます。

第4条

中小企業の自助努力 中小企業の役割として「中小企業の自助努力」を定めています。 中小企業振興の推進には、まず中小企業の自主的な努力が必要です。

- 1 事業計画の作成等により事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲をもって創意工夫を重ね、その活動の維持改善や人材育成に努めます。
- 2 組合等を組織することは、相互の連携、経営の合理化や安定に繋がり、新製品や新技術の開発等も進むことから、事業の共同化、組合の組織化等、相互の連携及び協力を努めます。
- 3 中小企業は、地域のイベントや防災活動等で地域社会においても重要な役割を果たしていることから、社会的責任を認識し、まちづくりの担い手として、暮らしやすい地域社会に貢献します。



を施行しました。

平成27年
4月1日施行

第5条

市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関と連携し、中小企業振興施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、施策の推進にあたり、必要な情報の収集や提供を行います。



第6条 、 第9条

中小企業支援団体の責務 金融機関等の役割 大企業の役割 学校・大学等の役割

● 中小企業支援団体

中小企業に対して事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善や創業の支援を行います。

● 金融機関等

中小企業に対しての必要な資金の調達や経営改善への支援に協力するよう努めます。

● 大企業

自らの事業活動において中小企業が果たす役割の重要性を認識し、中小企業と連携し、協力するよう努めます。

また、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めます。

● 学校（小学校、中学校、高校、大学、専門学校等）

地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めます。

● 大学等（大学、高等専門学校、研究機関）

中小企業が行う研究や人材育成等に協力するよう努めます。



第10条

市民の理解と協力

中小企業の振興は、本市の経済の発展、雇用の創出や市民生活の向上に繋がります。（注）

このような中小企業振興の取組について、市民がその必要性を理解し、地域商店の利用、市内産品・製品の活用などを通じた協力を努めます。

（注）中小企業振興の取組が必要な理由

市内の事業所の9割以上が中小企業であることから、中小企業の発展は本市経済の発展やさらなる雇用の創出に繋がります。また、中小企業の従業者は全ての事業所の従業者の7割以上を占めており、中小企業が発展することでそこで働く人の生活も向上します。

さらに、中小企業の活動が活性化することは、税収の増加にも繋がるため、市は道路等の都市基盤の整備や福祉サービスの充実などの様々な取組を進めることができ、市民生活の向上が期待されます。





第11条 ～ 第16条

基本方針と施策

本市の取り組む中小企業の振興に関する基本方針と施策について定めています。

●5つの基本方針（第11条）

- 1 経営基盤の強化
- 2 経営の拡大及び新分野への進出の促進
- 3 創業の促進
- 4 人材の確保及び育成並びに事業環境の整備
- 5 中小企業の活用による地域内の経済循環の創出

●施策（第12条～第16条）

5つの基本方針に基づいた中小企業振興のための様々な施策を明確にしています。

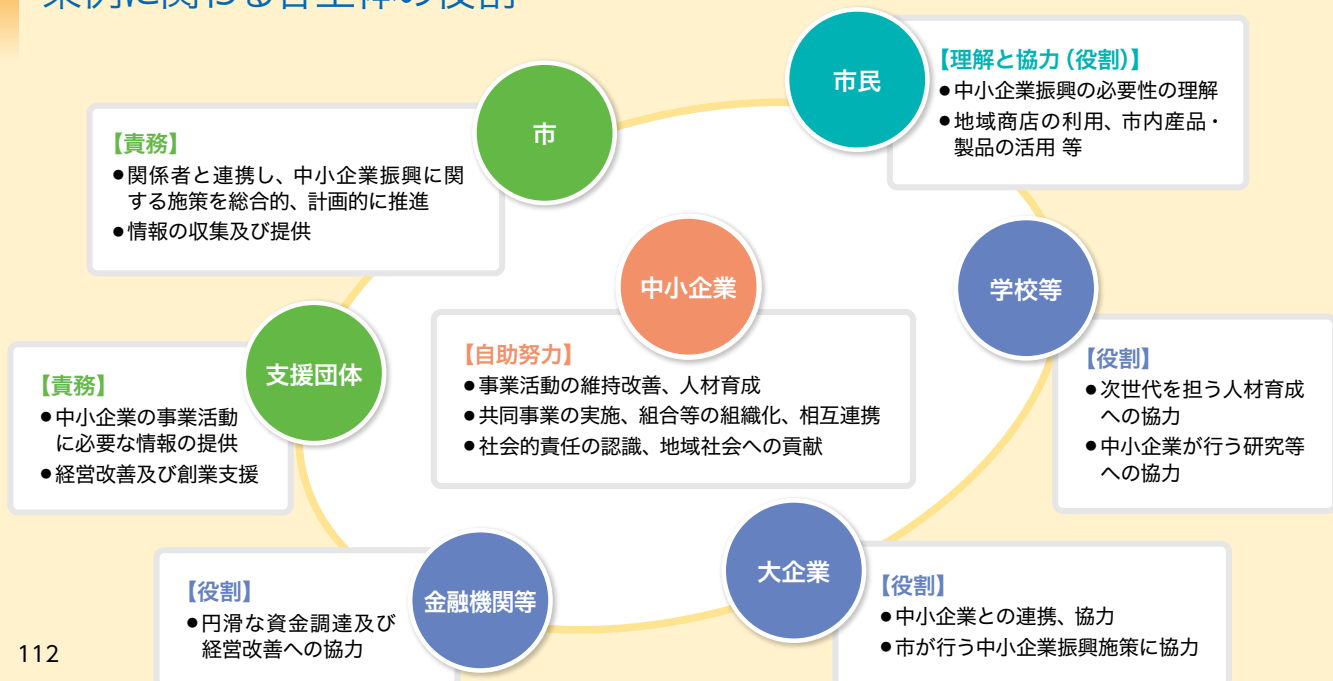
第17条 ～ 第19条

施策を推進するための措置

- 関係者の意見を広く聴く機会を設け、施策を展開していきます。
- 条例の趣旨を反映した各種個別計画を策定します。
- 具体的事業の実施に必要な財源確保に努めます。



条例に関わる各主体の役割



大分市中小企業振興基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第10条)

第2章 中小企業の振興に関する基本的施策

第1節 中小企業の振興に関する基本方針(第11条)

第2節 中小企業の振興に関する施策(第12条—第16条)

第3章 施策を推進するための措置(第17条—第19条)

第4章 雑則(第20条)

附則

大分市は、古来より豊かな自然に恵まれた環境の中で、東九州の要衝の地として栄え、特に、中世、大友宗麟公の時代には、西洋文化の華が咲き誇る国内屈指の国際貿易都市となりました。近年では、昭和39年の「新産業都市」指定を契機に、都市化が進み、東九州における経済産業活動の一大拠点へと成長を遂げ、今日に至っています。

この間、大分市の中小企業は、戦後復興期や高度成長期、石油ショックや金融危機など激動の時代を、的確な判断力と不屈の精神で乗り越え、本市の経済を支えてきました。

事業所数においては市内の9割以上、従業者数においては7割以上を占める中小企業は、産業振興や雇用確保のみならず消費機会の提供や税収の増加をもたらしており、その成長と発展は、地域の活性化と市民福祉の向上という好循環を生み出すなど、魅力と活力あるまちづくりの担い手として、なくてはならない存在となっています。

しかしながら、少子高齢社会の到来による人口減少と国内市場の縮小やグローバル化による競争激化、地球環境・エネルギー問題の深刻化などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、斬新な発想や進取の精神のもと、これまで以上の積極的な活動の展開が求められています。

そこで大分市は、中小企業振興を市政の最重要政策の一つと位置付け、中小企業の自助努力を基本に、市民、大企業、中小企業支援団体その他の関係者、そして行政が一体となって、中小企業が将来にわたって輝き続けるとともに、勤労者がそこで働くことに生きがいを感じ、誇りに思える環境を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、市の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者

(2) 前号に規定する中小企業者の事業の共同化のための組織

2 この条例において「小規模企業」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。

3 この条例において「中小企業支援団体」とは、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体で、市内に事務所を有するものをいう。

4 この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、市内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。

5 この条例において「大企業」とは、第1項第1号に規定する中小企業者以外の事業者(会社及び個人に限る。)で、市内に事務所等を有するものをいう。

6 この条例において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校で、市内に存するものをいう。

7 この条例において「大学等」とは、学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関で、県内に存するものをいう。

8 この条例において「市民」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に通勤し、又は通学する者

(3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、豊かな自然、豊富な人材、多様な技術、バランスの取れた産業構造その他本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、市、中小企業支援団体、金融機関等、大企業、学校及び研究機関が中小企業とともに相互に連携して推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、特に小規模企業の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

(中小企業の自助努力)

第4条 中小企業は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善及び人材育成に努めるものとする。

2 中小企業(第2条第1項第1号に規定する中小企業者に限る。)は、事業の共同化を図るとともに、組合等を組織し、加入する等、相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。

3 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、中小企業支援団体その他の関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

(中小企業支援団体の責務)

第6条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、自らの事業活動において中小企業が果たす役割の重要性を認識し、中小企業と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校及び大学等の役割)

- 第9条** 学校は、社会見学、職場体験活動等を通し、望ましい勤労観・職業観を育てるなどキャリア教育を推進し、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。
- 2 大学等は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

- 第10条** 市民は、中小企業の振興が、本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、市内産品・製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

第2章 中小企業の振興に関する基本的施策

第1節 中小企業の振興に関する基本方針

- 第11条** 市は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。
- (1) 経営基盤の強化を図ること。
 - (2) 経営の拡大及び新分野への進出を促進すること。
 - (3) 創業を促進すること。
 - (4) 人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図ること。
 - (5) 中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること。

第2節 中小企業の振興に関する施策

(経営基盤の強化)

- 第12条** 市は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
- (1) 経営に関する相談及び指導の充実
 - (2) 円滑な資金調達の支援
 - (3) 販路開拓の支援及び取引のあっせん
 - (4) 情報通信技術の活用支援
 - (5) 円滑な事業承継の支援
 - (6) 個別企業に対する支援体制の強化

(経営の拡大及び新分野への進出の促進)

- 第13条** 市は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
- (1) 産業集積の促進
 - (2) 産学官連携等による新技術及び新商品の開発の支援
 - (3) 地域資源を活用したツーリズムの振興
 - (4) 農商工連携の促進
 - (5) 海外における事業展開の支援及び情報提供
 - (6) 知的財産の適切な活用の促進

(創業の促進)

- 第14条** 市は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
- (1) 創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実
 - (2) 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援

(人材の確保及び育成並びに事業環境の整備)

- 第15条** 市は、中小企業の人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 従業員の職業能力開発並びに技術及び技能の継承の促進並びに後継者の育成の支援
- (2) 中小企業への就労促進
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 女性、高齢者及び障がい者が就労しやすい環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)の促進及び勤労者福祉の充実の支援
- (6) 下請取引の適正化

(中小企業の活用による地域内の経済循環の創出)

- 第16条** 市は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
- (1) 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
 - (2) 市内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
 - (3) 柔軟な発注方式による受注機会の拡大

第3章 施策を推進するための措置

(意見の聴取)

- 第17条** 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業の実態を把握するため、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会を設けるものとする。

(計画の策定)

- 第18条** 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。
- 2 市は、前項の計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。
- 3 前項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

- 第19条** 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(委任)

- 第20条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大分市中小企業振興条例の廃止)

- 2 大分市中小企業振興条例(昭和46年大分市条例第49号)は、廃止する。

(大分市税条例の一部改正)

- 3 大分市税条例(昭和38年大分市条例第107号)の一部を次のように改正する。
- 第97条の2第1号中「大分市中小企業振興条例」を「大分市中小企業振興基本条例(平成26年大分市条例第37号)附則第2項の規定による廃止前の大分市中小企業振興条例」に改める。



5

參考資料

資料編

第2次大分市商工業振興計画策定の経過

平成28年	1月28日	第1回策定委員会、委嘱状交付式
		・委員長、副委員長の選任
		・第2次大分市商工業振興計画策定の趣旨の検討
		・事業者向け、市民向けアンケートの検討
	2月15日	事業者向け、市民向けアンケート実施（2月26日まで）
	3月29日	第2回策定委員会
		・計画の構成の検討
		・各論「1. 新たな産業の創出」の検討
		・商店街向けアンケートの検討
	4月18日	商店街向けアンケート実施（4月30日まで）
	5月24日	第3回策定委員会
		・アンケート調査の報告
		・各論「2. 産業集積の推進」の検討
	7月6日	第4回策定委員会
		・各論「1. 新たな産業の創出」「2. 産業集積の推進」の草案の検討
		・各論「3. 企業の競争力の強化」の検討
	8月3日	第5回策定委員会
		・緑生紀夫氏特別講演
		「大分市の地域経済活性化に向けた提案」の開催
		・各論「4. 就労支援と勤労者福祉の充実」の検討
	10月6日	第6回策定委員会
		・第2次大分市商工業振興計画（案）の検討
		・市民意見公募手続き（パブリックコメント）について
	10月17日	市民意見公募手続きの実施（11月16日まで31日間）
	11月29日	第7回策定委員会
		・第2次大分市商工業振興計画（案）の決定
	12月14日	第2次大分市商工業振興計画（案）を市長へ報告
平成28年	12月22日	第2次大分市商工業振興計画の策定



第2次大分市商工業振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2次大分市商工業振興計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を聴くため、第2次大分市商工業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 計画の基本方針に関すること。
- (2) 計画の内容に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 市の職員

(参画依頼等の期間)

第4条 参画依頼又は任命の期間は、計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員（第3条第2項第4号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、商工農政部商工労政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、計画が策定される日限り、その効力を失う。

第2次大分市商工業振興計画策定委員会 委員名簿

		氏 名	主な役職等
1	委員長	井 上 昌 美	国立大学法人大分大学 産学官連携推進機構 准教授
2	副委員長	田 北 裕 之	大分市工業連合会 副会長
3	委 員	福 田 志 郎	株式会社ジャパンセミコンダクター 大分事業所 総務部 参事
4	委 員	藤 野 嗣 久	大分都心まちづくり委員会 理事（株式会社トキハ 業務部長）
5	委 員	和 田 康 宏	株式会社日本政策投資銀行 大分事務所 所長
6	委 員	八 坂 栄 司	株式会社大分銀行 法人営業支援部 公務室 室長
7	委 員	矢 野 利 幸	大分商工会議所 常任相談役
8	委 員	大久保 利 美	野津原町商工会 会長
9	委 員	大 森 洋 一	大分県中小企業団体中央会 組織支援1課長
10	委 員	平 川 暢 教	公益財団法人大分県産業創造機構 地域産業育成課長
11	委 員	繁 義 隆	連合大分 大分地域協議会 事務局長
12	委 員	羽田野 照 雄	公益財団法人大分県総合雇用推進協会 事務局長
13	委 員	岡 野 祐 介	日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター 所長
14	委 員	向 井 康 夫	大分市公設地方卸売市場運営協議会 会長
15	委 員	早 瀬 康 信	一般社団法人大分市観光協会 専務理事
16	委 員	岩 崎 美 紀	一般社団法人大分県中小企業診断士協会 会員
17	委 員	寺 司 志保美	大分県中小企業家同友会 理事（株式会社環境整備産業 専務）
18	委 員	戸 田 美 和	大分市 商工労働観光部 部長



大分市

大分市商工労政課

大分市荷揚町2番31号

TEL 097-537-5625

ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp/>

